

平成二十三年度（二〇一一年度）

平成 23 年 度
(2011 年 度)

学 生 便 覧

学
生
便
覧

東北大学法学部・法学研究科研究大学院

東 北 大 学 法 学 部

東北大学大学院法学研究科
研 究 大 学 院

平成23（2011）年度授業日程

授業等の区分	授 業 等 の 日 程	
	全 学 教 育 科 目	専 門 教 育 科 目
		研究大学院授業科目
前 期 授 業	5月9日(月)～8月12日(金) 9月5日(月)～9月9日(金)	5月9日(月)～8月4日(木)
前期科目試験		8月5日(金)～8月11日(木)
夏 季 休 業	8月15日(月)～9月2日(金)	8月12日(金)～8月19日(金)
補 講	9月12日(月)～9月22日(木)	
連 続 講 義		8月22日(月)～9月28日(水)
連続講義試験		9月29日(木)～9月30日(金)
後 期 授 業	10月3日(月)～12月22日(木)	10月3日(月)～12月22日(木)
冬 季 休 業	12月26日(月)～1月5日(木)	12月26日(月)～1月5日(木)
後 期 授 業	1月6日(金)～1月30日(月) 【1月13日(金)は、休講】	1月6日(金)～1月26日(木) 【1月13日(金)は、授業を行う】
補 講	1月31日(火)～2月13日(月)	2月10日(金)～2月13日(月)
後期科目試験		1月27日(金)～2月9日(木)
学 期 末 休 業	2月14日(水)～3月30日(金)	

平成23年度法学部専門教育科目実施学年暦

(2011. 4～2012. 3)

4 月	日	月	火	水	木	金	土	10 月	日	月	火	水	木	金	土
	...	...	...	...	...	1	2		...	...	...	...	...	...	1
	3	4	5	6	7	8	9		2	3	4	5	6	7	8
	10	11	12	13	14	15	16		9	10	11	12	13	14	15
	17	18	19	20	21	22	23		16	17	18	19	20	21	22
5 月	24	25	26	27	28	29	30	11 月	23	24	25	26	27	28	29
	...	...	...	...	...	...	...		30	31	...	...	...	...	...
	日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7		...	...	1	2	3	4	5
	8	9	10	11	12	13	14		6	7	8	9	10	11	12
6 月	15	16	17	18	19	20	21	12 月	13	14	15	16	17	18	19
	22	23	24	25	26	27	28		20	21	22	23	24	25	26
	29	30	31	...	...	...	...		27	28	29	30	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...		...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...		...	...	...	...	...	...	...
7 月	日	月	火	水	木	金	土	24 年 1 月	日	月	火	水	木	金	土
	...	...	...	...	...	1	2		...	...	...	...	1	2	3
	3	4	5	6	7	8	9		4	5	6	7	8	9	10
	10	11	12	13	14	15	16		11	12	13	14	15	16	17
	17	18	19	20	21	22	23		18	19	20	21	22	23	24
8 月	24	25	26	27	28	29	30	2 月	25	26	27	28	29	30	31
	31	...	...	...	...	...	...		...	...	...	...	...	...	...
	日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土
	...	1	2	3	4	5	6		...	...	...	1	2	3	4
	7	8	9	10	11	12	13		5	6	7	8	9	10	11
9 月	14	15	16	17	18	19	20	3 月	12	13	14	15	16	17	18
	21	22	23	24	25	26	27		19	20	21	22	23	24	25
	28	29	30	31	...	...	...		26	27	28	29	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...		...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...		...	...	...	...	...	...	...
9 月	日	月	火	水	木	金	土	3 月	日	月	火	水	木	金	土
	...	...	...	...	1	2	3		...	...	...	...	1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10		4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17		11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24		18	19	20	21	22	23	24
9 月	25	26	27	28	29	30	...	3 月	25	26	27	28	29	30	31
	...	...	...	...	...	...	...		...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...		...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...		...	...	...	...	...	...	...
	...	...	...	...	...	...	...		...	...	...	...	...	...	...

注) _____ は授業日, _____ は試験期間, _____ は連続講義期間

注) ■ 2月10日は金曜日の補講, 2月13日は月曜日の補講を行う。

注) 6月22日(水)は創立記念日だから授業日とする。

平成24年度カレンダー

(2012. 4 ~ 2013. 3)

4月	日	月	火	水	木	金	土	10月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7		…	1	2	3	4	5	6
	8	9	10	11	12	13	14		7	8	9	10	11	12	13
	15	16	17	18	19	20	21		14	15	16	17	18	19	20
	22	23	24	25	26	27	28		21	22	23	24	25	26	27
	29	30	…	…	…	…	…		28	29	30	31	…	…	…
	…	…	…	…	…	…	…		…	…	…	…	…	…	…
5月	日	月	火	水	木	金	土	11月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	1	2	3	4	5		…	…	…	…	1	2	3
	6	7	8	9	10	11	12		4	5	6	7	8	9	10
	13	14	15	16	17	18	19		11	12	13	14	15	16	17
	20	21	22	23	24	25	26		18	19	20	21	22	23	24
	27	28	29	30	31	…	…		25	26	27	28	29	30	…
	…	…	…	…	…	…	…		…	…	…	…	…	…	…
6月	日	月	火	水	木	金	土	12月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	…	…	…	1	2		…	…	…	…	…	…	1
	3	4	5	6	7	8	9		2	3	4	5	6	7	8
	10	11	12	13	14	15	16		9	10	11	12	13	14	15
	17	18	19	20	21	22	23		16	17	18	19	20	21	22
	24	25	26	27	28	29	30		23	24	25	26	27	28	29
	…	…	…	…	…	…	…		30	31	…	…	…	…	…
7月	日	月	火	水	木	金	土	25年1月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7		…	…	1	2	3	4	5
	8	9	10	11	12	13	14		6	7	8	9	10	11	12
	15	16	17	18	19	20	21		13	14	15	16	17	18	19
	22	23	24	25	26	27	28		20	21	22	23	24	25	26
	29	30	31	…	…	…	…		27	28	29	30	31	…	…
	…	…	…	…	…	…	…		…	…	…	…	…	…	…
8月	日	月	火	水	木	金	土	2月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	…	1	2	3	4		…	…	…	…	…	1	2
	5	6	7	8	9	10	11		3	4	5	6	7	8	9
	12	13	14	15	16	17	18		10	11	12	13	14	15	16
	19	20	21	22	23	24	25		17	18	19	20	21	22	23
	26	27	28	29	30	31	…		24	25	26	27	28	…	…
	…	…	…	…	…	…	…		…	…	…	…	…	…	…
9月	日	月	火	水	木	金	土	3月	日	月	火	水	木	金	土
	…	…	…	…	…	…	1		…	…	…	…	…	1	2
	2	3	4	5	6	7	8		3	4	5	6	7	8	9
	9	10	11	12	13	14	15		10	11	12	13	14	15	16
	16	17	18	19	20	21	22		17	18	19	20	21	22	23
	23	24	25	26	27	28	29		24	25	26	27	28	29	30
	30	…	…	…	…	…	…		31	…	…	…	…	…	…

目 次

(平成23年度入学者用)

東北大学学部通則	1
東北大学学部通則細則	16
東北大学法学部規程	18
東北大学法学部履修内規	25
履修案内	
1. 総説	28
2. 卒業要件について	30
3. 全学教育科目の履修について	30
4. 専門教育科目の履修について	31
5. 教職科目の履修について	40
6. 履修科目として登録できる単位数の上限について	40
7. 早期卒業制度について	41
8. 成績評価に対する不服申立制度について	41
東北大学法学部の教育理念及び教育目標	43
東北大学大学院通則	45
東北大学大学院通則細則	70
東北大学大学院法学研究科規程	73
東北大学大学院法学研究科履修内規	80
東北大学大学院法学研究科研究大学院 履修案内	84
平成23（2011）年度 法学研究科研究大学院開設授業科目	88
国際高等研究教育院について	92
学位規則	93
東北大学学位規程	97
東北大学研究生規程	103
東北大学研究生規程細則	107
東北大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱規程	108
東北大学学生の授業料免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程	111
海外留学について	118
学都仙台単位互換ネットワークについて	122
教育職員免許状の取得について	123

学生心得	135
法学部教室等の使用について	140
法学部・法学研究科図書室の利用について（学部学生）	142
東北大学法学会会則及び会費規定	143
東北大学法学部同窓会会則	145
法学部・法学研究科教職員名簿	147
年間行事予定表	149
文・教育・法・経済学部 配置図	151
法学部棟平面図	152
文学部・法学部合同研究棟	153
文学部・教育学部研究棟	154

- 東北大学学部通則
- 東北大学学部通則細則
- 東北大学法学部規程
- 東北大学法学部履修内規
- 履修案内
- 東北大学法学部の教育理念及び教育目標

東 北 大 学 学 部 通 則

制 定 昭和27年12月18日

最終改正 平成 23 年 3 月

目 次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 入学，再入学，転学科，転学部，転入学及び編入学（第 6 条—第17条）

第 3 章 休学（第18条—第20条）

第 4 章 転学，退学及び除籍（第21条—第23条）

第 5 章 教育課程及び履修方法（第24条—第26条の 2）

第 5 章の 2 他大学又は短期大学における授業科目の履修等及び留学等

（第26条の 3—第26条の 5）

第 5 章の 3 大学以外の教育施設等における学修（第26条の 6・第26条の 7）

第 6 章 卒業及び学位授与（第27条・第28条）

第 7 章 懲戒（第29条）

第 8 章 授業料（第30条—第35条の 2）

第 9 章 科目等履修生（第36条—第43条）

第10章 特別聴講学生（第44条—第51条）

第11章 外国学生（第52条・第53条）

附 則

第 1 章 総 則

第 1 条 東北大学（以下「本学」という。）に置く学部及び学科は，次のとおりとする。

文 学 部 人文社会学科

教育学部 教育科学科

法 学 部 法学科

経済学部 経済学科，経営学科

理 学 部 数学科，物理学科，宇宙地球物理学科，化学科，地圏環境科学科
地球惑星物質科学科，生物学科

医 学 部 医学科，保健学科

歯学部 歯学科

薬学部 創薬科学科，薬学科

工学部 機械知能・航空工学科，情報知能システム総合学科，化学・バイオ工学科，材料科学総合学科，建築・社会環境工学科

農学部 生物生産科学科，応用生物化学科

2 学部の定員は，別表第1のとおりとする。

第1条の2 学部又は学科等ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については，各学部規程の定めるところによる。

第2条 修業年限は，医学部医学科，歯学部及び薬学部薬学科を除き，4年とする。

2 医学部医学科，歯学部及び薬学部薬学科の修業年限は，6年とする。

3 在学年限は，医学部医学科，歯学部及び薬学部薬学科を除く学部及び学科は6年から8年まで，医学部医学科，歯学部及び薬学部薬学科は9年から12年までの範囲で，各学部が定める。

第3条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

第4条 学年を分けて，次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

第5条 定期休業日は，次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学創立記念日 6月22日

春季休業 4月1日から4月7日まで

夏季休業 7月11日から9月10日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 定期休業日において，必要がある場合には，授業を行うことがある。

3 春季，夏季及び冬季休業の期間は，必要がある場合には，変更することがある。

4 臨時休業日は，その都度定める。

第2章 入学，再入学，転学科，転学部，転入学及び編入学

第6条 入学，転学科，転学部，転入学及び編入学の時期は，学年の初めから30日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず，入学，転学科，転学部，転入学及び編入学の時期は，第2

学期の初めから31日以内とすることがある。

3 再入学の時期は、その都度定める。

第7条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）に定める大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第8条 入学を志願する者に対しては、入学試験の上、入学を許可する。

2 入学試験については、別に定める。

第9条 本学を中途退学した者又は除籍された者で、再び入学を志願するものがあるときは、前条の規定にかかわらず、選考の上、再入学を許可することがある。

第10条 転学科を志願する者があるときは、特別の理由がある場合に限り、別に定めるところにより、選考の上、転学科を許可することがある。

第11条 次の各号の一に該当する者は、別に定めるところにより、選考の上、転学部、転入学又は編入学を許可することがある。

- 一 本学の学生で、転学部を志願するもの
- 二 本学又は修業年限4年以上の他の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者で、本学に転入学又は編入学を志願するもの
- 三 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程（修業年限4年以上のものに限る。）に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。))第90条第1項に規定する者に限る。)で、本学に転入学又は編入学を志願するもの

四 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、本学に編入学を志願するもの

五 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(法第90条第1項に規定する者に限る。)で、本学に編入学を志願するもの

六 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者で、本学に編入学を志願するもの

七 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者で、本学に編入学を志願するもの

八 我が国において、外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者(法第90条第1項に規定する者に限る。)で、本学に編入学を志願するもの

九 前七号と同等以上の学力があると認められる者で、本学に編入学を志願するもの

2 前項第1号から第3号までのいずれかに該当し、転学部又は転入学を志願する場合は、現に在学する学部の学部長又は大学の学長の許可証を、願書に添付しなければならない。

第11条の2 第8条第1項の規定により入学を許可された者が、本学に入学する前に本学、他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学若しくは我が国において、外国の大学若しくは短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの(以下「外国の大学等の課程を有する教育施設」という。)の当該教育課程において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)は、審査の上、第26条の5第1項、第26条の6第1項及び第26条の7第1項の規定により修得したものとみなし、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位を限度に、本学において修得したものと認めることがある。

2 前項の認定は、各学部において行う。

第12条 第9条、第10条又は第11条の規定により再入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間については、審査の上、その一部又は全部を認める。

2 前項の認定は、再入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を許可した学部において行う。

第13条 入学、転学科、転学部、転入学又は編入学を志願する者は、それぞれ所定の期日までに、再入学を志願する者は再入学を願い出るときに、願書を提出しなければならない。

第14条 入学、再入学、転入学及び編入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 前項の検定料の額は、別表第2のとおりとする。

第15条 入学、再入学、転入学又は編入学を許可された者は、入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出た場合を除き、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学、再入学、転入学又は編入学の許可を取り消す。

3 第1項の入学料の額は、別表第2のとおりとする。

第15条の2 特別の事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者等に対しては、入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

2 前項に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

第16条 納付した検定料及び入学料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学試験において、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を実施する場合において、第1段階目の選抜に合格しなかった者については、その者の申出により、第14条第1項に規定する検定料のうち第2段階目の選抜に係る額を返付する。

3 第1項の規程にかかわらず、大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者については、その者の申出により、第14条第1項に規定する検定料のうち前項に規定する額に相当する額を返付する。

第17条 入学、再入学、転入学又は編入学を許可された者は、所定の期日までに、本学所定の宣誓書を提出しなければならない。

2 前項の宣誓書を所定の期日までに提出しない者に対しては、入学、再入学、転入学又は編入学の許可を取り消す。

第3章 休 学

第18条 病気その他の事故により引き続き3月以上修学することができない者は、所定の手続を経て、休学の許可を願い出ることができる。

2 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を超えて許可することがある。

3 休学期間は、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除き、2年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、願い出により2年を超えない範囲内でその延長を許可することがある。

4 医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科の休学期間は、3年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、願い出により3年を超えない範囲内でその延長を許可することがある。

5 休学期間内に、その事故がなくなったときは、復学の許可を願い出ることができる。

第19条 病気その他の事情により修学が不適当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

2 休学期間内に、その事情がなくなったときは、復学を命ずる。

第20条 休学が引き続き3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

第4章 転学、退学及び除籍

第21条 他の大学に転学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第22条 退学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第23条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- 一 病気その他の事故により、成業の見込みがないと認められる者
- 二 第2条第3項に規定する在学年限を経て、なお卒業できない者
- 三 入学金の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者、半額の免除若しくは徴収猶予を許可された者又は免除若しくは徴収猶予の許可を取り消された者で、その納付すべき入学金を所定の期日までに納付しないもの
- 四 授業料の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者
- 五 第18条第3項又は第4項に規定する休学期間に達しても、なお修学できない者

第5章 教育課程及び履修方法

第24条 教育課程は、次の各号に掲げる授業科目をもって編成する。

- 一 全学教育科目

二 専門教育科目

三 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める教職に関する科目

四 前三号に掲げる以外の科目

第24条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第24条の3 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。

第24条の4 1学年の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第24条の5 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると各学部において認める場合には、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

第24条の6 各学部は、授業の方法及び内容、1学年の授業の計画並びに学修の成果に係る評価及び卒業の認定の基準をあらかじめ明示するものとする。

第24条の7 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学年又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めるものとする。

2 各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

第25条 授業科目を履修したと認定された者には、所定の単位を与える。

第26条 学生が他の学部授業科目を履修しようとするときは、所定の手続を経て、その許可を受けなければならない。

第26条の2 この章に規定するもののほか、教育課程及び履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

第5章の2 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等及び留学等

第26条の3 学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学又は短期大学と協議の上、学生が当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学若しくは短期大学又はこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学等」という。）が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の課程を有する教育施設の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、当該外国の大学等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合には、履修を認めた後に当該協議を行うことができる。

第26条の4 学生が外国の大学等において修学することが教育上有益であると各学部において認めるときは、あらかじめ、当該外国の大学等と協議の上、学生が当該外国の大学等に留学することを認めることがある。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、当該外国の大学等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合には、留学を認めた後に当該協議を行うことができる。

3 留学の期間は、在学年数に算入する。

4 第1項及び第2項の規定は、学生が休学中に外国の大学等において修学する場合について準用する。

第26条の5 第26条の3第1項及び第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位（医学部及び歯学部における修得の成果を含む。）並びに前条第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、各学部規程の定めるところにより、本学において修得した単位とみなす。

2 前項の規程により本学において修得したものとみなすことができる単位の限度は、第11条の2第1項、次条第1項及び第26条の7第1項の規定により修得したものと認め、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位とする。

第5章の3 大学以外の教育施設等における学修

第26条の6 学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修で、教育上有益であると各学部において認めるものは、各学部規程の定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

2 前項の規定により本学において履修とみなし与える単位数は、第11条の2第1項、前条第1項及び次条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位を限度とする。

第26条の7 入学する前に学生が行った前条第1項に規定する学修で、教育上有益であると各学部において認めるものは、各学部規程の定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

2 前項の規定により本学において履修とみなし与える単位数は、第11条の2第1項、第26条の5第1項及び前条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位数と合わせて60単位を限度とする。

第6章 卒業及び学位授与

第27条 本学に第2条第1項又は第2項に規定する期間在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、卒業に必要な単位を修得した者又は所定の授業科目を履修し、その試験に合格した者には、卒業を認め、学士の学位を授与する。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除き、本学に3年以上在学した者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第149条に規定する者を含む。）で、前項に規定する卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと各学部において認めるものには、各学部規程の定めるところにより、卒業を認め、学士の学位を授与することができる。

3 第1項の規定による卒業に必要な単位のうち、第24条の2第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を限度とする。

4 第1項及び第2項の規定により学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文 学 部	学士（文学）
教育学部	学士（教育学）
法 学 部	学士（法学）
経済学部	学士（経済学）
理 学 部	学士（理学）

医 学 部	学士(医学, 看護学又は保健学)
歯 学 部	学士(歯学)
薬 学 部	学士(創薬科学, 薬学)
工 学 部	学士(工学)
農 学 部	学士(農学)

第28条 この章に規定するもののほか、学士の学位授与の要件その他学位に関し必要な事項は、東北大学学位規程(昭和30年1月1日制定)の定めるところによる。

第7章 懲 戒

第29条 本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、所定の手続によって懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。
- 3 停学3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

第8章 授 業 料

第30条 授業料の額は、別表第2のとおりとする。

- 2 授業料は、第1学期及び第2学期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期における額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。
- 3 前項の授業料は、授業料の免除又は徴収猶予若しくは月割分納の許可を願い出た場合を除き、第1学期にあっては4月、第2学期にあっては10月に納付しなければならない。ただし、第2学期に係る授業料については、第1学期に係る授業料を納付するときに、併せて納付することができる。

第31条 第1学期又は第2学期の中途において、復学し、又は再入学した者は、授業料の年額の12分の1に相当する額(以下「月割計算額」という。)に、復学し、又は再入学した月からその学期の末日までの月数を乗じて得た額の当該学期の授業料を、復学し、又は再入学した月に納付しなければならない。

第32条 学年の途中で卒業する見込みの者は、月割計算額に、卒業する見込みの月までの月数を乗じて得た額の授業料を、第1学期の在学期間に係る授業料については4月に、第2学期の在学期間に係る授業料については10月に納付しなければならない。

第33条 退学し、転学し、除籍され、又は退学を命ぜられた者は、別に定める場合を除くほか、その期の授業料を納付しなければならない。

- 2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

第34条 経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくはその月割分納をさせることがある。

2 前項に規定する授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

第35条 納付した授業料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、第30条第3項ただし書の規定により第1学期及び第2学期に係る授業料を併せて納付した者が、第2学期に係る授業料の納付時期前に休学し、又は退学した場合には、その者の申出により第2学期に係る授業料相当額を返付する。

第35条の2 この章に規定するもののほか、授業料の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

第9章 科目等履修生

第36条 各学部の授業科目中、1科目又は数科目を選んで、履修を志願する者があるときは、各学部において、学生の履修に妨げのない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

第37条 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。

第38条 科目等履修生の入学資格、在学期間その他については、別に定める。

第39条 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 検定料の額は、別表第2のとおりとする。

第40条 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学の許可を取り消す。

3 入学料の額は、別表第2のとおりとする。

第41条 科目等履修生は、毎学期授業開始前に、その学期の分の授業料を前納しなければならない。

2 授業料の額は、別表第2のとおりとする。

第42条 科目等履修生には、その履修した授業科目について、別に定めるところにより、単位修得証明書を交付することがある。

第43条 本章に規定する場合を除くほか、科目等履修生には、学生に関する規定を準用す

る。

第10章 特別聴講学生

第44条 他の大学，短期大学若しくは高等専門学校^{（以下「外国の大学・短期大学等」という。）}の学生又は外国の大学，短期大学若しくはこれらに相当する高等教育機関等^{（以下「外国の大学・短期大学等」という。）}若しくは外国の大学等の課程を有する教育施設の当該課程の学生で，本学の授業科目の履修を志願するものがあるときは，当該他の大学，短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学・短期大学等若しくは外国の大学等の課程を有する教育施設と協議して定めるところにより，各学部又は学務審議会^{（以下「各学部等」という。）}において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

第45条 特別聴講学生の受入れの時期は，学期の初めとする。

- 2 外国の大学・短期大学等又は外国の大学等の課程を有する教育施設の当該課程の学生を特別聴講学生として受入れる場合において特別の事情があると認めるときは，その受入れの時期は，前項の規定にかかわらず，各学部等においてその都度定めることができる。

第46条 特別聴講学生を受け入れる場合の検定料及び入学金は，徴収しない。

（昭31年4月1日・昭32年3月26日・昭48規20・昭50規31・一部改正）

第46条の2 次の各号の一に該当する者を特別聴講学生として受け入れる場合の授業料は，徴収しない。

- 一 国立の大学，短期大学又は高等専門学校の学生
 - 二 大学間交流協定（大学間協定，部局間協定及びこれらに準じるものを含む。）により授業料を不徴収とされた外国の大学等の学生
- 2 前項各号に掲げる者のほか，大学間相互単位互換協定により授業料を不徴収とされた公立又は私立の大学，短期大学又は高等専門学校の学生を特別聴講学生として受け入れる場合の授業料は，徴収しない。

第47条 特別聴講学生が前条第1項各号の一又は同条第2項に該当する者以外の者である場合の授業料の額は，別表第2のとおりとし，当該特別聴講学生に対する授業の開始前に，その学期の分を徴収する。

第48条 本章に規定する場合を除くほか，特別聴講学生には，学生に関する規定を準用する。

第49条から第51条まで 削除

第11章 外国学生

第52条 外国人で、本学に入学、再入学、転入学又は編入学を志願するものがあるときは、外国学生として入学、再入学、転入学又は編入学を許可することがある。

- 2 外国学生として入学、再入学、転入学又は編入学を志願した者に対し、特別の事情があると各学部において認める場合には、特別の選考を行うことができる。
- 3 外国学生として入学、再入学、転入学又は編入学を許可された者は、所定の期日までに、外国人登録原票記載事項証明書（居住地の市町村長の発行したもの。以下同じ。）を提出しなければならない。
- 4 前項の外国人登録原票記載事項証明書を所定の期日までに提出しない者に対しては、入学、再入学、転入学又は編入学の許可を取り消す。
- 5 外国学生は、定員外とすることがある。

第53条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の検定料、入学科及び授業料は、それぞれ第14条、第15条第1項及び第30条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

附 則

- 1 この通則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 薬学部の総合薬学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者（以下「在学者」という。）が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、在学者並びに平成18年4月1日以後に在学者の属する年次に再入学、転学部、転入学及び編入学する者の修業年限、休学期間、卒業の認定及び学位授与については、改正後の第2条、第18条第3項及び第4項並びに第27条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この通則は、平成18年7月26日から施行する。

附 則

この通則は、平成18年10月23日から施行し、改正後の第16条第3項の規定は、平成19年度における入学を志願する者から適用する。

附 則

- 1 この通則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 工学部の電気情報・物理工学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この通則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 理学部の地球物質科学科は、改正後の第1条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この通則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 医学部医学科の収容定員及び入学定員は、改正後の別表第1 医学部医学科の項の規定にかかわらず、平成21年度から平成34年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。

年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
収容定員	610	629	649	669	689	709	719	720
入学定員	110	119	120	120	120	120	120	120

年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度
収容定員	720	715	710	695	680	665	650	640
入学定員	120	115	115	105	105	105	105	105

附 則

この通則は、平成23年4月1日から施行する。

別表第 1（第 1 条関係）

学部	学科	収容定員	入学定員
文学部	人文社会学科	人 840	人 210
教育学	教育科学科	280	70
法学部	法学科	640	160
経済学部	経済学科	540	130 (10)
	経営学科	540	130 (10)
理学部	数学科	180	45
	物理学科	312	78
	宇宙地球物理学科	164	41
	化学科	280	70
	地圏環境科学科	120	30
	地球惑星物質科学科	80	20
	生物学科	160	40
医学部	医学科	630	105
	保健学科	608	144 (16)
歯学部	歯学科	318	53
薬学部	創薬科学科	240	60
	薬学科	120	20
工学部	機械知能・航空工学科	936	234
	情報知能システム総合学科	972	243
	化学・バイオ工学科	452	113
	材料科学総合学科	452	113
	建築・社会環境工学科	428	107
農学部	生物生産科学科	360	90
	応用生物化学科	240	60

備考 入学定員の欄中括弧を付したものは、編入学定員である。

別表第 2（第14条，第15条，第30条，第39条，第40条，第41条，第47条関係）

区分	検定料	入学科	授業料
学部学生	入学 円 再入学，転入学及び編入学 30,000	円 282,000	円 535,800
科目等履修生	9,800	28,200	14,800
特別聴講学生	—	—	14,800

備考

- 第 16 条第 2 項に定める選抜に係る検定料の額は，第 1 段階目の選抜にあつては 4,000 円，第 2 段階目の選抜にあつては 13,000 円とする。
- 学部学生の授業料は，年額である。
- 科目等履修生及び特別聴講学生の授業料は，1 単位に相当する授業についての額である。

東北大学学部通則細則

制 定 昭和39年3月17日
最終改正 平成21年2月

第1条 入学の許可は、入学試験審議会の議を経て、総長が行う。

第2条 再入学の許可は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長が行う。

第3条 所属する学科の決定は、教授会の議を経て学部長が行う。

第3条の2 転学科の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

第4条 転学部、転入学及び編入学の許可は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長が行う。

第5条 入学、再入学、転学部、転入学及び編入学の許可の取消しは、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の承認を得て学部長が行う。

第6条 休学及び復学の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

2 休学及び復学を命ずる場合は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の承認を得て学部長が行う。

第7条 転学及び退学の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

第7条の2 除籍は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の承認を得て学部長が行う。

第7条の3 授業科目の履修に関する他の大学、短期大学若しくは高等専門学校（以下「他の大学等」という。）又は外国の大学、短期大学若しくはこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学等」という。）若しくは外国の大学若しくは短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの（以下「外国の大学等の課程を有する教育施設」という。）との協議並びに留学又は休学中における修学に関する外国の大学等との協議は、教授会の議を経て学部長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合には、学部長の申出に基づき、当該協議を総長が行うことがある。

第7条の4 他の大学等における授業科目の履修、外国の大学等が行う通信教育における授業科目の我が国においての履修、外国の大学等の課程を有する教育施設の当該教育課程における授業科目の我が国においての履修並びに外国の大学等への留学及び休学中における修学の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

第8条 懲戒は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の命により、学部長が行

う。

- 2 総長は、前項の規定により学部長に懲戒を命じたときは、教育研究評議会に報告するものとする。

第8条の2 停学の解除は、教授会の議を経て学部長が総長に申請し、総長の命により、学部長が行う。

- 2 総長は、前項の規定により学部長に停学の解除を命じたときは、教育研究評議会に報告するものとする。

第9条 学士の学位の授与は、学部長の証明により総長が行う。

第10条 第1条、第5条から第7条の2まで、第8条第1項及び第8条の2第1項の規定は、科目等履修生について準用する。この場合において、第1条中「入学者選抜委員会の議を経て、総長」とあるのは「教授会の議を経て、学部長」と、第5条、第6条第2項及び第7条の2中「学部長が総長に申請し、総長の承認を得て学部長」とあるのは「学部長」と、第8条第1項及び第8条の2第1項中「学部長が総長に申請し、総長の命により、学部長」とあるのは「学部長」と読み替えるものとする。

第11条 科目等履修生の在学期間の延長及び履修単位の増減の許可は、教授会の議を経て学部長が行う。

第12条 削除

第13条 学部における特別聴講学生の受入れの許可及び許可の取消しは、教授会の議を経て学部長が行う。

- 2 学務審議会における特別聴講学生の受入れの許可及び許可の取消しは、学務審議会の議を経て学務審議会委員長が行う。

第14条 学部長は、第3条の規定による決定をし、第3条の2、第6条第1項、第7条若しくは第7条の4の規定による許可をし、又は第7条の3第1項の規定による協議をしたときは、総長に報告しなければならない。

- 2 学務審議会委員長は、前条第2項の規定による許可及び許可の取消しをしたときは、総長に報告しなければならない。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年6月19日から施行し、改正後の第1条の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

東 北 大 学 法 学 部 規 程

制 定 平成5年4月1日

最終改正 平成21年2月

目 次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 入学, 転入学, 編入学, 転学部及び再入学(第4条—第7条)
- 第3章 教育課程の編成(第8条)
- 第4章 全学教育科目等の授業, 履修方法及び試験(第9条—第10条の2)
- 第5章 専門教育科目の授業, 履修方法及び試験(第11条—第19条)
- 第6章 他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び留学等(第20条—第22条)
- 第6章の2 大学以外の教育施設等における学修(第22条の2—第22条の3)
- 第7章 卒業(第23条)
- 第8章 科目等履修生(第24条—第29条)
- 第9章 特別聴講学生(第30条)
- 附 則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 東北大学法学部(以下「本学部」という。)における入学, 転入学, 編入学, 転学部, 再入学, 修学, 試験及び卒業等については, 東北大学学部通則(昭和27年12月18日制定)に定めるところのほか, この規程による。ただし, 教授会は, この規程にかかわらず, 必要に応じ特例を定めることができる。

第1条の2 本学部は, 法学及び政治学の正確な知識を備え, 広い視野から社会に潜在する諸問題の発見及び分析をし, 並びにその解決に主体的に取り組むことにより, 社会の発展に寄与することのできる人材を養成することを目的とする。

第2条 法学部に, 法学科を置く。

第3条 学生の在学年限は, 8年とする。

第2章 入学, 転入学, 編入学, 転学部及び再入学

(入 学)

第4条 入学に関し必要な事項は, 教授会が別に定める。

(転入学, 編入学及び転学部)

第5条 収容定員に余裕のある場合は, 教授会の議を経て, 選考のうえ, 転入学, 編入学

又は転学部を許可することがある。この場合の応募資格、選考方法、修得単位数及び履修方法等については、別に定める。

(再入学)

第6条 本学部を中途退学した者又は除籍された者で、再び入学を志願するものがあるときは、教授会の議を経て、選考のうえ、再入学を許可することがある。

(入学前の既修得単位の認定)

第7条 本学、他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学を卒業し、又は中途退学した者で、本学部に入學を許可されたものの当該卒業又は中途退学をした大学又は短期大学において修得した授業科目及び単位は、教授会の定めるところにより、本学部において修得したものと認めることがある。

2 前項の規定により本学部において修得したものと認めることができる単位数は、第21条第1項、第22条の2第1項及び第22条の3第1項の規定により修得したものとみなし、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

3 第1項の認定を受けようとする者は、所定の願書に必要書類を添えて、入学した年度の所定の期日までに、学部長に願い出なければならない。

第3章 教育課程の編成

(授業科目の区分)

第8条 本学部の教育課程は、次の各号に掲げる授業科目をもって編成する。

- 一 全学教育科目
- 二 専門教育科目
- 三 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める教職に関する科目(以下「教職科目」という。)

第4章 全学教育科目等の授業、履修方法及び試験

(全学教育科目等の授業)

第9条 全学教育科目及び教職科目(以下「全学教育科目等」という。)の授業科目及び単位数は、東北大学全学教育科目等規程(平成5年規第91号)第3条による。

(履修方法及び試験)

第10条 全学教育科目等の授業科目の履修方法及び試験については、東北大学全学教育科目等規程に定めるところのほか、教授会が定めるところによる。

(全学教育科目の履修科目の届出の上限)

第10条の2 1学期に全学教育科目の履修科目として届け出ることができる単位数の上限については、別に定める。

第5章 専門教育科目の授業、履修方法及び試験

(専門教育科目の授業)

第11条 専門教育科目の授業科目の区分は、基礎講義科目、基幹講義科目、展開講義科目及び演習とする。

2 基礎講義科目の区分は、私法・公法科目、基礎法科目及び政治学科目とする。

3 専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。

(専門教育科目の履修科目の届出の上限)

第12条 1学期に専門教育科目の履修科目として届け出ることができる単位数の上限については、別に定める。

(専門教育科目の履修手続)

第12条の2 学生は、毎学期の初めにおいて、その選択した専門教育科目の授業科目を学部長に届け出なければならない。

(他学部専門教育科目の履修)

第13条 学生は、学部長の許可を得て、他学部の専門教育科目の授業科目を履修することができる。この場合には、その学部所定の手続によらなければならない。

(他学部学生による履修)

第14条 他学部の学生は、学部長の許可を経て、本学部の専門教育科目の授業科目を履修することができる。

2 前項の場合には、第12条の2の規定を準用する。

(試験による履修の認定)

第15条 専門教育科目の授業科目の履修の認定は、試験による。試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 前項の授業科目の試験(以下この章において単に「試験」という。)は、当該授業科目の授業が終了した学期の終わりにおいて、当該学期の授業担当教員が行う。ただし、特別の事情がある場合において、教授会が別段の定めをしたときは、それによる。

(試験の方法)

第16条 試験は、筆記試験とする。ただし、授業担当教員又は試験を行う教員が必要と認めたときは、教授会の承認を得て、他の方法によることができる。

(受験資格)

第17条 試験は、第12条の2の規定による手続を経て授業を受けた者に限り、受けることができる。

(追試験)

第18条

その年度の3月に卒業する予定の者で、病気その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかったものに対しては、おそくとも試験期間終了後2日以内に願い出た場合に限り、教授会の決定により、第1学期の試験については10月末日までに、第2学期の試験については3月末日までに追試験を行うことがある。

2 その年度の3月に卒業する予定でない者で、病気その他のやむを得ない理由により試験を受けることのできなかったものが、おそくとも試験期間終了後2日以内に願い出たときは、本人の修学上特に必要があると教授会が認める場合に限り、教授会の決定により、前項の追試験を行うことがある。

3 前二項の追試験には、前三条の規定を準用する。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、連続講義科目については、追試験を行わない。

(成績)

第19条 試験の成績は、100点を満点とし、次の区分により評価する。

AA 90点以上

A 80点以上90点未満

B 70点以上80点未満

C 60点以上70点未満

D 60点未満

2 前項による評価AA, A, B, Cは合格とし、評価Dは不合格とする。

3 試験の成績は、公表しない。

第6章 他大学又は短期大学における授業科目の履修及び留学等

(他大学等の授業科目の履修及び留学の許可)

第20条 学生が他大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益であると教授会が認めるときは、あらかじめ、当該他大学又は短期大学と協議の上、学生が当該他大学又は短期大学の授業を履修することを認めることがある。

第20条の2 学生が外国の大学若しくは短期大学又はこれらに相当する高等教育機関等(以下「外国の大学等」という。)において修学することが教育上有益であると教授会が認めるときは、あらかじめ、当該外国の大学等と協議の上、学生が当該外国の大学等に

留学することを認めることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、当該外国の大学等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合には、留学を認めた後に当該協議を行うことがある。
- 3 留学の期間は、在学年数に算入する。
- 4 第1項及び第2項の規定は、学生が休学中に外国の大学等において修学する場合について準用する。

(他大学等の授業科目の履修及び留学の修得単位)

第21条 第20条の規定により履修した授業科目について修得した単位並びに前条第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、教授会の定めるところにより、本学部において修得した単位とみなす。

- 2 前項の規定により本学部において修得したものとみなすことができる単位数は、第7条第1項、第22条の2第1項及び第22条の3第1項の規定により修得したものと認め、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

(雑 則)

第22条 この章に規定するもののほか、他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び外国の大学等への留学に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

第6章の2 大学以外の教育施設等における学修

(大学以外の教育施設等における学修)

第22条の2 学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修で、教授会が定めるものは、本学部における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

- 2 前項の規定により本学部において履修したとみなし与える単位数は、第7条第1項、第21条第1項及び次条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

(入学前の学修の単位認定)

第22条の3 入学する前に学生が行った前条第1項に規定する学修で、教授会が定めるものは、本学部における授業科目の履修とみなし単位を与えることがある。

- 2 前項の規定により本学部において履修したとみなし与える単位数は、第7条第1項、第21条第1項及び前条第1項の規定により修得したものと認め、若しくはみなし、又は履修とみなし与える単位と合わせて60単位を限度とする。

第7章 卒 業

(卒業の要件)

第23条 本学部を卒業するためには、本学部で4年以上在学し、教授会の定めるところにより、全学教育科目の単位を39単位以上及び専門教育科目の単位を90単位以上（うち私法・公法科目2単位以上、基礎法科目2単位以上及び政治学科目2単位以上）修得しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学部で3年以上在学し、前項に規定する卒業に必要な単位を優秀な成績で修得した場合は、卒業を認めることがある。
- 3 第1項の専門教育科目の単位のうち、演習の単位は、合わせて30単位を超えることができない。
- 4 文学部、教育学部及び経済学部の専門教育科目の単位は、演習及び教授会が別に除外した授業科目を除き、20単位を限り、第1項の専門教育科目の単位数に算入することができる。ただし、上記の3学部の専門教育科目の単位のうち、別に定める授業科目以外のものの単位は、合わせて8単位を超えることができない。

第8章 科目等履修生

(入学の許可)

第24条 専門教育科目の特定の授業科目について履修を志願する者があるときは、授業に支障のない場合に限り、教授会の選考を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 前項の履修を志願する者及び前項の規定による科目等履修生は、全学教育科目等の特定の授業科目について履修を志願することができる。この場合には、前項の規定を準用する。

(入学資格)

第25条 次の各号の一に該当する者でなければ、科目等履修生として入学することができない。

- 一 大学（短期大学を除く。）に2年以上在学し、当該大学における所定の課程を修了した者
- 二 短期大学を卒業した者
- 三 前各号と同等以上の学力があると認められる者

(特別許可)

第26条 教授会が特段の事情があると認めるときは、前二条の規定にかかわらず、科目等履修生として入学を許可することがある。

(在学期間)

第27条 科目等履修生の在学期間は、2年を超えることができない。

(単位の修得)

第28条 科目等履修生は、受講した授業科目について試験を受け、単位を修得することができる。

(単位修得証明書の交付)

第29条 科目等履修生が修得した単位に係る授業科目について、証明を願い出たときは、学部長の単位修得証明書を交付する。

第9章 特別聴講学生

(受入れの許可)

第30条 外国の大学等の学生で、本学部の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該外国の大学等と協議して定めるところにより、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

2 特別聴講学生の受入れに関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則 (省略)

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前に入学、転学部及び再入学した者の追試験及び再試験については、改正後の第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成20年度以前に入学及び転学部した者の卒業の要件については、改正後の第23条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

東 北 大 学 法 学 部 履 修 内 規

制 定 平成18年 1 月 1 日

最終改正 平 成 23 年 3 月

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、東北大学法学部規程（平成 5 年規第113号。以下「学部規程」という。）第11条第 3 項及び第23条第 4 項の規定に基づき、東北大学法学部（以下「本学部」という。）における専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法について定めるものとする。

(授業科目及び単位数)

第 2 条 本学部において開講する専門教育科目の授業科目及び単位数は、別表第一による。

2 教授会が必要と認めたときは、前項による授業科目以外の授業科目について、授業を行うことがある。

(履修方法)

第 3 条 学生は、専門教育科目のうち基礎講義科目として開講される授業科目については、私法・公法科目 2 単位以上、基礎法科目 2 単位以上、政治学科目 2 単位以上をそれぞれ選択して必ず履修しなければならない。

2 前項の要件を満たす限りにおいて、学生は、各自の履修すべき専門教育科目の授業科目を自由に選択することができる。ただし、教育上特に必要がある場合において、教授会が別段の定めをしたときは、この限りでない。

(他学部専門教育科目の認定)

第 4 条 文学部、教育学部及び経済学部の専門教育科目のうち次の各号に掲げるものは、学部規程第23条第 1 項の専門教育科目の単位数に算入しないものとする。

(1) 演習

(2) 文学部基礎科目の語学・書道

(3) 教育学部の教職に関する科目（代用科目を含む。）

(4) 経済学部の民法

2 文学部、教育学部及び経済学部の専門教育科目のうち、8 単位を超えて学部規程第23条第 1 項の専門教育科目の単位数に算入することができない授業科目は、別表第二（学部共通科目を除く）に掲げる授業科目以外のものとする。

附 則

1 この内規は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

2 平成22年以前に入学、転学部及び再入学した者の授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第一

専門教育科目

区分	授 業 科 目	単位数	備 考	区分	授 業 科 目	単位数	備 考
基礎講義	私法科・公法	民事法入門	2	展開講義	現代民法特論Ⅱ	2	
		刑事法入門	2		現代民法特論Ⅲ	2	
		司法制度論	2		商取引法	2	
	基礎法科目	法と歴史Ⅰ	2		決済法	2	
		日本近代法史	2		知的財産法	4	
		比較法社会論	2		経済法	4	
		法学の理論	2		国際私法	4	
	政治学科目	西洋政治思想史Ⅰ	2		国際経済法	2	
		日本政治外交史Ⅰ	2		倒産処理法	2	
		ヨーロッパ政治史Ⅰ	2		執行保全法	2	
基礎幹講義	憲法Ⅰ	2	展開講義	労働法	4		
	憲法Ⅱ	2		社会保障法	4		
	憲法Ⅲ	2		法理学	4		
	行政法Ⅰ	4		法社会学	2		
	行政法Ⅱ	4		日本法制史Ⅰ	2		
	刑法Ⅰ	4		日本法制史Ⅱ	2		
	刑法Ⅱ	2		西洋法制史Ⅰ	2		
	刑法Ⅲ	4		西洋法制史Ⅱ	2		
	刑事訴訟法	4		中国法制史	2		
	民法総則	2		ローマ法	2		
	物権法	2		法と歴史Ⅱ	2		
	契約法・債権総論	4		英米法	2		
	不法行為法	2		ドイツ法	2		
	家族法	2		ドイツ法入門	2		
	会社法Ⅰ	4		ドイツ法史	2		
	会社法Ⅱ	2		ドイツ民法	2		
	商法総論・商行為法	2		ヨーロッパ法	2		
	民事訴訟法	4		ロシア・東欧法	2		
	現代政治分析	4		中国法	2		
	国際関係論	4		比較政治学Ⅰ	2		
行政学	4	比較政治学Ⅱ	2				
展開講義	比較憲法	2		西洋政治思想史Ⅱ	4		
	地方自治法	2		日本政治外交史Ⅱ	4		
	都市法	4		ヨーロッパ政治史Ⅱ	4		
	行政法特殊講義	4		東アジア政治外交論	2		
	環境法概論	2		政治理論	2		
	租税法	2		地域研究	2		
	刑事政策	2		現代日本政治	2		
	少年法	2		健康政策	2		
	国際法	4		法情報学	2		
	トランスナショナル組織法	2					
現代民法特論Ⅰ	2						

別表第二

専門教育科目

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
社 会 学 概 論	2	経 済 学 史	4
実 験 心 理 学 概 論	2	金 融 論	4
社 会 心 理 学 概 論	2	財 政 学	4
日 本 史 概 論	2	日 本 経 済 史	4
東 洋 史 概 論	2	経 済 史	4
ヨ ー ロ ッ パ 史 概 論	2	日 本 経 済 済	4
政 治 経 済 学 原 理	4	国 際 経 済	4
ミ ク ロ 経 済 分 析	4	経 営 政 策	4
マ ク ロ 経 済 分 析	4	財 務 会 計	4
経 済 政 策	4		

学部共通科目

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
地 理 学 B	2	宗 教 学 概 論	2
地 誌 学	2	地 域 経 済	4
現 代 哲 学 概 論	2	環 境 経 済	4
倫 理 思 想 概 論	2		

履 修 案 内

1. 総 説

本学部の教育課程は、全学教育科目に属する授業科目、専門教育科目に属する授業科目及び教職科目に属する授業科目をもって編成されている。

上記3種類の授業科目のうち、全学教育科目に属する授業科目は、その授業目的に応じて更に種々のものに区分されているが、その区分は下表の通りである。

区 分			授 業 科 目		単位数	時間数	区分	所要単位数	
基幹科目類	人 間 論 群	思想と倫理の世界 文学の現世 言語表現の世 芸術人間と文化 歴史と人間社会	英文芸人	2	2	選択	2 単位	6 単位	
			歴史と人間社会	2	2	選択			
			経済・政治と社会	2	2	選択			
			法と社会の構造	2	2	選択			
			ジェンダーと人間社会	2	2	選択			
	社 会 論 群	歴史と人間社会	歴史と人間社会	2	2	選択	2 単位		
			経済・政治と社会	2	2	選択			
			法と社会の構造	2	2	選択			
			社会と人間社会	2	2	選択			
			ジェンダーと人間社会	2	2	選択			
	自 然 論 群	自然科学の構造 技術とエネルギー 生命と自然環境 自然科学と環境情報	自然科学の構造	2	2	選択	2 単位		
			技術とエネルギー	2	2	選択			
生命と自然環境			2	2	選択				
自然科学と環境情報			2	2	選択				
自然科学と環境情報			2	2	選択				
展開科目類	人 文 科 学 群	論理学・倫理 哲学 文学 宗教 教育史 言語学 歴史学	論理学・倫理	2	2	選択	2 単位	18単位	
			哲学	2	2	選択			
			文学	2	2	選択			
			宗教	2	2	選択			
			教育史	2	2	選択			
			言語学	2	2	選択			
			歴史学	2	2	選択			
	社 会 科 学 群	社会学 社会心理学 法社会学 本 国 治 理 文化人類学 人文地理学 数 学 概 論	社会学	2	2	選択	2 単位		
			社会心理学	2	2	選択			
			法社会学	2	2	選択			
			本 国 治 理	2	2	選択			
			文化人類学	2	2	選択			
			人文地理学	2	2	選択			
			数 学 概 論	2	2	選択			
	自 然 科 学 群	数学概論 数 学 概 論 数 学 概 論 解析代数学概論 物理学概論 化学概論 生命科学概論 地球環境科学概論 天文科学概論 理科実験群	数学概論	2	2	選択	2 単位		
			数 学 概 論	2	2	選択			
			数 学 概 論	2	2	選択			
			解析代数学概論	2	2	選択			
			物理学概論	2	2	選択			
			化学概論	2	2	選択			
			生命科学概論	2	2	選択			
			地球環境科学概論	2	2	選択			
			天文科学概論	2	2	選択			
			理科実験群	2	4	選択			
	総合科学	総合科目群 (開講する授業科目は毎年定める)	総合科目群	2	2	選択			
			カレントトピックス科目群	2	2	選択			
			現代学問論群	2	2	選択			
共通科目類	転換・少人数科目群		基礎ゼミ	2	2	選択	6 単位	6 単位	
	情報科目群		情報基礎 A	2	2	選択			
	英 語 群	英語 A 英語 A 英語 B 英語 B	英語 A	1	2	必修			
			英語 A	1	2	選択			
			英語 B	1	2	選択			
英語 B			1	2	選択				

		区 分		授 業 科 目		単位数	時間数	区分	所要単位数	
共通科目類	外国語	英語群	英英	英語C	12	11	22	必修		
			基礎ドイツ語I	22	44	選択	8単位	8単位		
		展開ドイツ語I	22	22	選択					
		展開ドイツ語II	22	22	選択					
		基礎フランス語I	22	44	選択					
		初修語群	展開フランス語I	22	22	選択	8単位			
			展開フランス語II	22	22	選択				
			展開フランス語III	22	22	選択				
			展開フランス語IV	22	22	選択				
			基礎ロシア語I	22	44	選択	8単位			
			基礎ロシア語II	22	44	選択				
			展開ロシア語I	22	22	選択				
			展開ロシア語II	22	22	選択				
			展開ロシア語III	22	22	選択	8単位			
			展開ロシア語IV	22	22	選択				
			基礎スペイン語I	22	44	選択			8単位	
			基礎スペイン語II	22	44	選択				
			展開スペイン語I	22	22	選択				
			展開スペイン語II	22	22	選択				
			諸外国語群	基礎中国語I	22	44	選択		8単位	
				基礎中国語II	22	44	選択			
		展開中国語I		22	22	選択				
		展開中国語II		22	22	選択				
		基礎朝鮮語I		22	44	選択	8単位			
		基礎朝鮮語II		22	44	選択				
		展開朝鮮語I		22	22	選択				
		展開朝鮮語II		22	22	選択				
		英語群	ギリシャ語I	22	22	自由聴講				
			ギリシャ語II	22	22	選択				
			サンスクリット語I	22	22	自由聴講				
			サンスクリット語II	22	22	選択				
			ラテン語I	22	22	自由聴講				
			ラテン語II	22	22	選択				
			モンゴル語I	22	22	自由聴講				
			モンゴル語II	22	22	選択				
			イタリア語I	22	22	自由聴講				
			イタリア語II	22	22	選択				
			チェコ語I	22	22	自由聴講				
			チェコ語II	22	22	選択				
		保健体育群	スポーツA	A	12	選択	「スポーツA」から「体と健康」から1単位選択			
スポーツB	B		12	自由聴講						
体と健康			22	選択						
留学生対象科目群	日本本語A	A	12	自由聴講						
	日本本語B	B	12	選択						
	日本本語C	C	12	選択						
	日本本語D	D	12	選択						
	日本本語E	E	12	選択						
	日本本語F	F	12	選択						
	日本本語G	G	12	選択						
	日本本語H	H	12	選択						
	日本本語I	I	12	選択						
	日本本語J	J	12	選択						
必修単位数									39	

2. 卒業要件について

(1) 原則的卒業要件

授業科目 の 区 分	全 学 教 育 科 目				専門教育科目			
	基幹科目類	展開科目類 及び共通科目類の「基礎ゼミ」, 「情報基礎A」	「基礎ゼミ」,「情報基礎A」 を除く、共通科目類		基礎講義科目			基幹講義科目, 展開講義科目, 及び学部演習
最低修得 単 位 数	6	18	外国語群	保健体育群	公法・私法	基礎法	政治学	
			14	1	2	2	2	
	39					90		

(2) 基幹科目類に関する原則的卒業要件

各分野の最低修得単位数については,「人間論群」,「社会論群」,「自然論群」に属する授業科目のうちから少なくとも2単位ずつを修得すること。

(3) 展開科目類及び共通科目類に関する原則的卒業要件

- ① 「人文科学群」,「社会科学群」,「自然科学群」に属する授業科目のうちから少なくとも2単位ずつを修得すること。
- ② 展開科目類及び共通科目類の「基礎ゼミ」,「情報基礎A」のうちから, 18単位以上を修得すること。
- ③ 外国語・英語群の「英語A1」「英語A2」「英語B1」「英語B2」「英語C1」「英語C2」は必修である。
- ④ 外国語・初修語群のうちから1外国語を選択し, 8単位以上修得すること。
- ⑤ 保健体育群のうちから1単位以上を修得すること。ただし,「スポーツB」は教育職員免許状取得を希望するもの及び実技2単位の取得を希望するものに限り履修を認める。

3. 全学教育科目の履修について

法学部を卒業するために必要な全学教育科目の単位数は「2(1)」で示したとおりであるが, それを取得すべき時期については原則として特に定めず, 卒業時までの間に適宜取得すればよい。ただし, 専門教育科目の密度とのかねあいなどを重視するなら, 一般に保健体育群は1年次に, 外国語・英語群, 外国語・初修語群は2年次までに履修し, 基幹科目類, 展開科目類の大半を2年次までに履修しておくことが学習計画上便宜であろう(全学教育科目の開講セメスター等, 時間割上も, このような履修方法を念頭に置いている)。しかし, 全学教育科目の他の役割としての「専門閉鎖を避けるための広い視野を培

い、柔軟な思考力を養う役割」を重視して、例えば基幹科目類、展開科目類のいくつかをあえて3・4年次に履修するという方法もある。いずれにしても、各自の学習関心・進捗とともに、特定の全学教育科目および専門教育科目を同時に履修したい場合であっても時間割上必ずしも両方履修できるとは限らないという可能性も勘案して、無理のない学習計画を立てることが肝要である。その際、4年次までの間にどのような専門教育科目が開講される予定になっているかについては、後記「4. 専門教育科目の履修について」中の表を参照することによって、その大筋を知ることができる。

なお、全学教育科目の授業科目の履修に関しての詳細については、「全学教育科目履修の手引」を参照すること。

4. 専門教育科目の履修について

専門教育科目は、「基礎講義科目」、「基幹講義科目」、「展開講義科目」及び「学部演習」に大別される。

「基礎講義科目」は、法学・政治学に関する学部教育としての基礎となる科目に絞りこんだものであり、私法・公法科目より2単位以上、基礎法科目より2単位以上、政治学科目より2単位以上の、計6単位以上を選択して必ず修得しなければならない。主として1、2年次で履修することが念頭に置かれている。

「基幹講義科目」は、法学部学生ならば最低これだけは履修しておくことが望まれる科目であり、「展開講義科目」を履修するうえで既に修得していることが通常期待される。主として1～3年次に開講される。

「展開講義科目」は、内容的に「基幹講義科目」よりも専門化、高度化、先端化された科目であり、主として3、4年次に開講される。一層豊かな法学・政治学の素養を身につけるうえで、積極的な履修が望まれる。

「学部演習」は、本学部が特に力を入れている少人数教育実践の場であり、双方向的議論の展開を通して法学、政治学をさらに深く学ぶことができる。最低1つの演習を履修することが望まれる。演習の多くは3、4年次開講であるが、1、2年次に開かれている演習もあるので、積極的に履修されたい。ただし、演習は少人数教育であるため、その参加人数には一般に制限があるので、注意されたい。

「基礎講義科目」は選択必修であるが、「基幹講義科目」、「展開講義科目」及び「学部演習」の履修は学生個人が自由に選択して履修できるので、どれを履修するかは個々の学生ごとに多様であろうが、例えば、1年次から3年次までは「基礎講義科目」、「基幹講義科目」及び「学部演習」を中心にして幅広く法学・政治学の基礎的理解に努め、そのう

えで、自らの関心・習熟度あるいは進路を勘案して、4年次以降「展開講義科目」で重点的に学ぶとともに、「学部演習」をさらに活用して理解を深める、というような方法が一般的には参考になろう。

次頁の表中、「配当」学年が記されているが、学生はその配当学年にかかわらず、自由に履修することができる。ただし、配当学年は、効率的な学習科目の対象及び順番を考慮して定められたものであり、また同じ学年の科目同士が時間割上できる限り重複しないよう配慮されているので、学生もこれを尊重する方が便宜であろう。

ただし、「対象」学年が指示されている科目については、対象とされた学年以外の学生は履修することができない。また、科目によっては、既に他の科目を履修済であること等を履修要件とするものがあるので、「履修案内」のほか「講義要綱」の記載内容に十分留意すること。

各科目は、専門教育上の必要性を考慮して、年度によって適宜新設・再編されたり、あるいは廃止されることもありうる。したがって、具体的な各年度の科目及びその単位数は、各年度のはじめに配布される講義要綱によって必ず確認すること。

今年度開講される専門教育科目の科目名及びその単位数等は、次の表によって知ることができる。

平成23（2011）年度法学部開設授業科目〔専門教育科目〕

授 業 科 目 〔基礎講義〕	単 位	配当学年及び学期 (○内は1週授業回数)								担当教員	備 考
		1 年		2 年		3 年		4 年			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
民法法入門	2	②								河上講師	(1) ○
刑事法入門	2	①								井上准教授	(1)
司法制度論	2	①		①						菱田講師	(1)
法と歴史Ⅰ	2	①								大内教授	(2)
日本近代法史	2		①							吉田教授	(2)
比較法社会論	2	①		①						芹澤教授	(2)
法学の理論	2				①					権島教授	(2)
日本政治外交史Ⅰ	2		①		①					伏見准教授	(3)
ヨーロッパ政治史Ⅰ	2		①		①					平田教授	(3)※

備考欄 (1)私法・公法科目 (2)基礎法科目 (3)政治学科目

備考欄中、○印の授業科目は、隔週開講である。

備考欄中、※印の授業科目は、平成23年度開講しない予定である。

平成24年度開設予定科目

西洋政治思想史Ⅰ(2単位)

授 業 科 目 〔基幹講義〕	単 位	配当学年及び学期 (○内は1週授業回数)								担当教員	備 考
		1 年		2 年		3 年		4 年			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
憲法Ⅰ	2		①							中林准教授	
憲法Ⅱ	2			①						佐々木教授	2,3,4年次対象
憲法Ⅲ	2			①						中林准教授	2,3,4年次対象
行政法Ⅰ	4			②		②				仲野准教授	
行政法Ⅱ	4				②		②				
刑法Ⅰ	4		・・・①							岡本教授	22年度から引続
刑法Ⅱ	2			①							
刑法Ⅲ	4					①・・・①				成瀬教授	
刑事訴訟法	4					②		②		井上准教授	3,4年次対象
民法総則	2		①							中原(太)准教授	
物権法	2				①					久保野准教授	2,3,4年次対象
契約法・債権総論	4			②						小粥教授	2,3,4年次対象
不法行為法	2				①						2,3,4年次対象
家族法	2					①				久保野准教授	2,3,4年次対象
会社法Ⅰ	4					②				白井准教授	2,3,4年次対象
会社法Ⅱ	2						①				2,3,4年次対象
商法総論・商行為法	2					①		①		清水准教授	
民事訴訟法	4						②		②	内海准教授	
現代政治分析	4			①・・・①		①・・・①		①・・・①		河村講師	
国際関係論	4		②		②		②		①	大西教授	

授 業 科 目 〔展開講義〕	単位	配当学年及び学期 (○内は1週授業回数)								担当教員	備 考
		1 年		2 年		3 年		4 年			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
比較憲法	2					連 続 講 義				石村講師	
地方自治法	2						①		①	飯島准教授	
租税法	2							①		澁谷教授	3,4年次対象
刑事政策	2					連 続 講 義				金澤講師	※
刑事訴訟法特論	2					①		①		井上准教授	3,4年次対象
国際法	4						②			植木教授	
現代民法特論Ⅲ	2						①		①	阿部准教授	3,4年次対象※
商取引法	2					①		①		清水准教授	※
決済法	2						①		①		
知的財産法	4						②		②	蘆立准教授 千壽教授	
経済法	4						②	②		滝澤准教授	3,4年次対象
国際私法	4						②	②		竹下准教授	3,4年次対象
倒産処理法	2					①		①		河崎准教授	※
労働法	4					前期及び連続講義				水町講師	3,4年次対象○○
社会保障法	4						②		②	嵩准教授	
法理学	4					①・・・①		①・・・①		権島教授	
法社会学	2					連 続 講 義				佐藤講師	3,4年次対象※
日本法制史Ⅰ	2					①		①		吉田教授	2,3,4年次対象
日本法制史Ⅱ	2						①		①		2,3,4年次対象
ローマ法	2					連 続 講 義				瀧澤講師	3,4年次対象※
西洋法制史特論Ⅱ(アメリカ法制史)	2								①	大内教授	3,4年次対象※
英米法	2			①			①		①	芹澤教授	
ドイツ民法	2					①		①			3,4年次対象
ヨーロッパ法	2			①			①		①	シェーファー准教授	2,3,4年次対象
中国法	2					連 続 講 義				高見澤講師	3,4年次対象※
比較政治学Ⅰ	2						①		①	横田教授	
比較政治学Ⅱ	2						①		①		
西洋政治思想史Ⅱ	4						②	②		犬塚准教授	2,3,4年次対象※
東アジア政治外交論	2						①	①		金准教授	2,3,4年次対象
東アジア政治外交論Ⅱ	4						②	②		阿南准教授	2,3,4年次対象
地域研究	2					連 続 講 義				出岡講師	※
法情報学	2						①		①	金谷准教授	2,3,4年次対象
著作権制度の役割と課題	2					連 続 講 義				蘆立准教授 他	※

◎労働法は、前期授業及び連続講義を併せて受講することにより4単位を与える。

備考欄中、○印の授業科目は、隔週開講である。

備考欄中、※印の授業科目は、平成24年度開講しない予定である。

平成24年度開設予定科目

刑法Ⅰ(4単位)、比較憲法(2単位)、法と歴史Ⅱ(2単位)、西洋法制史特論Ⅰ(2単位)、執行保全法(2単位)

中国法制史(2単位)、ロシア・東欧法(2単位)、現代民法特論Ⅱ(2単位)、ヨーロッパ政治史Ⅱ(4単位)

授 業 科 目 〔学部演習〕	単位	配当学年及び学期 (○内は1週授業回数)								担当教員	備 考
		1 年		2 年		3 年		4 年			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
憲法演習Ⅰ	2					②		②	辻村教授	3,4年次対象○	
憲法演習Ⅱ	2					①		①	佐々木教授	3,4年次対象	
憲法演習Ⅲ	4					②…②		②…②	中林准教授	3,4年次対象○	
行政法演習Ⅰ	4					②…②		②…②	稲葉教授	3,4年次対象○	
行政法演習Ⅱ	4					②…②		②…②	中原(茂)教授	○	
行政法演習Ⅲ	4					②…②		②…②	飯島准教授	○	
環境政策演習	2					①		①	西田教授	3,4年次対象	
租税法演習Ⅰ	2							①	澁谷教授	3,4年次対象	
刑法演習	4			②…②		②…②		②…②	岡本教授	○	
刑法演習	4					②…②		②…②	成瀬教授	2,3,4年次対象○	
刑事訴訟法演習	2					①		①	佐藤教授	3,4年次対象	
刑事訴訟法演習(発展)	2							①	井上准教授	4年次対象	
民法発展演習Ⅰ	2					①		①	阿部准教授	3,4年次対象	
民法発展演習Ⅱ	2						①	①	阿部准教授	3,4年次対象	
民法発展演習Ⅲ	4			②…②		②…②		②…②	小粥教授	2,3,4年次対象○※	
民法演習	2					①		①	久保野准教授	2,3,4年次対象	
民法演習	2					②		②	中原(太)准教授	3,4年次対象○	
民法基礎演習	2			②					米村准教授	○	
民法演習	2						①	①			
民法演習	4					②…②		②…②	渡辺教授	3,4年次対象○	
民法基礎演習	2			①						2,3,4年次対象	
商法演習Ⅰ	2					①		①	吉原教授	3,4年次対象	
商法演習Ⅱ	2				①		①	①	清水准教授		
商法演習Ⅲ	2				①		①	①			
比較会社法演習	2						①	①	白井准教授	2,3,4年次対象	
経済法演習	2						①	①	滝澤准教授	3,4年次対象	
知的財産法演習Ⅰ	4					②		②	千壽教授	3,4年次対象	
民事訴訟法演習Ⅰ	2						①	①	坂田教授	3,4年次対象	
民事訴訟法演習Ⅲ	2						①	①	河崎准教授		
民事訴訟法演習Ⅳ	2					①		①	内海准教授		
経済法・競争政策演習	4					②…②		②…②	山口准教授	3,4年次対象○	
国際私法演習Ⅰ	2					①		①	竹下准教授	3,4年次対象	
社会保障法演習	2						①	①	嵩准教授	3,4年次対象	
法理学演習	2					①		①	樺島教授		
日本法制史演習	4					①…①		①…①	吉田教授	3,4年次対象	
西洋法制史演習Ⅰ	2					①		①	大内教授	3,4年次対象	
西洋法制史演習Ⅱ	2						①	①		3,4年次対象	
英米法演習	2			①		①		①	芹澤教授		
法律ドイツ語演習Ⅰ	2			①		①		①		2,3,4年次対象	
法律ドイツ語演習Ⅱ	2			①		①		①	シェーファー准教授	2,3,4年次対象	
ドイツ法発展演習	2					①		①		3,4年次対象	
日本政治外交史演習	4			①…①		①…①		①…①	伏見准教授		
日本政治外交史論文演習	2				①		①		①		
ヨーロッパ政治史基礎演習	4	②		②		②					
ヨーロッパ政治史演習Ⅰ	2							②	平田教授	3,4年次対象○	
ヨーロッパ政治史演習Ⅱ	2							②		3,4年次対象○	
西洋政治思想史演習	4					②		②	犬塚准教授	2,3,4年次対象	

授 業 科 目 〔学部演習〕	単位	配当学年及び学期 (○内は1週授業回数)								担当教員	備 考
		1 年		2 年		3 年		4 年			
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
日本外交論演習	2			①		①		①		橋本教授	2,3,4年次対象
近現代の対外交論演習	2				①		①		①		2,3,4年次対象
国際関係論演習	4			②・・・②		②・・・②		②・・・②		大西教授	2,3,4年次対象○
比較政治学演習	4						②		②		
比較政治学論文演習	2						①		①	横田教授	
行政学演習	4			②・・・②		②・・・②		②・・・②			
行政学論文演習	2				①		①		①	牧原教授	2,3,4年次対象○
中国政治演習Ⅰ	2					①		①			2,3,4年次対象○
中国政治演習Ⅱ	2						①		①	阿南准教授	3,4年次対象
中国政治論文演習	2						①		①		3,4年次対象
交渉演習Ⅰ	2					①		①		森田准教授	
交渉演習Ⅱ	2						①		①		
法情報学演習	2						①		①	金谷准教授	2,3,4年次対象
現代地方自治演習	2					①		①			菅原教授

備考欄中、○印の授業科目は、隔週開講である。

備考欄中、※印の授業科目は、平成24年度開講しない予定である。

○講義

科目名の末尾に「…演習」「…特論」等の記載のないものは、すべて講義である。同一の講義は、重ねて単位を取得することができない。既に履修した同一名称の講義は、たとえ担当教員が異なる場合でも同様である。また、カリキュラムの再編などに際して、従来の講義と名称が異なる新たな講義が開設される場合であっても、既修得の講義のいずれかと重ねて履修することができない旨の指示を伴うことがあるので、注意すること。

○演習

演習は、原則として下記の制限内で複数回履修しうるが、科目によっては重ねて単位を取得できないものもある。また、前年度までに開講された科目のいずれかと重ねて履修できない場合には、「備考」欄にその旨が示されることがある。前者すなわち複数回履修可能なものについても、さらに次の制約がある。

1. 同一教員の同一科目名の演習は、内容の異なる場合に限り、別個の授業科目として取り扱う。ただし、卒業要件単位として認定されるのは、合わせて12単位までとする。
2. 同一科目名で担当教員の異なる演習については、内容の異なる場合に限り、別個の授業科目として取り扱う。
3. 「演習」に、「Ⅰ」「Ⅱ」等の細分がなされている場合には、それぞれ別個の科目として取り扱う。
4. 演習の単位は、全部で30単位まで、卒業要件単位に算入することができる。
5. 演習への参加については、授業担当教員の許可が必要なので、参加を希望する場合は「講義要綱」や掲示に注意して、指定された期日までに申し込むこと。

○特論

特論は、科目の必要性等を勘案して、随時開設される科目である。主として少人数を対象とする特殊講義の形態で行われることが多いが、必ずしも講義のみではなく演習の要素を加味して行われることもあるので、具体的には「講義要綱」の記載内容に十分注意すること。

同一名称の特論は原則として一度しか履修できないが、内容が異なる場合、担当教員が異なる場合などにおいては、別個の科目として取り扱い、それぞれについて履修することを認める。また、前年度までに開講された科目のいずれかと重ねて履修できない場合には、「備考」欄にその旨が示されることがある。

内容及び対象学年についてはその都度定める。

○連続講義

講義の中には、8月末から9月にかけて連続講義として集中的に行うものがある。

○他学部の特設教育科目

1. 文学部、教育学部及び経済学部の特設教育科目の単位は、2に掲げる①②③④の科目を除き、20単位に限り、卒業を要する特設教育科目の単位に算入することができる。ただし、上記3学部の特設教育科目の単位のうち、法学部履修内規別表第二（学部共通科目を除く）に掲げる授業科目以外のものの単位は、合わせて8単位を超えることができない。

2. 文学部、教育学部及び経済学部の特設教育科目のうち、

①演習

②文学部基礎科目の語学・書道

③教育学部のなかの教職に関する科目（代用科目含む）

④経済学部の民法

を履修して修得した単位は、卒業に要する特設教育科目の単位数に算入しないものとする。

3. 他学部の特設教育科目の授業科目は、受講を希望しても必ずしも受講の許可が得られるとは限らない。また、法学部履修内規別表第二（学部共通科目を除く）の授業科目以外の科目の試験時間割が、本学部の特設教育科目の学期末試験時間割と重複した場合は、どちらか一方の科目しか受験できない。

・別表第二（学部共通科目を除く）授業科目の開講学部及び配当学年は以下のとおりである。

授 業 科 目	配当学年	単位	開講学部	授 業 科 目	配当学年	単位	開講学部
社 会 学 概 論	2・3・4	2	文学部	経 済 学 史	3・4	4	経済学部
実験心理学概論	2・3・4	2	〃	金 融 論	3・4	4	〃
社会心理学概論	2・3・4	2	〃	財 政 学	3・4	4	〃
日 本 史 概 論	2・3・4	2	〃	日 本 経 済 史	3・4	4	〃
東 洋 史 概 論	2・3・4	2	〃	経 済 史	2・3・4	4	〃
ヨーロッパ史概論	2・3・4	2	〃	日 本 経 済	3・4	4	〃
政治経済学原理	2・3・4	4	経済学部	国 際 経 済	3・4	4	〃
ミクロ経済分析	2・3・4	4	〃	経 営 政 策	3・4	4	〃
マクロ経済分析	2・3・4	4	〃	財 務 会 計	3・4	4	〃
経 済 政 策	2・3・4	4	〃				

（注）文学部の授業科目は、文学部学生の履修者が多い場合には他学部学生の履修を認めないことがある。

5. 教職科目の履修について

教育職員免許状の取得要件については、教育職員免許法に定める教職に関する科目につき所用の単位を取得することが、その一要件をなす。下表の授業科目は、上記教職に関する科目として具体的に定められているところを授業する別々の1・2年配当授業科目で、しかも専門教育科目の授業科目としての地位を有しないものである。標記教職科目とは、これを指す。

区分	授 業 科 目	単 位 数	毎 週 授 業 時 間 数							
			1 年		2 年		3 年		4 年	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
			第 1	第 2	第 3	第 4	第 5	第 6	第 7	第 8
教 職 科 目	教 職 論	2	2							
	教 育 原 理 I	2	2							
	教 育 原 理 II	2		2						
	教 育 心 理 学 I	2			2					
	教育の方法と技術	2				2				
	教 育 課 程 論	2		2						
	人 間 関 係 論	2			2					
	相 談 心 理 学 I	2			2					
	相 談 心 理 学 II	2				2				
	教職実践演習(中・高)	2								2

- (注) 1. 授業科目名のなかの I, II は内容の違い及び履修順序を示す。
 2. 一部、集中講義で開講する科目もあるので、そちらを受講しても構わない。
 3. 教職に関する科目(代用科目を含む。)は卒業に要する専門教育科目の単位数には算入しないので注意すること。

6. 履修科目として登録できる単位数の上限について

1年次前期から2年次後期(第1から第4セメスター)において、全学教育科目及び専門教育科目を併せて、履修登録時に登録できる単位数の上限は、各学期(セメスター)ごとに24単位を目安とする。

ただし、次の科目については上限枠に含めない。

- ・全学教育科目の外国語群、保健体育科目群
- ・専門教育科目のうち、連続講義など集中講義の形で開講される科目
- ・教職科目

各学期はじめにおける履修科目確認時に、上記の制限を超えて履修登録している学生に対しては、登録科目の削除を求めることがありうる。

なお、この履修登録単位の上限設定の趣旨ないし考え方については、「履修計画の考え方」を参照すること。

7. 早期卒業制度について

本学部に3年以上在学し、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得した学生に対しては、早期卒業を認めることがある（学部規程第23条第2項）。これを希望する学生は、次の点に注意すること。

1. 次の区分により、「早期卒業希望届」を提出すること。

- ・3年次終了時（3月）に卒業を希望する学生の場合：

提出期限は、3年次後期履修登録期間最終日とし、その時までに全学教育科目を35単位以上（卒業要件単位として算入されるものに限る）、及び専門教育科目を75単位以上（同上）修得している学生についてのみ、受け付ける。

- ・4年次前期終了時（9月）に卒業を希望する学生の場合：

提出期限は、4年次前期履修登録期間最終日とし、その時までに全学教育科目を36単位以上（同上）、及び専門教育科目を78単位以上（同上）修得している学生についてのみ、受け付ける。

2. 原則として次のすべての要件を満たす学生を対象として、「優秀な成績」であるか否かの判定を行う。

- ・希望する早期卒業の時点において、所定の卒業要件単位のすべてを修得していること。
- ・同時点において、全学教育科目及び専門教育科目のそれぞれについて、成績が「A」以上である科目数が4分の3以上であること。
- ・同時点において、専門教育科目の「演習」の単位を8以上修得していること。

8. 成績評価に対する不服申立制度について

1. 授業科目（法学部専門科目）について「不合格」の評価を受けた学生は、別に定める期限内に、所定の書式に所定の事項を記載して、法学部教務係を通じ、授業担当教

員に対して成績評価について不服を申し立てることができます。

2. 授業担当教員からは、別に定める期間内に、口頭その他の方法で、その成績評価について説明がなされます。
3. 2. の説明を受けた学生は、なおその説明に不服があるときには、説明がなされた後3日以内に、法学部教務係を通じて、再審査の申立てをすることができます。
4. 再審査の申立てがなされた場合には、教授会において、その申立てに関する審査が行われます。
5. 再審査を申し立てた学生には、法学部教務係を通じて、最終的な成績評価のお知らせがあります。

※ 1. に定める期限及び 2. に定める期間については、別途掲示にてお知らせします。

※ 1. に定める不服の申立て、及び 3. に定める再審査の申立ては、所定の申請用紙に必要事項を記載し、法学部教務係に提出することによって行います。

東北大学法学部の教育理念及び教育目標

東北大学法学部では、法学・政治学に関する正確な基礎知識を身につけ、鋭い正義感覚と幅広い視野から社会に伏在する諸問題を発見、分析し、その解決を努めることをもって、良き社会の実現に貢献する人材、すなわち「法政ジェネラリスト」の養成を教育目的としています。

- 東北大学大学院通則
- 東北大学大学院通則細則
- 東北大学大学院法学研究科規程
- 東北大学大学院法学研究科履修内規
- 東北大学大学院法学研究科研究大学院
履修案内
- 平成23(2011)年度法学研究科研究大学院
開設授業科目
- 国際高等研究教育院について
- 学位規則
- 東北大学学位規程

東北大学大学院通則

制 定 昭和28年11月16日

最新改正 平成23年3月

目 次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 入学，再入学，進学，編入学，転科，転部，転入学及び転専攻
（第10条—第21条）

第3章 休学（第22条—第24条）

第4章 転学，退学及び除籍（第25条—第27条）

第5章 教育方法等（第28条—第30条）

第5章の2 他の大学院等における修学及び留学等（第31条—第31条の5）

第6章 課程修了及び学位授与（第32条—第37条）

第7章 懲戒（第38条）

第8章 授業料（第39条—第44条の2）

第9章 科目等履修生（第44条の3—第44条の10）

第9章の2 特別聴講学生及び特別研究学生（第44条の11—第44条の17）

第10章 外国学生（第45条—第46条の2）

第11章 インターネット・スクール（第47条）

附 則

第1章 総 則

第1条 東北大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、ひろく文化の発展に寄与することを目的とする。

2 本大学院のうち、専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

3 次条第1項又は第3条の規定により本大学院に置かれる研究科，教育部若しくは専攻又は課程ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、研究科規程又は教育部規程（以下「研究科規程等」という。）の定めるところによる。

第2条 本大学院に置く研究科，教育部及び研究部並びに専攻は、次のとおりとする。

文 学 研 究 科 文化科学専攻，言語科学専攻，歴史科学専攻，人間科学専攻

教育学研究科	総合教育科学専攻，教育設計評価専攻
法学研究科	総合法制専攻，公共法政策専攻，法政理論研究専攻
経済学研究科	経済経営学専攻，会計専門職専攻
理学研究科	数学専攻，物理学専攻，天文学専攻，地球物理学専攻， 化学専攻，地学専攻
医学系研究科	医科学専攻，障害科学専攻，保健学専攻
歯学研究科	歯科学専攻
薬学研究科	創薬化学専攻，医療薬科学専攻，生命薬学専攻，分子薬科学専攻， 生命薬科学専攻
工学研究科	機械システムデザイン工学専攻，ナノメカニクス専攻，航空宇宙工学専攻， 量子エネルギー工学専攻，電気・通信工学専攻，電子工学専攻， 応用物理学専攻，応用化学専攻，化学工学専攻，バイオ工学専攻， 金属フロンティア工学専攻，知能デバイス材料学専攻， 材料システム工学専攻，土木工学専攻，都市・建築学専攻， 技術社会システム専攻，バイオロボティクス専攻
農学研究科	資源生物科学専攻，応用生命科学専攻，生物産業創成科学専攻
国際文化研究科	国際地域文化論専攻，国際文化交流論専攻， 国際文化言語論専攻
情報科学研究科	情報基礎科学専攻，システム情報科学専攻， 人間社会情報科学専攻，応用情報科学専攻
生命科学研究科	分子生命科学専攻，生命機能科学専攻， 生態システム生命科学専攻
環境科学研究科	環境科学専攻
医工学研究科	医工学専攻
教育情報学教育部	教育情報学専攻
教育情報学研究部	

2 研究科及び教育部の定員は，別表第1のとおりとする。

第3条 本大学院に，別表第1のとおり修士課程，博士課程及び専門職学位課程を置く。

第3条の2 医学系研究科，歯学研究科及び薬学研究科以外の研究科及び教育部の博士課程は，前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する課程（以下「区分課程」という。）とし，前期課程は，修士課程として取り扱う。

- 2 医学系研究科医科学専攻の博士課程は、医学を履修する課程（以下「医学履修課程」という。）とし、医学系研究科障害科学専攻及び保健学専攻の博士課程は、区分課程とする。
- 3 歯学研究科の博士課程は、歯学を履修する課程（以下「歯学履修課程」という。）とする。
- 4 薬学研究科の博士課程は、後期課程のみの課程とする。
- 第3条の3** 法学研究科綜合法制専攻の専門職学位課程は、法科大学院の課程とする。
- 第3条の4** 修士課程及び前期課程（以下「修士課程等」という。）は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
- 第3条の5** 後期課程並びに医学履修課程及び歯学履修課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 第3条の6** 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。
- 第3条の7** 法科大学院の課程は、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。
- 第4条** 修士課程等の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科又は教育部（以下「研究科等」という。）の定めるところにより、研究科等、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、2年を超えるものとするところがある。
- 2 前項の規定にかかわらず、修士課程等においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科等の定めるところにより、研究科等、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 3 修士課程等の在学年限は、4年（2年以外の標準修業年限を定める研究科等、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。
- 第4条の2** 後期課程の標準修業年限は、3年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科等の定めるところにより、研究科等、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、3年を超えるものとするところがある。
- 2 後期課程の在学年限は、6年（3年を超える標準修業年限を定める研究科等、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

第5条 医学履修課程及び歯学履修課程の標準修業年限は、4年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、4年を超えるものとすることがある。

2 前項の課程の在学年限は、8年（4年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

第5条の2 法科大学院の課程を除く専門職学位課程の標準修業年限は、2年又は1年以上2年未満の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が2年の課程にあつては1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とし、その標準修業年限が1年以上2年未満の期間にあつては当該期間を超える期間とすることがある。

3 法科大学院の課程を除く専門職学位課程の在学年限は、4年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間)とする。

第5条の3 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

2 法科大学院の課程における課程修了のための在学年限は、6年とする。ただし、法科大学院の課程において法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）にあつては、その在学年限を4年とする。

3 法科大学院の課程における各年次ごとに定める必要単位数の修得のための在学年限は、各年次2年とする。ただし、法科大学院の課程において病気その他やむを得ない事情があると認めた場合にあつては、その在学年限を各年次2年を超えた期間とすることがある。

第5条の4 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを願ひ出たときは、研究科等の定めるところにより、その計画的な履修を許可することがある。

2 前項の規定により計画的な履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）が、当該在学期間について短縮することを願ひ出たときは、研究科等の定めるところにより、その在学期間の短縮を許可することがある。

3 長期履修学生は、標準修業年限の2倍の期間を超えて在学することができない。

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

第8条 定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学創立記念日 6月22日

春季休業 4月1日から4月7日まで

夏季休業 7月11日から9月10日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 定期休業日において、必要がある場合には、授業を行うことがある。

3 春季、夏季及び冬季の休業の期間は、必要がある場合には、変更することがある。

4 臨時休業日は、その都度定める。

第9条 削除

第2章 入学，再入学，進学，編入学，転科，転部，転入学及び転専攻

第10条 入学，進学，編入学，転科，転部，転入学及び転専攻の時期は、学年の初めから30日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、入学，進学，編入学，転科，転部，転入学及び転専攻の時期は、第2学期の初めから31日以内とすることがある。

3 再入学の時期は、その都度定める。

第11条 修士課程等及び専門職学位課程においては、次の各号の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して入学を許可する。

一 大学を卒業した者

二 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16

年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

七 文部科学大臣の指定した者

八 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

九 法第102条第2項の規定により他の大学の大学院(以下「他の大学院」という。)に入学した者であって、本大学院において、その教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

十 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

第12条 医学履修課程及び歯学履修課程においては、次の各号の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して入学を許可する。

一 大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者

二 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者

四 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

五 文部科学大臣の指定した者

六 大学の医学、歯学若しくは獣医学を履修する課程に4年以上在学した者、外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むもの

に限る。以下この号において同じ。)を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

七 法第102条第2項の規定により他の大学院(医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)に入学した者であって、本大学院において、その教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

八 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第13条 本大学院を中途退学した者又は除籍された者が、再入学(在学していた同一専攻に限る。)を願い出たときは、研究科規程等の定めるところにより、選考の上、再入学を許可することができる。

第14条 修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了して、引き続き後期課程、医学履修課程又は歯学履修課程に進学(志願しようとする研究科若しくは教育部又は専攻が、修士課程、前期課程又は専門職学位課程における研究科若しくは教育部又は専攻と異なる場合を含む。)することを願い出た者に対しては、研究科規程等の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

第15条 後期課程及び法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、研究科規程等の定めるところにより、次の各号の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して編入学を許可することができる。

- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 二 外国の大学の大学院(以下「外国の大学院」という。)において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの(以下「外国の大学院の課程を有する教育施設」という。)の当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

六 文部科学大臣の指定した者

七 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第16条 次の各号の一に該当する者に対しては、研究科規程等の定めるところにより、選考の上、転科、転部又は転入学を許可することがある。

一 本大学院に在学する者で、課程の中途において他の研究科等に転科又は転部を志願するもの

二 他の大学院に在学する者で、課程の中途において本大学院に転入学を志願するもの

三 外国の大学院若しくはこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）に在学する者、我が国において、外国の大学院の課程を有する教育施設の当該課程に在学する者（法第102条第1項に規定する者に限る。）又は国際連合大学の課程に在学する者で、課程の中途において本大学院に転入学を志願するもの

2 研究科内における課程の中途の転専攻は、研究科規程の定めるところにより、選考の上、許可することがある。

3 第1項の規定により転科、転部又は転入学を志願する場合は、現に在学する研究科若しくは教育部の長又は大学の長の許可書を願書に添付しなければならない。

第16条の2 本大学院に入学又は編入学を許可された者が、本大学院に入学し、又は編入学する前に本大学院、他の大学院、外国の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設若しくは国際連合大学（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。）の当該教育課程において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）は、研究科等において教育上有益と認めるときは、研究科規程等の定めるところにより、本大学院において修得した単位とみなすことがある。

2 修士課程等、後期課程、医学履修課程及び歯学履修課程において前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、10単位までとする。

3 法科大学院の課程を除く専門職学位課程において第1項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第31条の5第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職学位課程が修了の要件として定める30単位

以上の単位数の2分の1までとする。

4 法科大学院の課程において第1項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、30単位までとする。

5 第1項の規定は、法学既習者については、適用しない。

第16条の3 再入学、転科、転部、転入学又は転専攻を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間については、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）において、審査の上、その一部又は全部を認める。

第17条 入学、進学、編入学、転科、転部、転入学又は転専攻を志願する者は、それぞれ所定の期日までに、再入学を志願する者は再入学を願い出るときに、願書を提出しなければならない。

第18条 入学、再入学、編入学又は転入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 前項の検定料の額は、別表第2のとおりとする。

第19条 入学、再入学、編入学又は転入学を許可された者は、入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出た場合を除き、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学、再入学、編入学又は転入学の許可を取り消す。

3 第1項の入学料の額は、別表第2のとおりとする。

第19条の2 入学、再入学（第1学期又は第2学期の初めにおける再入学に限る。）、編入学又は転入学を許可された者で、経済的理由により入学料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められるものに対しては、入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

2 前項に規定する者のほか、特別の事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者に対しては、入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

3 前二項に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

第20条 納付した検定料及び入学料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、法科大学院の課程において、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を実施する場合において、第1段階目の選抜に合格しなかった者については、その者の申出により、第18条に規定する検定料のうち第2段階目の選抜に係る額を返付する。

第21条 入学，再入学，編入学又は転入学を許可された者は，所定の期日までに，本学所定の宣誓書を提出しなければならない。

2 前項の宣誓書を所定の期日までに提出しない者に対しては，入学，再入学，編入学又は転入学の許可を取り消す。

第3章 休 学

第22条 病気その他の事故により引き続き3月以上修学することができない者は，所定の手続を経て，休学の許可を願い出ることができる。

2 休学期間は，引き続き1年を超えることができない。ただし，特別の事情がある場合には，1年を超えて許可することがある。

3 休学期間は，修士課程等にあつては2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科等，専攻又は学生の履修上の区分にあつては，当該標準修業年限と同年数）を，後期課程にあつては3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科等，専攻又は学生の履修上の区分にあつては，当該標準修業年限と同年数）を，医学履修課程及び歯学履修課程にあつては4年（4年を超える標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあつては，当該標準修業年限と同年数）を，法科大学院の課程を除く専門職学位課程にあつては2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあつては，当該標準修業年限と同年数）を，法科大学院の課程にあつては各年次1年を超えることができない。ただし，特別の事情がある場合には，願い出によりその延長を許可することがある。

4 休学期間内に，その事故がなくなったときは，復学の許可を願い出ることができる。

第23条 病気その他の事情により修学が不適当と認められる者に対しては，休学を命ずることがある。

2 休学期間内に，その事情がなくなったときは，復学を命ずる。

第24条 休学が引き続き3月以上にわたるときは，その期間は，在学年数に算入しない。

第4章 転学，退学及び除籍

第25条 他の大学院に転学しようとする者は，理由を具して，その許可を願い出なければならない。

第26条 退学しようとする者は，理由を具して，その許可を願い出なければならない。

第27条 次の各号の一に該当する者は，除籍する。

一 病気その他の事故により，成業の見込みがないと認められる者

- 二 第4条第3項、第4条の2第2項、第5条第2項、第5条の2第3項並びに第5条の3第2項及び第3項に規定する在学年限を経て、なお所定の課程を修了し、又は必要単位数を修得できない者
- 三 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者、半額の免除若しくは徴収猶予を許可された者又は免除若しくは徴収猶予の許可を取り消された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの
- 四 授業料の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者
- 五 第22条第3項に規定する休学期間に達しても、なお修学できない者

第5章 教育方法等

第28条 修士課程等、後期課程、医学履修課程及び歯学履修課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

2 専門職学位課程の教育は、授業科目の授業によって行う。

第28条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第28条の3 専門職大学院は、前条第1項の授業を行う場合には、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により行う。

2 専門職大学院は、当該専攻分野の授業について、前条第2項の規定によって十分な教育効果が得られると研究科において認める場合には、授業を行う教室等以外の場所で授業を履修させることができる。

第28条の4 教育上特別の必要があると研究科等において認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことがある。

第28条の5 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
- 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併

用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学位論文に係る授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。

第28条の6 1学年の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第28条の7 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると研究科等において認める場合には、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

第28条の8 研究科等は、授業及び研究指導の方法及び内容、1学年の授業及び研究指導の計画並びに学修の成果及び学位論文に係る評価及び修了の認定の基準（専門職大学院にあっては、授業の方法及び内容、1学年の授業の計画並びに学修の成果に係る評価及び修了の認定の基準）をあらかじめ明示するものとする。

第28条の9 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1学年又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

第28条の10 学生が他の研究科等の授業科目を履修しようとするときは、所定の手続きを経て、その許可を受けなければならない。

第29条 本大学院の課程における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては、所定の時期に試験を行う。

- 2 試験の方法は、教授会等が定める。

第29条の2 試験に合格した者には、所定の単位を与える。

第30条 この章に規定するもののほか、教育方法に関し必要な事項は、別に定める。

第5章の2 他の大学院等における修学及び留学

第31条 学生（法科大学院の課程の学生を除く。以下この章において同じ。）が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると研究科等において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることがある。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程におけ

る授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

- 3 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると研究科等において認めるときは、当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。

第31条の2 学生が他の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導を受けることが教育上有益であると研究科等において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議の上、学生が当該他の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導の一部を受けることを認めることがある。この場合において、修士課程又は前期課程の学生が当該研究指導を受けることができる期間は、1年を超えないものとする。

第31条の3 学生が外国の大学院等において修学することが教育上有益であると研究科等において認めるときは、当該外国の大学院等と協議の上、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると研究科等において認めるときは、当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。
- 3 留学の期間は、在学年数に算入する。
- 4 第1項及び第2項の規定は、学生が休学中に外国の大学院等において修学する場合について準用する。

第31条の4 修士課程等、後期課程、医学履修課程及び歯学履修課程においては、第31条第1項及び第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位、第31条の2の規定により受けた研究指導並びに前条第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、研究科規程等の定めるところにより、本大学院において修得した単位又は受けた研究指導とみなす。

- 2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、10単位までとする。

第31条の5 法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、第31条第1項及び第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位並びに第31条の3第1項及び第4項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、研究科の定めるところにより、本大学院において修得した単位とみなす。

- 2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第16条の2第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職学位課程が修了の要件として定める30単位以上の単位数の2分の1までとする。

第6章 課程修了及び学位授与

第32条 修士課程又は前期課程を修了するためには、2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限）以上在学し，研究科規程等の定めるところにより，授業科目について30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士課程等の目的に応じ，修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）を提出して，その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には，1年以上在学すれば足りるものとする。

第33条 修士論文等は，第3条の4に掲げる学識及び能力を証示するに足るものでなければならない。

2 修士論文等は，在学期間中に，所定の期日までに提出しなければならない。

第33条の2 区分課程の博士課程又は後期課程のみの博士課程を修了するためには，後期課程に3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科等，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限とし，法科大学院の課程を修了した者にあっては，2年（3年を超える標準修業年限を定める研究科等，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限から1年の期間を減じた期間）とする。第34条第3項において同じ。）以上在学し，研究科規程等の定めるところにより，必要な研究指導を受けた上，博士論文を提出して，その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし，在学期間に関しては，次の各号に掲げる者について優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には，それぞれ当該各号に掲げる期間在学すれば足りるものとする。

- 一 2年又は2年を超える標準修業年限を定める修士課程又は前期課程を修了した者
1年以上
 - 二 1年以上2年未満の標準修業年限を定める修士課程若しくは前期課程を修了した者
又は1年以上2年未満の在学期間をもって修士課程若しくは前期課程を修了した者
当該課程における在学期間を含めて3年以上
 - 三 1年以上2年未満の標準修業年限を定める法科大学院を除く専門職学位課程を修了した者 当該標準修業年限を含めて3年以上
- 2 前項に定めるもののほか，研究指導の上で特に必要がある場合に限り，研究科規程等の定めるところにより，後期課程における授業科目の履修を博士課程の修了の要件とすることができる。

第33条の3 医学履修課程又は歯学履修課程を修了するためには，4年（4年を超える標

標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限。次条第3項において同じ。)以上在学し、研究科規程の定めるところにより、授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には、3年以上在学すれば足りるものとする。

第34条 博士論文は、第3条の5に掲げる研究能力及び学識を証示するに足るものでなければならない。

2 博士論文は、在学期間中に提出することを原則とする。この場合には、所定の期日までに提出しなければならない。

3 前項の期間内に博士論文を提出しないで退学した者のうち、後期課程に3年以上在学し、第33条の2第2項の規定を修了の要件とする研究科等にあっては、当該授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者又は医学履修課程若しくは歯学履修課程に4年以上在学し、授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学した日から起算して1年以内に限り、博士論文を提出することができる。

第35条 法科大学院の課程を除く専門職学位課程を修了するためには、2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在学し、研究科の定めるところにより、授業科目について30単位以上を修得する等所定の教育課程を履修しなければならない。

第35条の2 法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、第16条の2第1項の規定により本大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認めるときは、その標準修業年限の2分の1までの期間を在学期間に算入することができる。ただし、この場合においても、少なくとも1年以上在学しなければならない。

第35条の3 法科大学院の課程を修了するためには、3年以上在学し、研究科の定めるところにより、授業科目について96単位以上を修得しなければならない。

第35条の4 法科大学院の課程において、法学既修者に関しては、研究科の定めるところにより、第35条の3に規定する在学期間については1年までの期間を算入し、同条に規定する単位については30単位までを本大学院において修得したものとみなすことができる。

第36条 修士課程又は前期課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者に

は博士の学位を，専門職学位課程を修了した者には専門職学位を授与する。

- 2 前項の規定により修士の学位を授与するに当たっては，次の区分により，専攻分野の名称を付記する。

文 学 研 究 科	修士（文学）
教育学研究科	修士（教育学）
法 学 研 究 科	修士（法学）
経 済 学 研 究 科	修士（経済学又は経営学）
理 学 研 究 科	修士（理学）
医学系研究科	修士（医科学，障害科学，看護学又は保健学）
歯 学 研 究 科	修士（口腔科学）
薬 学 研 究 科	修士（薬科学）
工 学 研 究 科	修士（工学）
農 学 研 究 科	修士（農学）
国際文化研究科	修士（国際文化）
情報科学研究科	修士（情報科学）
生命科学研究科	修士（生命科学）
環境科学研究科	修士（環境科学）
医工学研究科	修士（医工学）
教育情報学教育部	修士（教育情報学）

- 3 第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては，次の区分により，専攻分野の名称を付記する。

文 学 研 究 科	博士（文学）
教育学研究科	博士（教育学）
法 学 研 究 科	博士（法学）
経 済 学 研 究 科	博士（経済学又は経営学）
理 学 研 究 科	博士（理学）
医学系研究科	博士（医学，障害科学，看護学又は保健学）
歯 学 研 究 科	博士（歯学）
薬 学 研 究 科	博士（薬学又は医療薬学）
工 学 研 究 科	博士（工学）
農 学 研 究 科	博士（農学）
国際文化研究科	博士（国際文化）

情報科学研究科	博士（情報科学）
生命科学研究科	博士（生命科学）
環境科学研究科	博士（環境科学）
医工学研究科	博士（医工学）
教育情報学教育部	博士（教育情報学）

4 前二項に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士（学術）又は博士（学術）と付記することがある。

5 第1項の規定により授与する専門職学位は次のとおりとする。

法学研究科	公共法政策修士（専門職）又は法務博士（専門職）
経済学研究科	会計修士（専門職）

第37条 この章に規定するもののほか、修士、博士及び専門職学位の学位授与の要件その他学位に関し必要な事項は、東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定）の定めるところによる。

第7章 懲 戒

第38条 本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、所定の手続によって懲戒する。

2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

3 停学3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

第8章 授 業 料

第39条 授業料の額は、別表第2のとおりとする。

2 長期履修学生に係る授業料の年額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額をその在学期間の年数で除した額とする。

3 授業料は、第1学期及び第2学期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期における額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

4 前項の授業料は、授業料の免除又は徴収猶予若しくは月割分納の許可を願い出た場合を除き、第1学期にあつては4月、第2学期にあつては10月に納付しなければならない。ただし、第2学期に係る授業料については、第1学期に係る授業料を納付するときに、併せて納付することができる。

第40条 第1学期又は第2学期の中途において、復学し、又は再入学した者は、授業料の

年額の12分の1に相当する額（以下「月割計算額」という。）に、復学し、又は再入学した月からその学期の末月までの月数を乗じて得た額の当該学期の授業料を、復学し、又は再入学した月に納付しなければならない。

第41条 学年の途中で修了する見込みの者は、月割計算額に、修了する見込みの月までの月数を乗じて得た額の授業料を、第1学期の在学期間に係る授業料については4月に、第2学期の在学期間に係る授業料については10月に納付しなければならない。

第41条の2 長期履修学生で、第5条の4第2項の規定によりその在学期間の短縮を許可されたものは、当該短縮後の期間に応じて第39条第2項の規定により算出した授業料の年額に当該者の在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者の在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額の授業料を直ちに納付しなければならない。

第42条 退学し、転学し、除籍され、又は退学を命ぜられた者は、別に定める場合を除くほか、その期の授業料を納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

第43条 経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくはその月割分納をさせることがある。

2 前項に規定する授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

第44条 納付した授業料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、第39条第4項ただし書の規定により第1学期及び第2学期に係る授業料を併せて納付した者が、第2学期に係る授業料の納付時期前に休学し、又は退学した場合には、その者の申出により第2学期に係る授業料相当額を返付する。

第44条の2 この章に規定するもののほか、授業料の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

第9章 科目等履修生

第44条の3 本大学院の授業科目（関連科目を含む。）のうち、1科目又は数科目を選んで履修を志願する者があるときは、研究科等において、学生の履修に妨げのない場合に限って、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

第44条の4 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。

第44条の5 科目等履修生の入学資格、在学期間その他については、研究科規程等の定め

るところによる。

第44条の6 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 検定料の額は、別表第2のとおりとする。

第44条の7 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学の許可を取り消す。

3 入学料の額は、別表第2のとおりとする。

第44条の8 科目等履修生は、每学期授業開始前に、その学期の分の授業料を前納しなければならない。

2 授業料の額は、別表第2のとおりとする。

第44条の9 科目等履修生には、研究科規程等の定めるところにより、単位修得証明書を交付することがある。

第44条の10 本章に規定する場合を除くほか、科目等履修生には、大学院学生に関する規定を準用する。

第9章の2 特別聴講学生及び特別研究学生

第44条の11 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本大学院の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、研究科等において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

第44条の12 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、研究科等において特別研究学生として受入れを許可することがある。

第44条の13 特別聴講学生の受入れの時期は、学期の初めとする。

2 特別研究学生の受入れの時期は、原則として、学期の初めとする。

3 第1項の規定にかかわらず、当該特別聴講学生が外国の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、特別の事情がある場合の受入れの時期は、研究科等において、その都度定めることができる。

第44条の14 特別聴講学生及び特別研究学生を受け入れる場合の検定料及び入学料は、徴収しない。

第44条の15 次の各号の一に該当する者を特別聴講学生又は特別研究学生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

一 国立大学の大学院の学生

二 大学間交流協定（大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。以下同じ。）により授業料を不徴収とされた外国の大学院等の学生

2 前項各号に掲げる者のほか、大学間相互単位互換協定により授業料を不徴収とされた公立又は私立の大学の大学院の学生を特別聴講学生として、又は大学間特別研究学生交流協定により授業料を不徴収とされた公立又は私立の大学の大学院の学生を特別研究学生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

第44条の16 特別聴講学生及び特別研究学生が前条第1項各号の一又は同条第2項に該当する者以外の者である場合の授業料の額は、別表第2のとおりとする。

2 前項の授業料は、特別聴講学生については当該特別聴講学生に対する授業の開始前にその学期の分を徴収し、特別研究学生については、受入れの月から3月分ごとに当該期間の当初の月に徴収し、受入れの期間が3月未満であるときは当該期間の当初の月にその期間の分を徴収する。

第44条の17 本章に規定する場合を除くほか、特別聴講学生及び特別研究学生には、大学院学生に関する規定を準用する。

第10章 外国学生

第45条 外国人で、本大学院に入学、再入学、編入学又は転入学を志願するものがあるときは、外国学生として入学、再入学、編入学又は転入学を許可することがある。

2 外国学生として入学、再入学、編入学又は転入学を志願する者に対し、特別の事情があると研究科等において認める場合には、特別の選考を行うことができる。

3 外国学生として入学、再入学、編入学又は転入学を許可された者は、所定の期日までに、外国人登録原票記載事項証明書（居住地の市町村長の発行したもの。以下同じ。）を提出しなければならない。

4 前項の外国人登録原票記載事項証明書を所定の期日までに提出しない者に対しては、入学、再入学、編入学又は転入学の許可を取り消す。

5 外国学生は、定員外とすることがある。

第46条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定。以下「実施要

項」という。)に基づく国費外国人留学生に係る検定料、入学科及び授業料(実施要項第4条第4号に規定する推薦方法による推薦に基づき、実施要項第3条の規定により国費外国人留学生として選定された者に係る検定料及び入学科を除く。)は、それぞれ第18条第1項、第19条第1項及び第39条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

第46条の2 本大学院と外国の大学院等との共同の教育を目的とした大学間交流協定に基づく外国学生に係る検定料、入学科及び授業料は、それぞれ第18条第1項、第19条第1項及び第39条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。

第11章 インターネット・スクール

第47条 本大学院に、インターネットを利用した遠隔教育を行うため、東北大学インターネット・スクールを置く。

2 東北大学インターネット・スクールについては、別に定める。

附 則

- 1 この通則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 法学研究科のトランスナショナル法政策専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学なくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この通則は、平成18年7月26日から施行し、改正後の第44条の15第1項第2号及び第46条の2の規定は、同日以後に特別聴講学生又は特別研究学生として受入れを許可された者及び外国学生として入学又は転入学を許可された者から適用する。

附 則

この通則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成20年4月1日から施行し、改正後の第11条第2号及び第9号、第12条第7号並びに第16条第1項第2号の規定は、平成19年12月26日から適用する。

附 則

この通則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 薬学研究科の創薬化学専攻、医療薬科学専攻及び生命薬学専攻の区分課程の博士課程

は、改正後の第3条の2第1項及び第4項並びに別表第1薬学研究科の項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 平成21年度以前に薬学研究科の創薬化学専攻、医療薬科学専攻及び生命薬学専攻の前期課程に入学及び編入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第36条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この通則は、平成22年12月7日から施行する。

附 則

この通則は、平成23年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条，第 3 条関係）

研究科又は 教育部	専 攻	収容定員		入学定員		課 程
		前期課程等	後期課程	前期課程等	後期課程	
文学研究科	文化科学専攻	人 64	人 48	人 32	人 16	博士課程
	言語科学専攻	28	21	14	7	博士課程
	歴史科学専攻	42	33	21	11	博士課程
	人間科学専攻	44	33	22	11	博士課程
教育学研究科	総合教育科学専攻	72	48	36	16	博士課程
	教育設計評価専攻	14	6	7	2	博士課程
法学研究科	総合法制専攻	240		80		専 門 職 学位課程
	公共法政策専攻	60		30		専 門 職 学位課程
	法政理論研究専攻	20	60	10	20	博士課程
経済学研究科	経済経営学専攻	100	60	50	20	博士課程
	会計専門職専攻	80		40		専 門 職 学位課程
理学研究科	数学専攻	76	54	38	18	博士課程
	物理学専攻	182	138	91	46	博士課程
	天文学専攻	18	12	9	4	博士課程
	地球物理学専攻	52	39	26	13	博士課程
	化学専攻	132	99	66	33	博士課程
	地学専攻	64	48	32	16	博士課程
医学系研究科	医科学専攻	80	—	40	—	修士課程
		520		130		博士課程
	障害科学専攻	56	33	28	11	博士課程
	保健学専攻	48	30	24	10	博士課程
歯学研究科	歯科学専攻	12	—	6	—	修士課程
		168		42		博士課程
薬学研究科	創薬化学専攻	—	30	—	10	博士課程
	医療薬科学専攻	—	27	—	9	博士課程
	生命薬学専攻	—	21	—	7	博士課程
	分子薬科学専攻	44	—	22	—	修士課程
	生命薬科学専攻	64	—	32	—	修士課程

研究科又は 教育部	専 攻	収容定員		入学定員		課 程
		前期課程等	後期課程	前期課程等	後期課程	
工学研究科	機械システムデザイン工学専攻	80	39	40	13	博士課程
	ナノメカニクス専攻	92	27	46	9	博士課程
	航空宇宙工学専攻	100	36	50	12	博士課程
	量子エネルギー工学専攻	76	33	38	11	博士課程
	電気・通信工学専攻	126	48	63	16	博士課程
	電子工学専攻	102	45	51	15	博士課程
	応用物理学専攻	64	33	32	11	博士課程
	応用化学専攻	52	24	26	8	博士課程
	化学工学専攻	68	21	34	7	博士課程
	バイオ工学専攻	38	15	19	5	博士課程
	金属フロンティア工学専攻	52	21	26	7	博士課程
	知能デバイス材料科学専攻	74	30	37	10	博士課程
	材料システム工学専攻	60	24	30	8	博士課程
	土木工学専攻	86	36	43	12	博士課程
	都市・建築学専攻	90	24	45	8	博士課程
	技術社会システム専攻	42	39	21	13	博士課程
	バイオリボティクス専攻	70	27	35	9	博士課程
農学研究科	資源生物科学専攻	72	39	36	13	博士課程
	応用生命科学専攻	70	39	35	13	博士課程
	生物産業創成科学専攻	76	33	38	11	博士課程
国際文化研究科	国際地域文化論専攻	30	33	15	11	博士課程
	国際文化交流論専攻	40	48	20	16	博士課程
	国際文化言語論専攻	26	33	13	11	博士課程
情報科学研究科	情報基礎科学専攻	76	33	38	11	博士課程
	システム情報科学専攻	74	33	37	11	博士課程
	人間社会情報科学専攻	60	30	30	10	博士課程
	応用情報科学専攻	70	30	35	10	博士課程
生命科学研究科	分子生命科学専攻	58	39	29	13	博士課程
	生命機能科学専攻	76	51	38	17	博士課程
	生態システム生命科学専攻	78	51	39	17	博士課程
環境科学研究科	環境科学専攻	170	81	85	27	博士課程
医工学研究科	医工学専攻	62	30	31	10	博士課程
教育情報学教育部	教育情報学専攻	24	15	12	5	博士課程

別表第 2（第18条，第19条，第39条，第44条の 6，第44条の 7，第44条の 8，第44条の16
関係）

区 分		検定料	入学料	授業料
大学院学生	法科大学院の課程	円 30,000	円 282,000	円 804,000
	経済学研究科会計専門職 専攻の専門職学位課程	30,000	282,000	589,300
	その他の課程	30,000	282,000	535,800
科目等履修生		9,800	28,200	14,800
特別聴講学生		—	—	14,800
特別研究学生		—	—	29,700

備考

- 1 第20条第 2 項に定める選抜に係る検定料の額は，第 1 段階目の選抜にあっては7,000 円，第 2 段階目の選抜にあっては23,000円とする。
- 2 大学院学生の授業料は，年額である。
- 3 科目等履修生及び特別聴講学生の授業料は，1 単位に相当する授業についての額である。
- 4 特別研究学生の授業料は，月額である。

東北大学大学院通則細則

制 定 昭和29年 4 月27日

最終改正 平成 22 年 12 月

第1条 入学，再入学，進学，編入学，転科，転部及び転入学の許可は，研究科長又は教育部長（以下「研究科長等」という。）の申請により総長が行う。この場合には，教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の議を経なければならない。

2 転専攻の許可は，研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

第1条の2 入学，再入学，進学，編入学，転科，転部及び転入学の許可の取消しは，総長の承認を得て研究科長等が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

2 転専攻の許可の取消しは，研究科長が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

第2条 休学及び復学の許可は，研究科長等が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

2 休学及び復学を命ずる場合は，総長の承認を得て研究科長等が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

第3条 転学及び退学の許可は，研究科長等が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

第3条の2 除籍は，総長の承認を得て研究科長等が行う。この場合には，教授会等の議を経なければならない。

第3条の3 次の各号に掲げる協議は，研究科長等が行う。

この場合には，教授会等の議を経なければならない。

一 修学に関する他の大学の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）又は外国の大学の大学院若しくはこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）との協議

二 修学に関する外国の大学の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するもの又は国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。）との協議

三 留学又は休学中における修学に関する外国の大学院等との協議

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合には、研究科長等の申出に基づき、当該協議を総長が行うことがある。

第3条の4 他の大学院等における修学、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目の我が国においての履修、外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目の我が国においての履修並びに外国の大学院等への留学及び休学中における修学の許可は、研究科長等が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第4条 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与は、研究科長等の証明により総長が行う。

第5条 懲戒は、教授会等の議を経て研究科長等が総長に申請し、総長の命により研究科長等が行う。

2 総長は、前項の規定により研究科長等に懲戒を命じたときは、教育研究評議会に報告するものとする。

第6条 停学の解除は、教授会等の議を経て研究科長等が総長に申請し、総長の命により、研究科長等が行う。

2 総長は、前項の規定により研究科長等に停学の解除を命じたときは、教育研究評議会に報告するものとする。

第7条 第1条から第3条の2まで、第5条第1項及び第6条第1項の規定は、科目等履修生について準用する。この場合において、第1条第1項中「研究科長又は教育部長(以下「研究科長等」という。)の申請により総長」とあるのは「研究科長又は教育部長(以下「研究科長等」という。)」と、第1条の2第1項、第2条第2項及び第3条の2中「総長の承認を得て研究科長等」とあるのは「研究科長等」と、第5条第1項及び第6条第1項中「研究科長等が総長に申請し、総長の命により、研究科長等」とあるのは「研究科長等」と読み替えるものとする。

第8条 科目等履修生の在学期間延長及び履修単位増減の許可は、研究科長等が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第9条 削除

第10条 特別聴講学生及び特別研究学生の受入れの許可、受入れの許可の取消し及び受入れの期間の変更の許可並びに特別聴講学生の履修単位の増減の許可は、研究科長等が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第11条 研究科長等は、第1条第2項、第2条第1項、第3条若しくは第3条の4の規定による許可をし、第1条の2第2項の規定による許可の取消しをし、又は第3条の3第1項の規定による協議をしたときは、総長に報告しなければならない。

附 則

この細則は、平成22年12月 7 日から施行する。

東北大学大学院法学研究科規程

制 定 昭和30年1月1日

最終改正 平成23年3月

目 次

- 第1章 総則（第1条・第2条の3）
- 第2章 入学，再入学，進学，編入学，転科及び転入学（第3条―第5条）
- 第3章 教育方法等（第6条―第15条）
- 第4章 他の大学院等における修学及び留学等（第16条―第19条）
- 第5章 課程修了（第20条―第25条）
- 第6章 科目等履修生（第26条―第30条）
- 第7章 特別聴講学生及び特別研究学生（第31条―第33条）
- 附 則

第1章 総 則

第1条 東北大学大学院法学研究科（以下「本研究科」という。）における入学，教育方法，課程修了等については，東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定。以下「通則」という。）及び東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定）に定めるところのほか，この規程による。ただし，総合運営調整教授会（以下「教授会」という。）は，この規程にかかわらず，必要に応じ，特例を定めることができる。

第1条の2 本研究科は，法学及び政治学に関する専門知識を基礎として，広い視野から物事を考え，社会における正義及び公平性の実現を目指し，もって社会の発展に寄与することのできる創造性及び豊かな人間性を備えた人材を養成することを目的とする。

第2条 本研究科に置く専攻及びその課程は，次のとおりとする。

専 攻	課 程
総合法制専攻	法科大学院の課程
公共法政策専攻	専門職学位課程
法政理論研究専攻	博士課程

- 2 総合法制専攻は，その課程に関し，法科大学院とする。
- 3 公共法政策専攻及び法政理論研究専攻は，第1項の表の右欄に掲げる課程の区分に応じ，それぞれ公共政策大学院及び研究大学院とする。

- 4 法政理論研究専攻に、後期3年の課程（以下「後期課程」という。）における履修上の区分として、次のコースを置く。

後継者養成コース

国際共同博士課程コース

法政理論研究コース

第2条の2 研究大学院は、法学及び政治学に関する高度な専門知識を備え、卓越した思考力及び分析力に基づいて、多角的な視点から創造的かつ高度な教育研究を行うことのできる人材を養成することを目的とする。

- 2 法科大学院及び公共政策大学院の目的は、それぞれ東北大学法科大学院規程（平成16年規第153号。以下「法科大学院規程」という。）及び東北大学公共政策大学院規程（平成16年規第154号。以下「公共政策大学院規程」という。）の定めるところによる。

第2条の3 法科大学院及び公共政策大学院の入学、教育方法、課程修了等については、それぞれ法科大学院規程及び公共政策大学院規程の定めるところによる。

第2章 入学、再入学、進学、編入学、転科及び転入学

第3条 通則第11条、第13条、第14条、第15条及び第16条第1項の規定による入学、再入学、進学、編入学、転科及び転入学を志願した者に対する選考方法は、研究大学院運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議に基づき、教授会が別に定める。

第4条 通則第13条の規定により再入学した者並びに通則第16条第1項の規定により転科及び転入学した者の既に修得した授業科目、単位及び在学期間の認否は、運営委員会の議を経てその都度定める。

第5条 通則第11条の規定により入学を許可された者が、入学する前に次の各号に掲げる教育課程において履修した授業科目に係る既修得の単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、運営委員会の定めるところにより、研究大学院において修得したものとみなすことがある。

- 一 東北大学大学院又は他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）
- 二 外国の大学の大学院又はこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）
- 三 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの又は通則第15条第5号に規定する国際連合大学（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。）

- 2 前項の規定により研究大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、10単位までとする。

第3章 教育方法等

第6条 研究大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

第7条 研究大学院の授業科目及び単位数は、運営委員会が別に定める。

第8条 学生には、指導教員を置く。

- 2 学生は、指導教員の指導の下で、授業科目を履修する。

第9条 学生は、法学研究科長（以下「本研究科長」という。）の許可を得て、前期2年の課程（以下「前期課程」という。）にあつては公共政策大学院、他の研究科の若しくは教育部の前期課程又は学部の授業科目を、後期課程にあつては前期課程、公共政策大学院、他の研究科、教育部又は学部の授業科目を履修することができる。この場合には、その研究科、教育部又は学部の定める手続によらなければならない。

第10条 学生は、本研究科長の許可を得て、他の研究科又は教育部において研究指導の一部を受けることができる。

- 2 公共政策大学院、他の研究科又は教育部の学生が、研究大学院の授業科目の履修を、他の研究科又は教育部の学生が研究大学院において研究指導を受けることを願い出たときは、許可することがある。

第11条 授業科目の履修の認定は、試験による。試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 試験は、当該授業科目の授業が終了した学期の終わりにおいて、当該学期の授業担当教員が行う。ただし、当該学期の授業担当教員が退職し、又は事故があるときは、運営委員会の定めるところにより他の教員が行う。

第12条 その年の3月又は9月に前期課程又は博士課程を修了すべき者で修了できなかったものに対しては、運営委員会の定める期日に追試験を行うことがある。

第13条 試験は、筆記試験とする。ただし、授業担当教員又は試験を行う教員において必要と認めたときは、運営委員会の承認を得て他の方法によることができる。

第14条 試験を受けようとする者は、所定の期日までに研究大学院長に届け出なければならない。

- 2 試験を受けることのできる授業科目は、授業を受けたものに限る。

第15条 試験の成績は、100点を満点とし、次の区分により評価する。

- A A 90点以上
- A 80点以上90点未満
- B 70点以上80点未満
- C 60点以上70点未満
- D 60点未満

- 2 前項による評価 A A, A, B, C は合格とし, D は不合格とする。
- 3 第 1 項の成績は, 公表しない。

第 4 章 他の大学院等における修学及び留学等

第16条 学生は, 研究大学院長の許可を得て, 運営委員会が別に定める他の大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定は, 学生が, 外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 3 学生は, 研究大学院長の許可を得て, 運営委員会が別に定める他の大学院若しくは研究所等 (以下「他の大学院等」という。) 又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導の一部を受けることができる。この場合において, 前期課程の学生が当該研究指導を受けることができる期間は, 1 年を超えないものとする。

第17条 学生が, 外国の大学院等において修学することが教育上有益であると運営委員会が認めるときは, 当該外国の大学院等と協議の上, 学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず, 特別の事情があると運営委員会が認めるときは, 当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。
- 3 留学の期間は, 在学年数に算入する。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は, 学生が休学中に外国の大学院等において修学する場合について準用する。

第18条 第16条第 1 項及び第 2 項の規定により履修した授業科目について修得した単位, 同条第 3 項の規定により受けた研究指導並びに前条第 1 項及び第 4 項の規定により留学し, 及び休学中に修学して得た成果は, 運営委員会の定めるところにより, 本研究科において修得した単位又は受けた研究指導とみなす。

- 2 前項の規定により, 研究大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は, 10単位までとする。

第19条 この章に規定するもののほか、他の大学院等における修学、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目の我が国における履修、外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における修学、外国の大学院等への留学及び休学中の外国の大学院等における修学に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

第5章 課程修了

第20条 前期課程を修了しようとする者は、同課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と運営委員会において認めた場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 公共政策大学院、他の研究科の若しくは教育部の前期課程又は学部の授業科目で運営委員会が認めたものは、8単位まで前項に規定する単位に算入することができる。

3 博士課程を修了しようとする者は、後期課程に3年以上在学し、8単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と運営委員会において認めた場合には、1年（2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者あっては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

第21条 課程修了の認定は、運営委員会の議に基づき、教授会が行う。

第22条 修士論文は、前期課程に1年以上在学し、12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければ提出することができない。ただし、第20条第1項ただし書の規定を適用しようとする場合において、運営委員会が認めたときには、在学期間が1年に満たなくても修士論文を提出することができる。

2 博士論文は、後期課程に2年以上在学し、8単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければ提出することができない。ただし、第20条第3項ただし書の規定を適用しようとする場合において、運営委員会が認めたときには、在学期間が2年に満たなくても博士論文を提出することができる。

3 第1項及び前項の学位論文は、運営委員会が学年の初めに定める所定の期日までに研究大学院長に提出しなければならない。所定の期日の経過後に提出したときは、その学期においては、審査を行わない。

第23条 最終試験は、前期課程又は博士課程を修了するに必要な単位の全部を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて修士論文又は博士論文を提出した者に対して、後期課程にあっては必要な研究指導を受けて博士論文を提出した者に対して行う。

- 2 最終試験は、審査した学位論文及びこれに関連のある専攻分野について口頭試問によって行う。

第24条 その年の3月又は9月に前期課程又は博士課程を修了すべき者で修了できなかったものに対しては、運営委員会の定める期日に、修士論文若しくは博士論文の追審査又は最終試験の追試験を行うことがある。

- 2 前項の追審査及び追試験には、それぞれ第22条第1項、第2項及び前条の規定を準用する。
- 3 修士論文又は博士論文の追審査を受けようとする者は、所定の期日までに研究大学院長にこれを提出しなければならない。

第25条 学位論文の審査及び最終試験の成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

- 2 前項の成績は、公表しない。

第6章 科目等履修生

第26条 科目等履修生の入学資格及び選考方法は、運営委員会において、志願者の学歴及び履修能力を勘考してその都度定める。

第27条 科目等履修生を志願する者は、履修科目を記載した所定の願書に必要書類を添えて、所定の期日までに、研究大学院長に提出しなければならない。

第28条 科目等履修生の在学期間は、2年を超えることができない。

第29条 科目等履修生は、受講した授業科目について試験を受けて、単位を修得することができる。

第30条 科目等履修生が修得した単位に係る授業科目について、証明を願い出たときは、本研究科長の単位修得証明書を交付する。

第7章 特別聴講学生及び特別研究学生

第31条 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、研究大学院の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

第32条 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、研究大学院において、研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、特別研究学生として受入れを許可することがある。

設等と協議して定めるところにより、特別研究学生として受入れを許可することがある。

第33条 特別聴講学生及び特別研究学生の受入れに関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則（省略）

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に後期課程に進学、編入学及び転科した者の履修方法及び修了の要件等については、改正後の第2条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

東北大学大学院法学研究科履修内規

制 定 平成18年1月1日

最終改正 平成23年3月

(趣 旨)

第1条 この内規は、東北大学大学院法学研究科規程（昭和30年1月1日制定。以下「研究科規程」という。）第7条の規定に基づき、東北大学大学院法学研究科（以下「本研究科」という。）において開設する授業科目及び単位数について定めるものとする。

(授業科目、単位数、履修方法)

第2条 本研究科の前期2年の課程において開設する授業科目及び単位数は別表1、後期3年の課程において開設する授業科目及び単位数は別表2による。

- 2 研究大学院運営委員会（以下「運営委員会」という。）が必要と認めたときは、前項による授業科目以外の授業科目について、授業を行うことがある。
- 3 前二項の授業科目については、講義及び演習のほか、研修を行うことがある。
- 4 前項の研修の単位数は、毎学年の初めに運営委員会が定める。
- 5 履修上必要があると認めるときは、運営委員会の定めるところにより、演習又は研修をもって講義の全部又は一部に代えることができる。
- 6 後期課程の学生は、別表2における開設授業科目の中から博士論文指導A、博士論文指導B、博士論文指導C及び博士論文指導Dを選択して必ず履修しなければならない。

附 則

- 1 この内規は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年以前に入学、進学及び編入学した者の授業科目及び単位数については、改正後の内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 1

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
憲 法 演 習	4	経 済 法	4
憲 法 演 習 I	2	経 済 法 演 習	2
憲 法 演 習 II	4	国 際 経 済 法	2
憲 法 演 習 III	4	知 的 財 産 法 演 習 I	2
比 較 憲 法 演 習 I	2	知 的 財 産 法 演 習 II	2
比 較 憲 法 演 習 II	2	知 的 財 産 法 演 習 III	2
行 政 法 演 習	2	知 的 財 産 法 演 習 IV	2
行 政 法 演 習 I	2	民 事 手 続 法 I	2
行 政 法 演 習 II	2	民 事 手 続 法 演 習 I	2
都 市 法	4	民 事 手 続 法 演 習 II	2
環 境 法	2	民 事 手 続 法 演 習 III	2
租 税 法 演 習	2	民 事 手 続 法 演 習 IV	2
租 税 法 演 習 I	2	国 際 私 法 演 習	2
租 税 法 演 習 II	2	国 際 私 法 演 習 I	2
刑 法 演 習	4	国 際 私 法 演 習 II	2
刑 法 演 習 I	2	国 際 法 演 習	2
刑 法 演 習 II	2	国 際 法 演 習 I	2
刑 事 訴 訟 法 演 習 I	2	国 際 法 演 習 II	2
刑 事 訴 訟 法 演 習 II	2	社 会 保 障 法 演 習	2
刑 事 訴 訟 法 演 習 III	2	比 較 社 会 保 障 法 演 習	2
刑 事 訴 訟 法 演 習 IV	2	法 理 学 演 習 I	2
刑 事 政 策	2	法 理 学 演 習 II	2
刑 事 政 策 演 習 I	2	法 理 学 演 習 III	2
刑 事 政 策 演 習 II	2	法 理 学 特 論	2
少 年 法	2	日 本 法 制 史 演 習 I	2
民 法 基 礎 演 習 I	2	日 本 法 制 史 演 習 II	2
民 法 基 礎 演 習 II	2	西 洋 法 制 史 演 習 I	2
民 法 演 習	4	西 洋 法 制 史 演 習 II	2
民 法 演 習 I	2	西 洋 法 制 史 特 殊 講 義 I	2
民 法 演 習 II	2	西 洋 法 制 史 特 殊 講 義 II	2
民 法 演 習 III	2	英 米 法 演 習	2
民 法 発 展 演 習 I	2	インターネットリーガルリサーチアンドライティング I	2
民 法 発 展 演 習 II	2	ヨ ー ロ ッ パ 法 演 習 I	2
家 族 法 演 習	2	ヨ ー ロ ッ パ 法 演 習 II	2
商 法 演 習 I	2	法 律 ド イ ツ 語 演 習 I	2
商 法 演 習 II	2	法 律 ド イ ツ 語 演 習 II	2
比 較 会 社 法 演 習	2	フ ラ ン ス 法 演 習 I	2

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
フ ラ ン ス 法 演 習 Ⅱ	2	東 ア ジ ア 政 治 外 交 論	2
法 律 フ ラ ン ス 語 演 習 Ⅰ	2	東 ア ジ ア 政 治 外 交 論 演 習 Ⅰ	4
法 律 フ ラ ン ス 語 演 習 Ⅱ	2	健 康 政 策 演 習 Ⅰ	2
現 代 政 治 分 析 演 習 Ⅰ	2	健 康 政 策 演 習 Ⅱ	2
現 代 政 治 分 析 演 習 Ⅱ	2	交 渉 演 習 Ⅰ	2
西 洋 政 治 思 想 史 演 習 Ⅰ	2	交 渉 演 習 Ⅱ	2
西 洋 政 治 思 想 史 演 習 Ⅱ	2	政 策 評 価 の 技 法 演 習	2
ヨ ー ロ ッ パ 政 治 史 演 習 Ⅰ	2	家 族 政 策 演 習	2
ヨ ー ロ ッ パ 政 治 史 演 習 Ⅱ	2	外 国 法 文 献 研 究 Ⅰ（英米法）	2
国 際 関 係 論 演 習 Ⅰ	2	外 国 法 文 献 研 究 Ⅱ（ドイツ法）	2
国 際 関 係 論 演 習 Ⅱ	2	外 国 法 文 献 研 究 Ⅲ（フランス法）	2
国 際 関 係 論 論 文 演 習 Ⅰ	2	法 情 報 学 演 習	2
国 際 関 係 論 論 文 演 習 Ⅱ	2	民 法 研 究 会 Ⅰ	4
比 較 政 治 学 演 習 Ⅰ	2	商 法 研 究 会	2
比 較 政 治 学 演 習 Ⅱ	2	社 会 法 研 究 会 Ⅰ	2
日 本 政 治 外 交 史	2	公 法 判 例 研 究 会 Ⅰ	2
行 政 学 演 習 Ⅰ	2	刑 事 判 例 研 究 会	2
行 政 学 演 習 Ⅱ	2		

備 考

公共政策大学院，他の研究科の若しくは教育部の前期課程又は学部 of 授業科目で，研究大学院運営委員会が認めたものは，８単位まで研究科規程第20条第１項に規定する単位に算入することができる。

別表 2

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
比 較 憲 法 演 習 A	2	法 理 学 演 習 B	2
比 較 憲 法 演 習 B	2	日 本 法 制 史 演 習 A	2
行 政 法 演 習 A	2	日 本 法 制 史 演 習 B	2
行 政 法 演 習 B	2	インターネットリーガルリサーチアンドライティングA	2
租 税 法 演 習 B	2	ヨーロッパ政治史発展演習	2
刑 法 演 習 A	2	西洋政治思想史演習 A	2
刑 事 訴 訟 法 演 習 A	2	西洋政治思想史演習 B	2
刑 事 訴 訟 法 演 習 B	2	国際関係論論文演習 A	2
民 法 演 習 A	2	国際関係論論文演習 B	2
知 的 財 産 法 演 習 A	2	東アジア政治外交論演習 A	2
知 的 財 産 法 演 習 B	2	外国法文献研究 A（英米法）	2
知 的 財 産 法 演 習 C	2	民 法 研 究 会 A	4
知 的 財 産 法 演 習 D	2	社 会 法 研 究 会 A	2
民 事 手 続 法 A	2	公 法 判 例 研 究 会 A	2
国 際 私 法 演 習 A	2	博 士 論 文 指 導 A	2
国 際 私 法 演 習 B	2	博 士 論 文 指 導 B	2
国 際 法 演 習 A	2	博 士 論 文 指 導 C	2
国 際 法 演 習 B	2	博 士 論 文 指 導 D	2
法 理 学 演 習 A	2	ジェンダー・多文化共生論	2

履 修 案 内

1. 総 説

研究大学院前期2年の課程（以下、前期課程という。）及び後期3年の課程（以下、博士課程という。）の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下、研究指導という。）によって行われる。

2. 授業科目の履修

(1) 研究大学院では、法学・政治学の専門領域における理論研究及び応用実務の能力の修得を目指す授業科目が開設されている（前期課程は表1及び表2,博士課程は表3）。大学院生は指導教員と相談して自らの履修すべき授業科目を選択し、履修にあたっては所定の「履修簿」に記入したうえで指導教員の承認を得なければならない。（博士課程の学生については、副指導教員の承認も得ること）

(2) 授業科目は講義・演習・特論、その他の形態によって行われるが、その具体的内容・単位数・履修要件等については「講義要綱」を参照すること。なお、その際には、以下の点に注意すること。

- ① 同一名称の講義は一度しか履修できない。
- ② 同一名称の演習の履修には、講義の場合と異なり、原則として履修の回数に制限は設けられていない。ただし、演習の履修には授業担当教員の許可が必要であり、一定の履修要件が課せられることもある。
- ③ 特論の名称を付して開設される授業科目は、主として少人数を対象とする特殊講義の形態で行われるが、講義のみならず演習の要素を加味して行われることもあるので、「講義要綱」を参照すること。なお、同一名称の特論でも内容が異なる場合や授業担当教員が異なる場合などは別個の科目として取り扱い、それぞれを履修することができる。
- ④ 上記の他に、リーガルリサーチ、各種研究会等の名称で開設される授業科目がある。これらの名称で開設される授業科目も、原則として履修の回数に制限は設けられていないが、重ねて履修することができない授業科目もあるため、「講義要綱」を参照すること。
- ⑤ 表2に掲げる科目については、本学法学部及び法学研究科で同一科目（読み替え

対応科目含む)をすでに履修済みの場合は、この科目を履修できない。

- (3) 前期課程においては、他の研究科の前期課程又は学部の授業科目を履修する場合は、所定の手続きを経て本研究科長の許可を得なければならない。
- (4) 前期課程においては、他の研究科の前期課程又は学部で履修した授業科目の修得単位は、8単位を上限として研究大学院の修了要件単位に含めることができる。

3. 修了要件

- (1) 研究大学院の前期課程を修了しようとする者は、同課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。
- (2) 研究大学院の博士課程を修了しようとする者は、同課程に3年以上在学し、8単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。
- (3) 前期課程の在学期間に関しては、研究大学院運営委員会が優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。
博士課程の在学期間に関しては、研究大学院運営委員会が優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、1年(2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者)にあっては、当該在学期間を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。
- (4) 前期課程の修了要件単位には、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に与えられる研修の6単位を含めることができる。また論文指導の単位は、2単位を上限として同じく修了要件単位に含めることができる。
- (5) 修士論文は、前期課程に1年以上在学し、12単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた者でなければ提出できない。ただし、研究大学院運営委員会が在学期間の短縮を認めた者は、この限りではない。

修士論文は、研究大学院運営委員会が定める所定の期日までに本研究科長に提出しなければならない。所定の期日の経過後に提出された修士論文は、その学期においては審査を行わない。なお、修士論文題目届及び修士論文の提出期限については、各年度の「講義要綱」を参照すること。

- (6) 博士論文は、後期課程に2年以上在学し、8単位以上修得し(博士論文指導A～Dは必ず履修すること)、かつ必要な研究指導を受けた者でなければ提出できない。ただし、研究大学院運営委員会が在学期間の短縮を認めた者は、この限りではない。

博士論文は、研究大学院運営委員会が定める所定の期日までに本研究科長に提出し

なければならない。所定の期日の経過後に提出された博士論文は、その学期においては審査を行わない。なお、博士論文題目届及び博士論文の提出期限については、各年度の「講義要綱」を参照すること。

- (7) 最終試験は、前期課程又は博士課程の修了に必要な単位の全部を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて修士論文又は博士論文を提出した者に対して、審査した修士論文又は博士論文及びこれに関連のある専攻分野についての口頭試問によって行う。
- (8) その年の3月又は9月に前期課程又は博士課程を修了すべき者で修了できなかった者に対しては、研究大学院運営委員会の定める期日に、修士論文若しくは博士論文の追審査及び最終試験の追試験を行うことがある。

4. 研究大学院後期3年の課程について

本研究科は、本研究科に対する多様なニーズに応えるため、研究大学院後期3年の課程に後継者養成コース、国際共同博士課程コースおよび法政理論研究コースの3コースを置いている。

(1) 後継者養成コース

本コースは、主として法科大学院修了者を対象とし、将来法科大学院における法学教育に研究者教員または実務家教員として携わる人材を養成することを目的とするものである。法科大学院における法学教育においては理論と実務の架橋が求められることから、本コースに入学した者には、原則として2年間、研究者教員および実務家教員双方の指導を受けながら、理論的に高い水準にあり、法実務に対しても重要な意義を持つ博士論文を執筆することが期待される。

本コースの入学者のうち優秀な者については、フェローとして採用し、東北大学法科大学院における教育支援や東北大学法律事務所における業務支援に従事することと引換えに一定の給与を支給する。

(2) 国際共同博士課程コース

本コースは、法学・政治学分野において国際的に極めて高い評価を得ている海外の高等研究教育機関（海外連携機関）と本研究科が連携協定を締結して共同で博士課程を運営するもので、国際的に活躍する研究者・高度専門職業人を養成することを目的とする。本コースの入学者は、3年間の博士課程のうち少なくとも1年間は海外連携機関で研究に従事し、本研究科と海外連携機関の双方に博士論文（原則として英語）を提出し、両機関から博士の学位を取得すること（ダブルディグリーまたはジョイン

トディグリー）を目指すことになる。

本コースの選抜を通じて本研究科に入学できるのは、海外連携機関の学生のみである。本研究科から海外連携機関に派遣されることを希望する学生は、まず、後継者養成コースまたは法政理論研究コースに入学することになる。なお、2011年4月1日現在での海外連携機関は以下の通りである。

- ・ リヨン高等師範学校（ENS-LSH）（フランス）
- ・ リュミエール・リヨン第2大学（フランス）
- ・ シェフィールド大学東アジア研究所（イギリス）
- ・ 清華大学政治学部（中国）
- ・ 清華大学法学院（中国）
- ・ 中国社会科学院法学研究所（中国）
- ・ 中国社会科学院政治学研究所（中国）
- ・ 延世大学校大学院政治学科（韓国）
- ・ ソウル国立大学校国際大学院（韓国）
- ・ オタワ大学法学研究科（カナダ）
- ・ オタワ大学社会科学研究科（カナダ）

(3) 法政理論研究コース

本コースは、従来の研究大学院の伝統を最も直接的に受け継ぐものであり、法学及び政治学に関する高度な専門的知識を備え、卓越した思考力及び分析力に基づいて、多角的な視点から創造的かつ高度な教育研究を行うことのできる人材を養成することを目的とする。将来法科大学院における法学（実定法学を含む）教育に従事することを志す者であっても、外国語文献の読解能力や基礎法学的な素養の涵養に特に重点を置いた研究に従事することを希望する場合等、博士課程前期2年の課程（修士課程）を経た上で、本コースに入学するのが好ましいことがある。法科大学院を経て後継者養成コースに入学することと、博士課程前期2年の課程を経て本コースに入学することのいずれが好ましいかはケースバイケースであるから、法学の研究教育に従事することを志す者は、できるだけ早い段階で（可能であれば法学部在籍中に）、将来指導を受けることを希望する教員に相談することが期待される。

(4) 定員

博士課程後期3年の課程の定員は、以上の3コース合わせて20名である。

平成23（2011）年度法学研究科研究大学院開設授業科目

表 1

授 業 科 目	単位	1週授業回数	担当教員	備考	使用言語
憲法演習Ⅰ	2	2（隔週）	辻村教授	後期	日本語
比較憲法演習Ⅰ	2	1		後期	日本語
憲法演習Ⅲ	4	2（隔週）	中林准教授	通年	日本語
比較憲法演習Ⅱ	2	1	佐々木教授	後期	日本語
行政法演習Ⅰ	2	1	稲葉教授	前期	日本語
行政法演習Ⅱ	2	1		後期	日本語
都市環境政策論演習	4	1	島田教授	通年	日本語
環境政策演習	2	1	西田教授	後期	日本語
租税法演習Ⅰ	2	1	澁谷教授	前期	日本語
租税法演習Ⅱ	2	1		後期	日本語
刑法演習	4	1	岡本教授	通年	日本語
刑法演習Ⅰ	2	1	成瀬教授	前期	日本語
刑事訴訟法演習Ⅰ	2	1	佐藤教授	前期	日本語
刑事訴訟法演習Ⅱ	2	1		後期	日本語
刑事訴訟法演習（発展）	2	1	井上准教授	前期	日本語
民法演習Ⅰ	2	2（隔週）	中原(太)准教授	前期	日本語
民法基礎演習Ⅰ	2	2（隔週）	米村准教授	後期	日本語
民法演習Ⅰ	2	1		後期	日本語
民法演習Ⅰ	2	2（隔週）	久保野准教授	前期	日本語
民法発展演習Ⅰ	2	1	阿部准教授	前期	日本語
民法発展演習Ⅱ	2	1		後期	日本語
民法発展演習Ⅲ	2	2（隔週）	小粥教授	前期	日本語
民法発展演習Ⅳ	2	2（隔週）		後期	日本語
民法演習	4	2（隔週）	渡辺教授	通年	日本語
商法演習Ⅰ	2	1	吉原教授	前期	日本語
比較会社法演習	2	1	白井准教授	後期	日本語
経済法演習	2	1	滝澤准教授	後期	日本語
知的財産法演習Ⅰ	2	1	蘆立准教授	前期	日本語
知的財産法演習Ⅱ	2	1		後期	日本語
知的財産法演習Ⅲ	2	1	千壽教授	前期	日本語
知的財産法演習Ⅳ	2	1		後期	日本語
民事手続法Ⅰ	2	1	内海准教授	前期	日本語
民事手続法演習Ⅱ	2	1	坂田教授	後期	日本語
民事手続法演習Ⅲ	2	1	河崎准教授	後期	日本語
民事手続法演習Ⅳ	2	1	内海准教授	前期	日本語
経済法・競争政策演習	4	2（隔週）	山口准教授	通年	日本語
国際私法演習Ⅰ	2	1	竹下准教授	前期	日本語
国際法演習Ⅰ	2	1	植木教授	前期	日・英
国際法演習Ⅱ	2	1		後期	日・英
法理学演習Ⅲ	2	1	樺島教授	前期	日・英
法理学特論	2	1（変則）		通年	日本語
日本法制史演習Ⅰ	2	1	吉田教授	前期	日本語
日本法制史演習Ⅱ	2	1		後期	日本語
西洋法制史演習Ⅰ	2	1	大内教授	前期	日本語
西洋法制史演習Ⅱ	2	1		後期	日本語

授 業 科 目	単位	1週授業回数	担当教員	備考	使用言語
英米法演習	2	1	芹澤教授	前期	日本語
インターネット リーガル リサーチ アンド ライティング I	2	1		前期	日・英
法律ドイツ語演習 I	2	1	シェーファー准教授	前期	ドイツ語
法律ドイツ語演習 II	2	1		後期	ドイツ語
ドイツ法発展演習	2	1	平田教授	前期	独・英
ヨーロッパ政治史演習 I	2	2 (隔週)		前期	日・英
ヨーロッパ政治史演習 II	2	2 (隔週)	犬塚准教授	後期	日・英
西洋政治思想史演習 I	2	1		前期	日本語
西洋政治思想史演習 II	2	1	橋本教授	前期	日本語
日本外交論演習	2	1		後期	日本語
近現代の対中外交論演習	2	1	大西教授	前期	日・英
国際関係論演習 I	2	2 (隔週)		後期	日・英
国際関係論演習 II	2	2 (隔週)	横田教授	後期	日本語
比較政治学演習 I	2	1		後期	日本語
比較政治学演習 II	2	1	伏見准教授	前期	日本語
日本政治外交史演習 I	2	1		後期	日本語
日本政治外交史演習 II	2	1	牧原教授	前期	日本語
行政学演習 I	2	2 (隔週)		後期	日本語
行政学演習 II	2	2 (隔週)	阿南准教授	前期	日本語
中国政治演習 I	2	1		後期	日本語
中国政治演習 II	2	1	金准教授	前期	日本語
中国政治演習 III	2	1		通年	日本語
東アジア政治外交論演習 I	4	2 (隔週)	森田准教授	前期	日本語
交渉演習 I	2	1		後期	日本語
交渉演習 II	2	1	金谷准教授	後期	日本語
法情報学演習	2	1		前期	日本語
現代地方自治演習	2	1	芹澤教授	前期	日本語
外国法文献研究 I (英米法)	2	1		後期	独・英
外国法文献研究 II (ドイツ法)	2	1	共同	通年	日本語
民法研究会 I	4	2 (隔週)		通年	日本語
社会法研究会 I	2	1 (変則)	稲葉教授	通年	日本語
公法判例研究会 I	2	1 (変則)		通年	日本語
刑事判例研究会	2	1 (変則)	各指導教員	前期、後期	
論文指導	2	1			

平成24年度開設予定科目

法理学演習 I (2 単位)、法理学演習 II (2 単位)

表 2

授 業 科 目	単位	1週授業回数	担当教員	備考	使用言語
刑事政策	2	—	金澤講師	連講 ※	日本語
労働法	4	2(隔週)及び連講	水町講師	前期及び連講	日本語
現代民法特論Ⅲ	2	1	阿部准教授	後期 ※	日本語
経済法	4	2	滝澤准教授	前期	日本語
国際私法	4	2	竹下准教授	前期	日本語
倒産処理法	2	1	河崎准教授	前期 ※	日本語
西洋法制史特論Ⅱ (アメリカ法制史)	2	1	大内教授	後期 ※	日本語
ローマ法	2	—	瀧澤講師	連講 ※	日本語
法社会学	2	—	佐藤講師	連講 ※	日本語
ドイツ民法	2	1	シェーファー准教授	前期	英語
ヨーロッパ法	2	1		後期	英語
中国法	2	—	高見澤講師	連講 ※	日本語
地域研究	2	—	出岡講師	連講 ※	日本語
グローバル・ガバナンス論	2	—	フック講師	連講 ※	英語

◎労働法は、前期授業及び連続講義を併せて受講することにより 4 単位を与える。

備考欄中、※印の科目は24年度開講しない予定である。

平成24年度開設予定科目

西洋法制史特論Ⅰ (2 単位)、現代民法特論Ⅱ (2 単位)、執行保全法 (2 単位)、中国法制史 (2 単位)、ロシア・東欧法 (2 単位)

表 3

授 業 科 目	単位	1週授業回数	担当教員	備考	使用言語
比較憲法演習 A	2	1	辻村教授	後期	日本語
比較憲法演習 B	2	1	佐々木教授	後期	日本語
行政法演習 A	2	1	稲葉教授	前期	日本語
行政法演習 B	2	1		後期	日本語
租税法演習 B	2	1	澁谷教授	後期	日本語
刑法演習 A	2	1	成瀬教授	前期	日本語
刑事訴訟法演習 A	2	1	佐藤教授	前期	日本語
刑事訴訟法演習 B	2	1		後期	日本語
民法演習 A	2	2 (隔週)	久保野准教授	前期	日本語
知的財産法演習 A	2	1	蘆立准教授	前期	日本語
知的財産法演習 B	2	1		後期	日本語
知的財産法演習 C	2	1	千壽教授	前期	日本語
知的財産法演習 D	2	1		後期	日本語
民事手続法 A	2	1	内海准教授	前期	日本語
国際私法演習 A	2	1	竹下准教授	前期	日本語
国際法演習 A	2	1	植木教授	前期	日・英
国際法演習 B	2	1		後期	日・英
法理学演習 A	2	1	樺島教授	前期	日・英
法理学演習 B	2	1 (変則)		通年	日本語
日本法制史演習 A	2	1	吉田教授	前期	日本語
日本法制史演習 B	2	1		後期	日本語
インターネット リーガル リサーチ アンド ライティング A	2	1	芹澤教授	前期	日・英
ヨーロッパ政治史発展演習	2	2 (隔週)	平田教授	後期	日・英
西洋政治思想史演習 A	2	1	犬塚准教授	前期	日本語
西洋政治思想史演習 B	2	1		前期	日本語
行政学演習 A	2	2 (隔週)	牧原教授	前期	日本語
行政学演習 B	2	2 (隔週)		後期	日本語
中国政治演習 C	2	1	阿南准教授	前期	日本語
東アジア政治外交論演習 A	4	2 (隔週)	金准教授	通年	日本語
グローバル・ガバナンス論	2	—	フック講師	連講 ※	英語
外国法文献研究 A (英米法)	2	1	芹澤教授	前期	日本語
外国法文献研究 B (ドイツ法)	2	1	シェーファー准教授	後期	独・英
民法研究会 A	4	2 (隔週)	共同	通年	日本語
社会法研究会 A	2	1 (変則)	嵩准教授	通年	日本語
公法判例研究会 A	2	1 (変則)	稲葉教授	通年	日本語
博士論文指導 A	2	—	各指導教員	前期	
博士論文指導 B	2	—	各指導教員	後期	
博士論文指導 C	2	—	各指導教員	前期	
博士論文指導 D	2	—	各指導教員	後期	

備考欄中、※印の科目は24年度開講しない予定である。

国際高等研究教育院について

国際高等研究教育院とは、既存の研究科・教育部の枠にとらわれず、新しいタイプの異分野融合からなる新領域の学際的研究を創造し世界トップレベルの研究者を目指そうとする若手研究者養成のための支援組織です。

国際高等研究教育院の支援を受けようとする学生は、国際高等研究教育院用講義一覧の中から修士課程又は博士課程前期2年の課程（以下「修士課程等」という。）の1年次に6単位以上（ただし、他専攻又は他研究科等の国際高等研究教育院用講義4単位以上）を修得した上で、所属研究科に申請し、その推薦に基づき国際高等研究教育院の審査を受け、合格しなければなりません。具体的には、修士課程等の1年次修了時の3月に、指定の上記の単位を履修し所定の成績を修めた上で、指導教員の意見書を添え、所属研究科・教育部の推薦を受けて、研究科の推薦書、成績表を添えて国際高等研究教育院に支援を申請します。申請書類をもとに国際高等研究教育院が審査し、合格すれば修士課程等の2年次に「修士研究教育院生」として、奨学金支給、論文投稿諸費用や学会、国際会議出席費用等の各種支援を受けることができます。

また、「修士研究教育院生」であった学生あるいは「修士研究教育院生」以外で特に成績が優秀な博士課程後期3年の課程1年次から選抜され、「博士研究教育院生」として、上記支援のほか、研究計画に見合った研究費や研究環境又は国際インターンシップのための助成費を受けることができます。

なお、支援の枠は「修士研究教育院生」は全学の修士課程等の2年次学生に対して50名以内の合格者と合わせて狭き門ですが、皆さんのチャレンジ精神に期待します。

詳細については、「国際高等研究教育院」のホームページをご覧ください。

ただし、いづれについても国際高等研究教育機構の予算が認められた場合に実施するものですので、詳細については、「国際高等研究教育院」のホームページをご覧ください。

「国際高等研究教育院」のホームページ <http://www.iiare.tohoku.ac.jp/index.html>

学 位 規 則

制 定 昭和28年4月1日

最新改正 平成 20 年 11 月

目 次

第1章 総則（第1条）

第2章 大学が行う学位授与（第2条－第5条の3）

第3章 短期大学が行う学位授与（第5条の4）

第4章 独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う学位授与（第6条・第7条）

第5章 雑則（第8条－第13条）

附 則

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第104条第1項から第4項までの規定により大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構が授与する学位については、この省令の定めるところによる。

第2章 大学が行う学位授与

（学士の学位授与の要件）

第2条 法第104条第1項の規定による学士の学位の授与は、大学（短期大学を除く。第10条、第11条及び第13条を除き、以下同じ。）が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

（修士の学位授与の要件）

第3条 法第104条第1項の規定による修士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項の修士の学位の授与は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第4条第3項の規定により前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程に入学し、大学院設置基準第16条に規定する修士課程の修了要件を満たした者に対しても行うことができる。

（博士の学位授与の要件）

第4条 法第104条第1項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該

大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

- 2 法第104条第2項の規定による博士の学位の授与は、前項の大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

(学位論文の審査の協力)

第5条 前2条の学位の授与に係る学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位)

第5条の2 法第104条第1項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、これらは専門職学位とする。

区 分	学 位
専門職大学院の課程（次項以下の課程を除く。）を修了した者に授与する学位	修士（専門職）
専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項に規定する法科大学院の課程を修了した者に授与する学位	法務博士（専門職）
専門職大学院設置基準第26条第1項に規定する教職大学院の課程を修了した者に授与する学位	教職修士（専門職）

(専門職学位の授与の要件)

第5条の3 法第104条第1項の規定による前条の専門職学位の授与は、専門職大学院を置く大学が、当該専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

第3章 短期大学が行う学位授与

(短期大学士の学位授与の要件)

第5条の4 法第104条第3項の規定による短期大学士の学位の授与は、短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

第4章 独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う学位授与

(学士、修士及び博士の学位授与の要件)

第6条 法第104条第4項の規定による同項第1号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学評価・学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準（昭和31年文

部省令第28号)第31条第1項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

一 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者

二 専修学校の専門課程を修了した者のうち法第132条の規定により大学に編入学することができるもの

三 外国において学校教育における14年の課程を修了した者

四 その他前3号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者

2 法第104条第4項の規定による同項第2号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法人大学評価・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法人大学評価・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

(学位授与の審査への参画)

第7条 前条の学位の授与の審査に当たっては、大学の教員等で高度の学識を有する者の参画を得るものとする。

第5章 雑 則

(論文要旨等の公表)

第8条 大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

第9条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することがで

きる。この場合、当該大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(専攻分野の名称)

第10条 大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位の名称)

第11条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の名称を付記するものとする。

(学位授与の報告)

第12条 大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、それぞれ別記様式第一又は別記様式第二による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位規程)

第13条 大学は、学位に関する事項を処理するため、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するものとする。

2 独立行政法人大学評価・学位授与機構は、第六条に規定する学位の授与に係る要件及び審査の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するとともに、これを官報に公示するものとする。

別記様式第1 (省略)

別記様式第2 (省略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

(省 略)

附 則 (平成20年11月13日文部科学省令第35号)

この省令は、平成21年3月1日から施行する。

東北大学学位規程

制 定 昭和30年1月1日

最終改正 平成 22 年 2 月

(趣 旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項の規定に基づき、東北大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、東北大学学部通則(昭和27年12月18日制定)及び東北大学大学院通則(昭和28年11月16日制定)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学 位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文 学 部	学士(文 学)
教 育 学 部	学士(教 育 学)
法 学 部	学士(法 学)
経 済 学 部	学士(経 済 学)
理 学 部	学士(理 学)
医 学 部	学士(医学, 看護学又は保健学)
歯 学 部	学士(歯 学)
薬 学 部	学士(創薬科学, 薬学)
工 学 部	学士(工 学)
農 学 部	学士(農 学)

3 修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文 学 研 究 科	修士(文 学)
教育学研究科	修士(教 育 学)
法 学 研 究 科	修士(法 学)
経 済 学 研 究 科	修士(経済学又は経営学)
理 学 研 究 科	修士(理 学)
医学系研究科	修士(医科学, 障害科学, 看護学又は保健学)
歯 学 研 究 科	修士(口腔科学)
薬 学 研 究 科	修士(薬 科 学)
工 学 研 究 科	修士(工 学)

国際文化研究科	修士（国際文化）
情報科学研究科	修士（情報科学）
生命科学研究科	修士（生命科学）
環境科学研究科	修士（環境科学）
医工学研究科	修士（医工学）
教育情報学教育部	修士（教育情報学）

- 4 第4条第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科	博士（文学）
教育学研究科	博士（教育学）
法学研究科	博士（法学）
経済学研究科	博士（経済学又は経営学）
理学研究科	博士（理学）
医学系研究科	博士（医学，障害科学，看護学又は保健学）
歯学研究科	博士（歯学）
薬学研究科	博士（薬学又は医療薬学）
工学研究科	博士（工学）
農学研究科	博士（農学）
国際文化研究科	博士（国際文化）
情報科学研究科	博士（情報科学）
生命科学研究科	博士（生命科学）
環境科学研究科	博士（環境科学）
医工学研究科	博士（医工学）
教育情報学教育部	博士（教育情報学）

- 5 前二項に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士（学術）又は博士（学術）と付記することがある。
- 6 第4条第2項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称については、前二項の規定を準用する。
- 7 第4条の2の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。

法学研究科	公共法政策修士（専門職）又は法務博士（専門職）
経済学研究科	会計修士（専門職）

（学士の学位授与の要件）

第2条の2 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 前項に規定するもののほか、学士の学位授与については、別に定める。

(修士の学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、本学大学院修士課程又は博士課程の前期2年の課程(以下「修士課程等」という。)を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第4条 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は、これを授与することができる。

(専門職学位の学位授与の要件)

第4条の2 専門職学位は、本学大学院専門職学位課程を修了した者に授与する。

(大学院の課程による者の学位論文の提出)

第5条 本学大学院の課程(専門職学位課程を除く。)による者の学位論文(修士課程等において、特定の課題についての研究の成果の審査を受けようとする者については、当該研究の成果。以下同じ。)は、研究科長又は教育部長(以下「研究科長等」という。)に提出するものとする。

2 研究科長等は、前項の学位論文を受理したときは、学位を授与できる者か否かについて、教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)の審査に付さなければならない。

(大学院の課程を経ない者の学位授与の申請)

第6条 第4条第2項の規定により学位の授与を申請する者(以下「学位申請者」という。)は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び学位論文審査手数料を添え、博士論文の内容に係る専攻分野の名称を付記して、その申請に応じた研究科長等を経て総長に提出しなければならない。

2 学位論文審査手数料の額は、1件につき150,000円とする。ただし、学位申請者のうち本学の学部若しくは大学院に在籍していた者(科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生又は研究生として在籍していた者を除く。)又は本学の職員(国立大学法人東北大学職員就業規則(平成16年規則第46号)第2条第1項に規定する職員及び国立大学法人東北大学特定有期雇用職員就業規則(平成21年規則第26号)第2条に規定する特定有期雇用職員(外国人研究員(同規則第6条第2項に定める者をいう。))を除く。)をいう。以下同じ。)若しくは職員であった者に係る学位論文審査手数料の額は、1件につき75,000

円とする。

- 3 研究科長等は、第1項の申請を受理したときは、学位申請書を総長に進達するとともに、学位を授与できる者か否かについて、教授会等の審査に付さなければならない。

(学位論文)

第7条 第5条第1項及び前条第1項に規定する学位論文(以下「学位論文」という。)は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

- 2 審査のため必要があるときは、学位論文の副本、訳本、模型又は標本等の材料を提出させることがある。

(学位論文及び学位論文審査手数料の返付)

第8条 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、いかなる理由があっても返付しない。

(審査委員)

第9条 教授会等は、第5条第2項又は第6条第3項の規定により学位を授与できる者か否かについて審査に付されたときは、当該研究科の専任の教授若しくは当該研究科に置かれる協力講座若しくは東北大学大学院組織運営規程第2条第1項の規定に基づき当該研究科を組織する附置研究所等の研究部門等に属する専任の教授である研究科担当教員又は教育部に置かれる講座に属する専任の教授である教育部担当教員のうちから2人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を委嘱しなければならない。

- 2 教授会等は、必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、前項の審査委員以外の本学大学院の研究科担当教員等を、学位論文の審査、最終試験又は学力の確認の審査委員に委嘱することができる。

- 3 教授会等は、必要と認めたときは、第1項の規定にかかわらず、他の大学院又は研究所等の教員等に学位論文の審査を委嘱することができる。

(審査期間)

第10条 博士論文の審査、博士の学位の授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位の授与の申請を受理した後1年以内に、学位を授与できる者か否かを決定できるように終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、教授会等の議を経て、その期間を延長することができる。

(面接試験)

第10条の2 第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者についての博士論文の審査に当たっては、面接試験を行うものとする。ただし、教授会等が、特別の理由がある

と認めた場合は、面接試験を行わないことができる。

(最終試験)

第11条 最終試験は、学位論文の審査が終わった後に学位論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(学力確認の方法)

第12条 学力の確認は、博士論文に関連ある専攻分野の科目及び外国語について行うものとする。

2 学力の確認は、前項の規定にかかわらず、教授会等が特別の理由があると認めた場合は、博士論文に関連ある専攻分野の科目についてのみのみ行い、又は別に定めるところにより行うことができる。

(審査の省略)

第12条の2 審査委員は、学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験及び学力確認を行わないものとする。

(審査委員の報告)

第13条 審査委員は、審査が終了したときは、直ちにその結果を教授会等に報告しなければならない。

(学位授与の議決)

第14条 学位の授与は、教授会等の出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(研究科長の報告)

第15条 教授会等において、学位を授与できる者と議決したときは、研究科長等は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認の結果の要旨等を総長に報告しなければならない。

2 教授会等において、第4条第2項の規定により学位の授与を申請した者に対して、学位を授与できない者と議決したときは、研究科長等は、博士論文の審査及び学力の確認の結果の要旨を総長に報告しなければならない。ただし、第12条の2の規定により学力の確認を行わないときは、その確認の結果の要旨は、報告することを要しない。

(学位の授与)

第16条 総長は、前条第1項の規定による報告に基づいて、学位を授与するものとする。

2 総長は、前条第2項の規定による報告に基づいて、その旨を本人に通知するものとする。

(学位論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、当該博士論文を書

籍又は学術雑誌等により公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、研究科長等の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。
- 3 第1項の規定により公表する場合は当該博士論文に「東北大学審査学位論文 (博士)」と、前項の規定により公表する場合は当該博士論文の要旨に「東北大学審査学位論文 (博士) の要旨」と明記しなければならない。

(学位授与の取消)

第18条 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、総長は、当該教授会等及び学務審議会の議決を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 一 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。
- 二 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

- 2 教授会等において前項の議決を行う場合は、第14条の規定を準用する。

(学位記及び学位授与申請関係書類)

第19条 学位記及び学位授与申請関係書類の様式は、別記様式第1号から別記様式第8号のとおりとする。〔掲載省略〕

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月14日から施行し、改正後の第6条第2項のただし書の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に薬学研究科の博士課程の前期2年の課程に入学及び編入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第2条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 東北大学研究生規程
- 東北大学研究生規程細則
- 東北大学における入学料の免除及び徴収
猶予に関する取扱規程
- 東北大学学生の授業料の免除並びに徴収
猶予及び月割分納の取扱いに関する規程
- 海外留学について
- 学都仙台単位互換ネットワークについて
- 教育職員免許状の取得について

東北大学研究生規程

制 定 昭和38年5月15日

最新改正 平成21年12月

第1条 この規程は、東北大学(以下「本学」という。)における研究生の入学、種類、在学期間等について定めるものとする。

第2条 特殊事項について研究を志願する者があるときは、大学院の研究科、教育部若しくは研究部、学部、附置研究所、東北アジア研究センター、電子光物理学研究センター、ニュートリノ科学研究センター、高等教育開発推進センター、学術資源研究公開センター、国際高等研究教育機構、教育情報基盤センター、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、未来科学技術共同研究センター、学際科学国際高等研究センター、サイバーサイエンスセンター、環境保全センター、国際交流センター又は原子分子材料科学高等研究機構において支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

第3条 研究生を分けて次の3種とする。

学 部 研 究 生	学部又は大学院の教員を指導教員として研究する者
研究所等研究生	附置研究所、東北アジア研究センター、電子光物理学研究センター、ニュートリノ科学研究センター、高等教育開発推進センター、学術資源研究公開センター、国際高等研究教育機構、教育情報基盤センター、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、未来科学技術共同研究センター、学際科学国際高等研究センター、サイバーサイエンスセンター、環境保全センター、国際交流センター又は原子分子材料科学高等研究機構の教員を指導教員として研究する者

大 学 院 研 究 生	大学院の教員を指導教員として研究する者
-------------	---------------------

第4条 研究生の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

第5条 研究生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

第6条 学部研究生及び研究所等研究生を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 短期大学又はこれと同等以上の学校を卒業した者で関係学科を履修したもの
- 三 大学院の研究科、教育部若しくは研究部、学部、附置研究所、東北アジア研究センター、電子光物理学研究センター、ニュートリノ科学研究センター、高等教育開発推進センター、学術資源研究公開センター、国際高等研究教育機構、教育情報基盤センター、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、未来科学技術共同研究センター、学際科学国際高等研究センター、サイバーサイエンスセンター、環境保全センター、国際交流センター又は原子分子材料科学高等研究機構において、前二号と同等以上の学力があると認めた者

第7条 大学院研究生を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 修士の学位を有する者
 - 二 大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
 - 三 大学院の研究科、教育部又は研究部(以下「研究科等」という。)において、前二号と同等以上の学力があると認めた者
- 2 前項に定めるもののほか、外国人であって、大学院研究生を志願できるものの資格は、研究科等の定めるところによる。

第8条 研究生を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

- 2 前項の検定料の額は、別表のとおりとする。

第9条 研究生として入学を許可された者は、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

- 2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学の許可を取り消す。
- 3 第1項の入学料の額は、別表のとおりとする。

第10条 納付した検定料及び入学料は、返還しない。

第11条 研究生として入学を許可された外国人は、所定の期日までに、外国人登録原票記載事項証明書（居住地の市区町村長の発行したもの。以下同じ。）を提出しなければならない。

- 2 外国人登録原票記載事項証明書を所定の期日までに提出しない者に対しては、入学の許可を取り消す。

第12条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

第13条 外国人である大学院研究生で、大学院の授業科目（関連科目を含む。）のうち、その研究事項に関連のある1科目又は数科目を選んで聴講を願い出たものがあるときは、学生の履修に妨げのない場合に限り、選考の上、聴講を許可することがある。

2 前項の規定により聴講を許可された者は、聴講した授業科目につき所定の試験を受けて単位を修得することができる。

3 第1項の規定により聴講を許可された者が、聴講単位の増減を願い出たときは、許可することがある。

第14条 研究生が研究事項について証明を願い出たときは、研究証明書を交付することがある。

2 前条第1項の規定により聴講を許可された者が、聴講した授業科目又は修得した単位について証明を願い出たときは、聴講証明書又は単位修得証明書を交付することがある。

第15条 本学の規則、命令に違反し、又は研究生の本分に反する行為のあった者は、懲戒する。

2 懲戒の種類は、戒告及び退学とする。

第16条 在学期間の中で退学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第17条 研究生の授業料の月額は、別表のとおりとし、入学の月から3月分ごとに前納しなければならない。ただし、学年内において、3月に満たない端数の月を生じたときは、その端数の月分の授業料を前納しなければならない。

2 第13条第1項の規定により聴講を許可された者は、前項に定める授業料のほか、聴講する授業科目につき授業料を納付しなければならない。

3 前項の授業料の額は、1単位に相当する授業について別表のとおりとし、毎学期授業開始前に、その学期の分を前納しなければならない。

4 納付した授業料は、返還しない。

5 授業料の納付すべき金額、期限、場所及び納付に関し必要な事項は、所定の場所に掲示する。

第18条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生及び大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日学術国際局長裁定）に基づく協定留学生の検定料、入学料及び授業料は、それぞれ第8条、第9条第1項並びに第17条第1項及び第3項の規定にかかわらず、徴収しない。

第19条 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者は、除籍する。

第20条 この規程に定めるものを除くほか、研究生には、学生に関する規定を準用する。

別表

区 分	金 額	備 考
検 定 料	9,800円	
入 学 料	84,600円	
第17条第1項に定める授業料	月額 29,700円	
第17条第3項に定める授業料	1単位につき 14,800円	

附 則

この規程は、平成21年12月8日から施行し、改正後の第2条、第3条及び第6条の規定は、平成21年12月1日から適用する。

東北大学研究生規程細則

制 定 昭和38年 5 月15日

最新改正 平成 21 年 12 月

(入学の許可，除籍等)

第1条 入学，在学期間の延長若しくは退学の許可，入学の許可の取消し又は除籍は，教授会（教授会が置かれていない場合は，これに相当する組織。以下同じ。）又は研究科委員会の議を経て，大学院の研究科，教育部若しくは研究部，学部，附置研究所，東北アジア研究センター，電子光物理学研究センター，ニュートリノ科学研究センター，高等教育開発推進センター，学術資源研究公開センター，国際高等研究教育機構，教育情報基盤センター，サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター，未来科学技術共同研究センター，学際科学国際高等研究センター，サイバーサイエンスセンター，環境保全センター，国際交流センター又は原子分子材料科学高等研究機構の長（以下「部局長」という。）が行う。

(懲 戒)

第2条 懲戒は，教授会又は研究科委員会の議を経て，部局長が行う。

(研究証明書の交付)

第3条 研究証明書の交付は，部局長が行う。

(聴講の許可等)

第4条 聴講又は聴講単位の増減の許可は，教授会又は研究科委員会の議を経て研究科長又は教育部長（以下「研究科長等」という。）が行う。

(聴講証明書等の交付)

第5条 聴講証明書又は単位修得証明書の交付は，研究科長等が行う。

附 則

この細則は，平成21年12月 8 日から施行し，改正後の第1条の規定は，平成21年12月 1 日から適用する。

東北大学における入学料の免除及び 徴収猶予に関する取扱規程

制 定 昭和52年3月15日

最新改正 平成22年1月

(趣旨)

第1条 この規程は、東北大学学部通則(昭和27年12月18日制定。以下「学部通則」という。)第15条の2第2項及び東北大学大学院通則(昭和28年11月16日制定)第19条の2第3項の規定に基づき、東北大学(以下「本学」という。)における入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについて定めるものとする。

(免除の許可)

第2条 本学の学部に入學、再入學(第1学期又は第2学期の初めにおける再入學に限る。)、転入學又は編入學(以下この条及び第6条において「入學」という。)を許可された者で、次の各号の一に該当し、入學料を納付することが著しく困難であると認められるものに対しては、その願出により、入學料の免除を許可することがある。

一 入學前1年以内において、入學を許可された者の學資を主として負担している者(以下「學資負担者」という。)が死亡し、又は入學を許可された者若しくは學資負担者が風水害等の災害(以下「災害」という。)を受けた場合

二 前号に準ずる場合であって、相当と認められる理由がある場合

第3条 本学の大学院の研究科又は教育部に入學、再入學(第1学期又は第2学期の初めにおける再入學に限る。)、転入學又は編入學(以下次項及び第6条において「大学院入學」という。)を許可された者で、経済的理由により入學料を納付することが困難であると認められ、かつ、學業が優秀であると認められるものに対しては、その願出により、入學料の免除を許可することがある。

2 前項に規定する者のほか、大学院入學を許可された者で、前条第1号又は第2号に該当し、入學料を納付することが著しく困難であると認められるものに対しては、その願出により、入學料の免除を許可することがある。

(免除の額)

第4条 入學料の免除の額は、全額又は半額とする。

(免除の許可の願出)

第5条 第2条又は第3条の規定による入學料の免除の許可を願出しようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を、総長に提出しなければならない。

- 一 入学科免除願書
 - 二 市区町村長発行の所得に関する証明書
 - 三 学資負担者の死亡を証明する書類(学資負担者が死亡したことにより免除の許可を願ひ出る者に限る。)
 - 四 市区町村長発行の被災証明書(災害を受けたことにより免除の許可を願ひ出る者に限る。)
 - 五 その他総長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、外国人留学生在が願ひ出る場合には、前項第2号から第4号までに掲げる書類に代えて、別に定める書類を提出することができる。

(徴収猶予の許可)

第6条 本学への入学又は大学院入学を許可された者で、次の各号の一に該当するものに対しては、その願ひ出により、入学科の徴収猶予を許可することがある。

- 一 経済的理由により所定の期日までに入学科を徴収することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる場合
- 二 入学又は大学院入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学若しくは大学院入学を許可された者若しくは学資負担者が災害を受けた場合
- 三 その他やむを得ない事情があると認められる場合

(徴収猶予の最終期限)

第7条 入学科の徴収猶予の最終期限は、4月入学者については9月15日とし、10月入学者については3月15日とする。

(徴収猶予の許可の願ひ出)

第8条 入学科の徴収猶予の許可を願ひ出ようとする者は、所定の期日までに、入学科徴収猶予願書を、総長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条の規定により入学科免除の許可を願ひ出た者で、免除を許可されなかった者又は半額の免除を許可された者は、当該不許可又は許可を告知された日から起算して14日以内に、徴収猶予の許可を願ひ出ることができる。

(徴収の猶予)

第9条 入学科の免除又は徴収猶予の許可を願ひ出た者に対しては、免除又は徴収猶予の許可又は不許可を決定するまでの間、入学科の徴収を猶予する。

(免除を許可されなかった者等の納付期限)

第10条 入学科の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者又は半額の免除を許可された者(第8条第2項の規定により、徴収猶予の許可を願ひ出た者を除く。)は、当該不

許可又は許可を告知された日から起算して14日以内に、入学料の全額又は半額を納付しなければならない。

(死亡による免除等)

第11条 入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者について、入学料の徴収を猶予している期間内において、死亡した場合には、未納の入学料の全額を免除する。

第12条 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可しなかった者及び半額の免除を許可した者について、入学料の納付前に死亡した場合には、未納の入学料の全額を免除する。

(除籍その他の理由による免除)

第13条 入学料の未納を理由として除籍する者に対しては、未納の入学料の全額を免除する。

(不正の事実の発見による免除等の許可の取消し)

第14条 入学料の免除又は徴収猶予を許可された者で、提出書類に虚偽の事項を記載し、又は提出書類を偽造して入学料の免除又は徴収猶予の許可を受けたことが判明したものに對しては、その許可を取り消す。

2 前項の規定により入学料の免除又は徴収猶予の許可を取り消された者は、直ちに、入学料を納付しなければならない。

(免除の許可等の手続)

第15条 入学料の免除の許可及びその取消しは、学生生活協議会の議を経て、総長が行う。

(徴収猶予の許可等の手続)

第16条 入学料の徴収猶予の許可及びその取消しは、総長が行う。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年1月27日から施行し、改正後の東北大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱規程の規定は、平成22年度に学部又は大学院の研究科若しくは教育部に入学、再入学(第1学期又は第2学期の初めにおける再入学に限る。)、転入学又は編入学を許可された者から適用する。

東北大学学生の授業料の免除並びに徴収 猶予及び月割分納の取扱いに関する規程

制 定 昭和48年5月15日
最新改正 平成22年12月

目 次

第1章 総則（第1条）

第2章 授業料の免除

第1節 経済的理由による授業料の免除（第2条―第7条）

第2節 学資負担者の死亡、災害等による授業料の免除（第8条―第13条）

第3節 休学、死亡、除籍及び退学等による授業料の免除（第14条―第17条）

第3章 授業料の徴収猶予及び月割分納（第18条―第27条）

第4章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可の取消し（第28条―第31条）

第5章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可等の手続（第32条―第34条）

第6章 雑則（第35条）

附 則

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 この規程は、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定）第34条第2項及び東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定）第43条第2項の規定に基づき、東北大学（以下「本学」という。）における学部学生及び大学院学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについて定めるものとする。

第2章 授業料の免除

第1節 経済的理由による授業料の免除

（免除の許可）

第2条 経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者に対しては、その願い出により、授業料の免除を許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者に対しては、特別の事情がある場合を除き、授業料の免除を許可しない。

(免除の実施方法)

第3条 授業料の免除の許可は、学期ごとに行う。

(免除の額)

第4条 授業料の免除の額は、一の学期に納付すべき授業料について、その全額、半額又は3分の1の額とする。

(許可の願い出)

第5条 授業料の免除の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を、総長に提出しなければならない。

一 授業料免除願書

二 市区町村長発行の所得に関する証明書

三 その他総長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、外国人留学生在が願い出の場合には、前項第2号に掲げる書類に代えて、別に定める書類を提出することができる。

(徴収猶予)

第6条 授業料の免除の許可を願い出た者に対しては、免除の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(免除を許可されなかった者の納付期限)

第7条 授業料の免除を許可されなかった者又は半額若しくは3分の1の額の免除を許可された者(第20条第2項の規定により、徴収猶予の許可を願い出た者を除く。)は、当該不許可又は許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料の全額又は半額若しくは3分の2の額を納付しなければならない。

第2節 学資負担者の死亡、災害等による授業料の免除

(免除の許可)

第8条 次の各号の一に該当し、授業料を納付することが著しく困難であると認められる者に対しては、その願い出により、授業料の免除を許可することがある。

一 各学期の授業料の納期前6月以内(入学し、再入学し、転入学し、又は編入学した日(以下単に「入学した日」という。)の属する学期分の授業料の免除に係る場合は、入学した日前1年以内)において、学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害(以下「災害」という。)を受けた場合

二 前号に準ずる場合であって、相当と認められる理由があるとき。

(免除の対象となる授業料)

第9条 授業料の免除の許可は、当該事由が生じた日の属する学期の翌学期(入学した日前1年以内に当該事由が生じたときは、入学した日の属する学期)に納付すべき授業料について行う。ただし、当該事由の生じた時期が、当該学期の授業料の納付期限の以前である場合には、当該学期に納付すべき授業料についても行うことがある。

(免除の額)

第10条 授業料の免除の額は、一の学期に納付すべき授業料について、その全額、半額又は3分の1の額とする。

(許可の願い出)

第11条 授業料の免除の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を、総長に提出しなければならない。

- 一 授業料免除願書
- 二 市区町村長発行の所得に関する証明書
- 三 学資負担者の死亡を証明する書類(学資負担者が死亡したことにより免除の許可を願い出る者に限る。)
- 四 市区町村長発行の被災証明書(災害を受けたことにより免除の許可を願い出る者に限る。)
- 五 その他総長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、外国人留学生在が願い出の場合には、前項第2号から第4号までに掲げる書類に代えて、別に定める書類を提出することができる。

(徴収猶予)

第12条 授業料の免除の許可を願い出た者に対しては、免除の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(免除を許可されなかった者の納付期限)

第13条 授業料の免除を許可されなかった者又は半額若しくは3分の1の額の免除を許可された者(第20条第2項の規定により、徴収猶予の許可を願い出た者を除く。)は、当該不許可又は許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料の全額又は半額若しくは3分の2の額を納付しなければならない。

第3節 休学、死亡、除籍及び退学等による授業料の免除

(休学による免除)

第14条 休学を許可された者又は休学を命ぜられた者であって、その休学期間の初日が授

業料の納付期限の以前であるものに対しては、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月割計算額」という。）に、休学期間の初日の属する月の翌月（休学期間の初日が月の初日であるときは、その月）から休学期間の末日の属する月の前月（休学期間の末日が月の末日であるときは、その月）までの月数を乗じて得た額の授業料を免除する。（死亡等による免除）

第15条 学生が死亡し、又は行方不明となったことにより学籍を除いた場合には、未納の授業料の全額を免除することがある。
（除籍による免除）

第16条 入学料又は授業料の未納を理由として除籍する者に対しては、未納の授業料の全額を免除することがある。
（徴収猶予期間中の退学による免除）

第17条 次条の規定により授業料の徴収猶予を許可されている者又は第23条の規定により授業料の月割分納を許可されている者であって、その期間中に退学することを許可されたものに対しては、月割計算額に、退学する月の翌月からその学期の末日までの月数を乗じて得た額の授業料を免除することがある。

第3章 授業料の徴収猶予及び月割分納

（徴収猶予の許可）

第18条 次の各号の一に該当する者に対しては、学生（当該学生が行方不明の場合には、当該学生に代わる者）の願い出により、授業料の徴収猶予を許可することがある。

- 一 経済的理由により、授業料を、その納付期限までに納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者
- 二 学生又は学資負担者が、災害を受け、授業料を、その納付期限までに納付することが困難であると認められる者
- 三 行方不明の者
- 四 その他やむを得ない事情により、授業料を、その納付期限までに納付することが困難であると認められる者

（徴収猶予の最終期限）

第19条 授業料の徴収猶予の最終期限は、第1学期分の授業料については9月の口座引落日として本学が指定した日とし、第2学期分の授業料については3月の口座引落日として本学が指定した日とする。

（許可の願い出）

第20条 授業料の徴収猶予の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、授業料徴

収猶予願書を、総長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項又は第11条第1項の規定により授業料免除の許可を願い出た者で、免除を許可されなかった者又は半額若しくは3分の1の額の免除を許可された者は、当該不許可又は許可を告知された日から起算して14日以内に、徴収猶予の許可を願い出ることができる。

(徴収猶予)

- 第21条** 授業料の徴収猶予の許可を願い出た者に対しては、徴収猶予の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(徴収猶予を許可されなかった者の納付期限)

- 第22条** 授業料の徴収猶予を許可されなかった者は、当該不許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

(月割分納の許可)

- 第23条** 第18条第1号、第2号又は第4号に該当する者であって、特別の事情があるものに対しては、その願い出により、授業料の月割分納を許可することがある。

(月割分納の額及び納付期限)

- 第24条** 授業料の月割分納を許可された者の1月当りの授業料の額は、月割計算額とし、その納付期限は、別に定める場合を除き、毎月の口座引落日として本学が指定した日とする。ただし、休業期間中の授業料の納付期限は、休業期間の開始日の前日とする。

(許可の願い出)

- 第25条** 授業料の月割分納の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、授業料月割分納願書を、総長に提出しなければならない。

(徴収猶予)

- 第26条** 授業料の月割分納の許可を願い出た者に対しては、月割分納の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(月割分納を許可されなかった者の納付期限)

- 第27条** 授業料の月割分納を許可されなかった者は、当該不許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

第4章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可の取消し

(免除の許可の取消し)

第28条 授業料の免除を許可されている者であって、その理由が消滅したものは、遅滞なく、総長に届け出なければならない。

2 前項の届け出があったときは、授業料の免除の許可を取り消す。

3 前項の規定により、授業料の免除の許可を取り消された者は、速やかに、月割計算額に、その許可を取り消された月からその学期の末月までの月数を乗じて得た額の授業料を納付しなければならない。

(徴収猶予及び月割分納の許可の取消し)

第29条 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者であって、その理由が消滅したものは、遅滞なく、総長に届け出なければならない。

2 前項の届け出があったときは、授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を取り消す。

3 前項の規定により、授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は、速やかに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

4 第2項の規定により、授業料の月割分納の許可を取り消された者は、速やかに、未納の授業料を納付しなければならない。

(不正事実の発見による免除の許可の取消し)

第30条 授業料の免除を許可されている者であって、その理由が消滅したにもかかわらず、第28条第1項の規定による届け出をしないもの又は提出書類に虚偽の事項を記載し、若しくは提出書類を偽造して授業料の免除の許可を受けたことが判明したものに對しては、その許可を取り消す。

2 前項の規定により授業料の免除の許可を取り消された者は、直ちに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

(不正事実の発見による徴収猶予及び月割分納の許可の取消し)

第31条 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者であって、その理由が消滅したにもかかわらず、第29条第1項の規定による届け出をしないもの又は提出書類に虚偽の事項を記載し、若しくは提出書類を偽造して授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を受けたことが判明したものに對しては、その許可を取り消す。

2 前項の規定により授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は、直ちに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

3 第1項の規定により、授業料の月割分納の許可を取り消された者は、直ちに、未納の授業料を納付しなければならない。

第5章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可等の手続

(免除の許可等の手続)

第32条 第2条第1項及び第8条の規定に基づく授業料の免除の許可並びに第30条第1項の規定に基づく授業料の免除の許可の取消しは、学生生活協議会の議を経て、所属長の申請に基づき、総長が行う。

第33条 第15条から第17条までの規定に基づく授業料の免除の許可は、その所属する学部又は大学院の研究科若しくは教育部の長の申請に基づき、総長が行う。

2 第28条第2項の規定に基づく授業料の免除の許可の取消しは、総長が行う。

(徴収猶予及び月割分納の許可等の手続)

第34条 第18条の規定に基づく授業料の徴収猶予の許可、第23条の規定に基づく授業料の月割分納の許可並びに第29条第2項又は第31条第1項の規定に基づく授業料の徴収猶予及び月割分納の許可の取消しは、総長が行う。

第6章 雑 則

第35条 この規程に定めるもののほか、授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和48年5月15日から施行する。
- 2 東北大学授業料免除取扱規程（昭和30年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際現に従前の規程等の規定により授業料の免除又は徴収猶予若しくは月割分納を許可されている者は、それぞれこの規程の相当規定により許可された者とみなす。

(省 略)

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

海外留学について

○ 大学間協定による留学

本学では、海外の大学と大学間協定を締結し、それぞれの大学へ毎年数名の学生を派遣しています。

1 派遣先大学名

大 学 間 協 定 校 (授業料等不徴収協定締結校)	国 (地域)	大 学 間 協 定 校 (授業料等不徴収協定締結校)	国 (地域)
全北大学校	韓国	蘭州大学	中国
ソウル大学校	韓国	天津大学	中国
光州科学技術院※ 1	韓国	大連理工大学	中国
釜慶大学校	韓国	揚州大学	中国
浦項工科大学校	韓国	東南大学	中国
韓国科学技術院	韓国	国立台湾大学	台湾
忠南大学校	韓国	国立台湾海洋大学	台湾
慶北大学校	韓国	国立中正大学	台湾
嶺南大学校	韓国	国立成功大学	台湾
東義大学校	韓国	国立交通大学	台湾
慶熙大学校	韓国	国立中興大学	台湾
朝鮮大学校	韓国	国立清華大学	台湾
高麗大学校	韓国	アジア工科大学院※1	タイ
国立昌原大学校	韓国	スラナリー工科大学	タイ
西江大学校	韓国	キングモンクット工科大学ラカバン校	タイ
延世大学校	韓国	シンガポール国立大学	シンガポール
釜山大学校	韓国	モンゴル科学アカデミー	モンゴル
公州国立大学校	韓国	モンゴル科学技術大学	モンゴル
中央大学校	韓国	インド工科大学ボンベイ校	インド
東北大学	中国	インド科学大学	インド
中国科学技術大学	中国	インドネシア大学	インドネシア
清華大学	中国	ガジャマダ大学	インドネシア
南京大学	中国	バンドン工科大学	インドネシア
吉林大学	中国	ボゴール農科大学	インドネシア
浙江大学	中国	ベトナム国立大学ハノイ校	ベトナム
復旦大学	中国	テヘラン大学	イラン
武漢理工大学	中国	ペンシルバニア州立大学	アメリカ合衆国
重慶大学	中国	カリフォルニア大学	アメリカ合衆国
同済大学	中国	ワシントン大学 (シアトル)	アメリカ合衆国
中国海洋大学	中国	パーデュー大学	アメリカ合衆国
北京科学技術大学	中国	アラスカ大学	アメリカ合衆国
南京航空航天大学	中国	コロラド鉱山大学	アメリカ合衆国
陝西科技大学	中国	シラキュース大学	アメリカ合衆国
青島科技大学	中国	国際教育協会※ 2	アメリカ合衆国
厦門大学	中国	テンブル大学	アメリカ合衆国
華中科技大学	中国	ウォータールー大学	カナダ
西安交通大学	中国	オタワ大学	カナダ
華東師範大学	中国	アーヘン工科大学	ドイツ
北京航空航天大学	中国	ドルトムント大学	ドイツ
上海交通大学	中国	ザールラント大学	ドイツ

大学間協定校 (授業料等不徴収協定締結校)	国(地域)	大学間協定校 (授業料等不徴収協定締結校)	国(地域)
ダルムシュタット工科大学	ドイツ	ノッティンガム大学	イギリス
ゲッティンゲン大学	ドイツ	シェフィールド大学	イギリス
ドレスデン工科大学	ドイツ	ウィーン大学	オーストリア
ベルリン工科大学	ドイツ	ウーメオ大学	スウェーデン
ミュンヘン工科大学	ドイツ	スウェーデン王国王立工科大学	スウェーデン
ピエール・マリー・キュリー大学	フランス	ウプサラ大学	スウェーデン
レンヌ第二大学	フランス	ストックホルム大学	スウェーデン
グルノーブルコンソーシアム※3	フランス	チャルマーヌ工科大学	スウェーデン
ストラスブールコンソーシアム	フランス	GE4※4	フランス等
レンヌ第一大学	フランス	フィレンツェ大学	イタリア
国立中央理工科学校	フランス	アールト大学	フィンランド
国立応用科学院リヨン校	フランス	オウル大学	フィンランド
ボルドー第一大学	フランス	タンペレ工科大学	フィンランド
アルピ鉱山大学	フランス	モスクワ国立大学	ロシア
リヨン政治学院	フランス	ノボシビルスク国立大学	ロシア
リヨン高等師範学校	フランス	ウクライナ国立工業大学(キエフ工科大学)	ウクライナ
エコール・ポリテクニーク	フランス	シドニー大学	オーストラリア
リヨン第二大学	フランス	ニューサウスウェールズ大学	オーストラリア
コンピエヌ工科大学	フランス	オーストラリア国立大学	オーストラリア
ローザンヌ工科大学	スイス	オークランド大学	ニュージーランド
スイス連邦工科大学チューリッヒ校	スイス	ムハンマド5世大学-アグダル	モロッコ
シモン・ボリバル大学	ベネズエラ		

- ※1. 光州科学技術院, アジア工科大学院・・・大学院学生のみに
 ※2. 国際教育協会 (IIE)
 加盟大学についてはホームページを参照ください。
<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokusai/exchangej/scientificj/index.html>
 ※3. グルノーブルコンソーシアム (フランス)
 ジョセフ・フーリエ大学, ピエール・メンデスフランス大学, スタンダール大学, グルノーブル理科大学
 ※4. GE4 (The Global Education for European Engineers and Entrepreneurs)
 加盟大学についてはホームページを参照ください。
<http://www.ge4.org/modules/movie/scenes/home/index.php?fuseAction=members>

本学と学生の相互交流の協定を締結している外国の大学は上記のとおりです。

各部局で海外の大学と学生相互交流の協定を締結している場合もありますが、それらの大学への留学希望者は、法学部教務係に問い合わせてください。

2 応募資格

応募資格は、次の全てを満たす者とします。

- (ア) 本学の学部学生又は大学院学生で、学業、人物ともに優秀な者
 (イ) 専門分野に関し、派遣先大学において教育を受けるに十分な語学能力がある者
 英語が指導言語である大学に留学予定のものは、原則として、TOEFL iBT 61(PBT /ITP 500) 又は IELTS 5.0 以上のスコアを取得していること。TOEIC スコアによる応募は認めませんのでご注意ください。

(ウ) 留学期間終了後、本学に戻り学業を継続する者

3 派遣期間

平成24年秋期（通常8月又は9月）から1年以内

他に、オーストラリア、中国等では、25年2月頃からの1年以内の大学もあります。

4 募集時期

派遣予定年の前年夏頃までに募集する。（掲示に注意すること）

5 留学経費・奨学金

(ア) 経費負担

留学に要する経費は、留学生本人の自己負担とする。

(イ) 授業料

大学間交流協定に基づき、留学先大学からは授業料は徴収されません。（ただし、英国・ノッティンガム大学への留学には参加費が徴収されます。）

(ウ) 奨学金等について

① 独立行政法人日本学生支援機構の留学生交流支援制度（短期派遣）に基づく派遣留学生

- ・奨学金：月額8万円（平成22年度派遣実績）
- ・採用人数：本学全体で12名程度（平成22年度実績）
- ・支給期間：12か月以内

② その他の奨学金

各種奨学団体等による奨学金制度を利用することもできます。（募集は随時学内掲示で行う。）また、一部の協定校でも奨学金を支給することがあるので、各自確認してください。

6 在籍身分

派遣先大学での在籍身分は、交換留学生として派遣先大学において決定されます。

大学間協定校への留学の本学における身分は、派遣学生の所属学部・研究科の認定により、学籍上「留学」の身分によるものとします。

7 選考方法

派遣候補者及び留学生交流支援制度（短期派遣）候補者の決定にあたっては、留学計画書、大学入学以降の学業成績、語学能力、面接結果等を総合的に判断します。

8 その他

(ア) 本学の最終候補者に選定されても、次の場合は派遣できません。

- ① 派遣先大学の入学許可が得られなかったとき。
- ② 平成24年4月の段階で応募資格を満たしていないとき。
- ③ 健康を害したとき。

- ④ 派遣先大学の募集人員が減ったとき。
 - ⑤ 授業料不徴収協定に基づく派遣交換留学誓約書に記載された事項を守れないとき。
 - ⑥ その他、留学が適当でないと認めるとき。
- (イ) 「派遣留学生候補者調書」には、留学希望大学を第三希望まで記入できますが、実際の申請は一つの大学とします。
- (ウ) 派遣先大学における専攻等は、原則として本学の指導及び本人の希望によりますが、派遣先大学の事情によって、必ずしも希望どおりに実現するとは限りません。
- (エ) 入学手続き及び渡航手続き等は、本人の責任により行い、これらに要する費用は本人の負担となります。また、東北大学が指定する条件の海外旅行保険加入にかかる費用は、本人の負担となります。
- (オ) 派遣先大学のカタログ等参考資料は、教育・学生支援部留学生課に保管してあるので、希望者は閲覧することができます。
- (カ) 派遣先大学では、TOEFL等の成績に最低基準を設定しているので、各自ホームページ等で確認してください。特に、欧米の派遣先大学は入学許可の条件として TOEFL iBT:79～80点(PBT/ITP550点相当)以上とする大学が多いので注意してください。
- (キ) 大学院学生で、アメリカ合衆国の大学の大学院課程に入学を希望する学生は、GRE (Graduate Record Examinations) を受験する必要があります。(詳細は、TOEFL事業部へ)

学都仙台単位互換ネットワークについて

仙台圏の国立、公立、私立の大学及び短期大学並びに仙台圏の高等専門学校（以下「大学」という。）は、大学間の交流と協力を推進し、大学教育の活性化と充実に資するとともに、意欲ある学生に対して多様な学習機会を提供することを目的として、各大学の学生が他の大学の授業科目を履修し、単位の修得ができるよう協定を締結しました。

この制度により、他の大学の提供科目を受講する学生（単位互換学生（特別聴講学生））は、当該大学の学生に準じて扱われます。

なお、検定料、入学料、授業料を徴収させることはありません。ただし、実験・実習、実技等に係る費用については、必要に応じて実費を徴収されることがあります。

各大学が提供する授業科目、シラバス等は、各大学から送付があり次第お知らせしますので、受講を希望する場合は、教務係に申し出てください。願い出に基づき、教育上有益であると認められる場合には、受講が許可されます。また、他大学で取得した単位は、教授会の審査により、本学部で修得した単位として認定されることがあります。

教育職員免許状の取得について

<教育職員免許状について>

1. 教育職員免許状について

学校教育法第一条に定める中学校、高等学校などの各学校の教員となるためには、教育職員免許法に定める所定の単位を修得し、各都道府県の実務委員会から授与される教育職員免許状を取得する必要があります。

2. 教育職員免許状の種類

教育職員免許法に定める免許状には、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状があります。普通免許状は、学校（中等教育学校を除く。）の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状（高等学校教諭の免許状にあっては、専修免許状及び一種免許状）に区分されています。また、中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、教科毎に授与するものとされています。

本学では、中学校教諭一種免許状、中学校教諭専修免許状、高等学校教諭一種免許状、高等学校教諭専修免許状を取得することができます。

3. 免許状の取得方法

普通免許状は、教育職員免許法に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において規定の単位を修得した者が都道府県の実務委員会へ申請することによって授与されます。

基礎資格とは、一種免許状においては、学士の学位を有することであり、専修免許状においては、修士の学位を有することです。

なお、中学校教諭の普通免許状を取得する場合は、授与要件として社会福祉施設及び特別支援学校での「介護等の体験」が必要となります。

4. 取得できる免許状の種類、教科、基礎資格及び最低修得単位数

本学部・研究科で取得できる免許状、取得するための基礎資格及び最低修得単位数は次のとおりです。これ以外の免許状については、他学部・他研究科開講の授業科目を履修することで取得することができますので、当該学部・研究科の学生便覧をご覧の上、法学部・法学研究科教務係で相談してください。

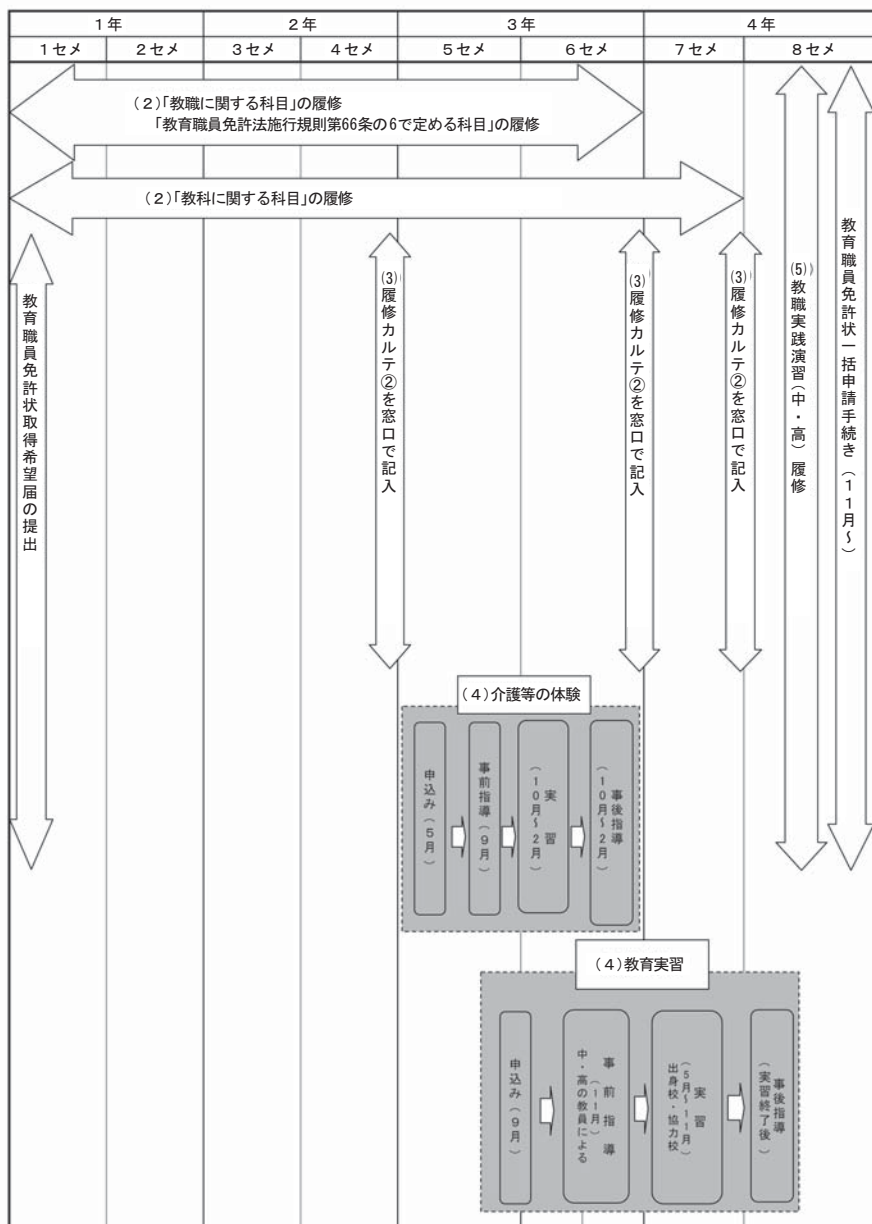
下記単位のほか、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（130ページ）の単位の修得が必要です。

所要資格 免許状の種類			基礎資格	最低修得単位数				合計
				教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目		
						学部取得単位数	大学院修得単位数	
中学校教諭	専修免許状	社会	修士の学位を有すること	20	31	8	24	83
	一種免許状		学士の学位を有すること	20	31	8	—	59
高等学校教諭	専修免許状	公民	修士の学位を有すること	20	27	12	24	83
	一種免許状	地理歴史公民	学士の学位を有すること	20	27	12	—	59

（注）「教科又は教職に関する科目」については、「教科に関する科目」（126ページ）及び「教職に関する科目」（129ページ）で開設する授業科目から、修得する免許状に係る最低単位数を修得すること。なお、専修免許状に係る「教科又は教職に関する科目」のうち大学院修得単位数24単位については、大学院の課程で修得しなければならない。

< 一種免許状取得について >

1. 一種免許状取得までのプロセス



(1) 教育職員免許状取得希望届の提出

免許状の取得を希望する学生は、第1セメスタの授業履修前までに教務係に、「教育職員免許状取得希望届」を提出し、学校種及び教科を届け出てください。希望届を提出した学生について「履修カルテ」の作成を行います。「履修カルテ」が作成されていない学生は、「教職実践演習（中・高）」を履修することはできません。

(2) 「教科に関する科目」、「教職に関する科目」及び「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の履修

免許状毎に定められている「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」を履修してください。ただし、「教育実習」及び「教育実践演習（中・高）」には、履修資格が定められており、少なくとも3年次修了までには「教育実習」及び「教職実践演習（中・高）」を除く全ての「教職に関する科目」を修得しておく必要があります。また、卒業に必要な単位に含まれない科目もありますので、1年次より計画的な履修を心がけてください。なお、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」以外に、「教育職員免許法施行規則第66条の6で定める科目」も履修する必要があります。

(3) 履修カルテ②<自己評価シート>の記入について

教職実践演習（中・高）の履修及び教職指導の際に必要となりますので、2年次・3年次の各年度末及び教職実践演習履修の直前に、教務係の窓口で「履修カルテ②<自己評価シート>」を受領し、自分で評価を記入し返却してください。記入を怠った場合は、教育職員免許状の取得を放棄したものとして取り扱うことがあります。

(4) 「教育実習」及び「介護等体験」について

- ・教育実習は、仙台市内及び近辺の協力校又は本人の出身校等において行います。
- ・教育実習の参加資格は4年次の学部学生及び大学院学生で、「教職に関する科目」のうち第2欄、第3欄、及び第4欄に掲げる科目の単位を修得した者。また、科目等履修生については、本学出身者で、実習校等の内諾を得ている者に限ります。
- ・中学校教諭又は高等学校教諭の免許状を取得しようとする場合は、中学校又は高等学校において、中学校教諭の免許状は3週間、高等学校教諭の免許状は2週間の教育実習を行わなければなりません。また、中学校教諭及び高等学校教諭の両方の免許状を取得しようとする場合は、中学校又は高等学校で3週間の教育実習を行ってください。なお、中学校教諭の免許状を取得しようとする場合は、特別支援学校及び社会福祉施設等で「介護等の体験」を行わなければなりません。
- ・教育実習及び介護等の体験を行う者は、必ず事前指導を受講しなければなりません。
- ・教育実習及び介護等の体験の時期、又は学生の実習校（施設等）の配属については、掲示等でお知らせします。

(5) 「教職実践演習（中・高）」について

平成20年度の教育職員免許法施行規則の改正により、平成22年度以降に入学した学生の「教職に関する科目」として、「教職実践演習（中・高）」が新設されました。本科目は、免許状の取得を希望する者の「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するために4年次後期に集中講義で開設されるものです。このため、「教職実践演習（中・高）」の履修前（7セメスタ）までに、「教育実習」を終了し、「教育実習」及び「教職実践演習」を除く免許状取得に必要な全ての単位を修得した者にのみ履修が認められます。ただし、「教科に関する科目」については、不足単位の履修登録が確認できた場合のみ、履修を認めることがあります。

2. 教科に関する科目

本学部で免許状を取得するための教科に関する科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

[illegible]

免許 教科	免許法施行規則に 定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考	最低修得 単位数		
		授 業 科 目 名	単 位 数	開設学部				
	「哲学，倫理学， 宗教学」	現 代 哲 学 概 論 倫 理 思 想 概 論 宗 教 学 概 論	2 2 2	文学部	} 1 科目 選択必修			
		西 洋 政 治 思 想 史 I 西 洋 政 治 思 想 史 II 法 学 理 学	2 4 4	法学部				
地 理 歴 史		日本史	日 本 史 概 論	2	文学部		必修	各区分より， それぞれ 1 単位以上 で 合計32単位 以上 （「教科又は 教職に関 する科目」 12単位を含 む。）
			日 本 近 代 法 史 I 日 本 政 治 外 交 史 I 日 本 政 治 外 交 史 II	2 2 4	法学部			
	日 本 経 済 史		4	経済学部				
	東 洋 史 概 論 ヨ ー ロ ッ パ 史 概 論		2 2	文学部	必修 必修			
	外国史	法 と 歴 史 I 法 と 歴 史 II ヨ ー ロ ッ パ 政 治 史 I ヨ ー ロ ッ パ 政 治 史 II 中 国 法 制 史	2 2 2 4 2	法学部				
		経 済 史	4	経済学部				
		人文地理学及び 自然地理学	地 理 学 A 地 理 学 B	2 2	文学部	必修 必修		
			地 域 経 済 学 地 域 経 済 学	4 4	経済学部			
	地 誌	地 誌 学	2	文学部	必修			
	公 民	「法学，（国際法 含む）， 政治学（国際経 済含む）」	憲 法	2	法学部	} 1 科目 選択必修	各区分より， それぞれ 1 単位以上 で 合計32単位 以上 （「教科又は 教職に関 する科目」 12単位を含 む。）	
			租 税	2				
			約 法 ・ 債 権 総 論	4				
			契 約 法	2				
民 物 権 総 論			2					
不 家 法 行 為 法			2					
商 法 論			2					
法 社 会 労 働 法			2					
民 事 法			4					
刑 事 法			4					
刑 事 法			4					
司 法 制 度			2					
国 際 私 法			2					
国 際 法			4					
英 国 現 代 政 治 学			2					
比 較 政 治 学			4					
比 較 政 治 学			4					
比 較 政 治 学			2					
比 較 政 治 学			2					

免許 教科	免許法施行規則に 定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考	最低修得 単位数
		授 業 科 目 名	単 位 数	開設学部		
	「社会学，経済学 (国際経済を含む)」	社 会 学 概 論	2	文学部	必修	
		ミ ク ロ 経 済 分 析	4	経済学部		
		マ ク ロ 経 済 分 析	4			
		国 際 経 済	4			
	「哲学，倫理学， 宗教学，心理学」	現 代 哲 学 概 論	2	文学部	1 科目 選択必修	
		倫 理 思 想 概 論	2			
		宗 教 学 概 論	2			
		実 験 心 理 学 概 論	2			
		西 洋 政 治 思 想 史 I	2	法学部		
		西 洋 政 治 思 想 史	4			
法 理 学	4					

※単位数が変更されている科目は認められないことがあるので，教務係に確認すること。

3. 教職に関する科目

本学部で免許状を取得するための教職に関する科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

施行規則において規定されている科目の内容		本学において開講する授業科目と単位			
		授業科目	最低修得 単位数		備考
			必修	選択	
第2欄	施行規則第6条に定める教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項			
	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割			
		教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）			
第3欄	教育の基礎理論に関する科目	進路選択に資する各種機会の提供			
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	2	全学教育 教育学部
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	2	2	全学教育 教育学部
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	2	2	全学教育 教育学部
		教育課程の意義及び編成の方法	2	2	全学教育 教育学部
第4欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	2	2	全学教育 教育学部
		各教科の指導法	4		各学部 該当教科の指導法について必修
		国語科教育論Ⅰ			
		国語科教育論Ⅱ			
		社会科教育論Ⅰ			
		社会科教育論Ⅱ			
		地理歴史科教育法Ⅰ			
		地理歴史科教育法Ⅱ			
		公民科教育論			
		数学科教育法Ⅰ			
		数学科教育法Ⅱ			
		理科教育法Ⅰ			
		理科教育法Ⅱ			
		農業科教育法Ⅰ			
		農業科教育法Ⅱ			
		工業科教育法			
		商業科教育法			
		水産科教育法Ⅰ			
		水産科教育法Ⅱ			
		英語科教育論Ⅰ			
		英語科教育論Ⅱ			
		ドイツ語科教育法Ⅰ			
		ドイツ語科教育法Ⅱ			
		ドイツ語科教育法Ⅲ			
		ドイツ語科教育法Ⅳ			
		フランス語科教育法Ⅰ			
		フランス語科教育法Ⅱ			
		フランス語科教育法Ⅲ			
		フランス語科教育法Ⅳ			
		宗教科教育法Ⅰ			
		宗教科教育法Ⅱ			
		宗教科教育法Ⅲ			
		宗教科教育法Ⅳ			
		道徳教育の研究	2		教育学部 中免のみ
		特別活動の指導法	2	2	全学教育 教育学部
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	2	2	全学教育 教育学部
		教育の方法と技術 教育方法・技術論	2	2	全学教育 教育学部
第4欄	生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	生徒指導の理論及び方法			
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2 2	2	全学教育 教育学部
		進路指導理論及び方法			

施行規則において規定されている科目の内容			本学において開講する授業科目と単位				
施行規則第6条に定める教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	授業科目	最低修得単位数		開 設 部局等	備 考	
			必修	選択			
第5欄	教育実習	教育実習（中）	5		教育学部	中免のみ 事前事後指導1単位含む 高免のみ 事前事後指導1単位含む	
		教育実習（高）	3		教育学部		
第6欄	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2		全学教育		
合計		合計	中 31 高 27				

備考

- 1 開設科目の名称は、変更されることがある。
- 2 上記以外の教職に関する科目については、必要に応じ当該学部において開設する。
- 3 教職実践演習（中・高）以外の全学教育において開設する科目は、1、2年次在籍中に履修することが望ましい。
- 4 各学部及び教育学部において開設する科目は、開設学部以外の学生も履修することができる。
- 5 「教育実習」は、関係各学部の協力により、教育学部において実施する。
- 6 「教職実践演習」は、関係各学部・研究科等の協力により、全学教育において実施する。
- 7 「教育実習」及び「教職実践演習」は、第2欄、第3欄、第4欄に掲げる科目を修得した者にのみ履修を認める。

4. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法別表第1 備考第4号に規定する教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

免許法施行規則に定める科目区分	本学で開設する授業科目	単位数		開設学部等	履修方法	備考
		必修	選択			
日本国憲法	日本国憲法	2		全学教育		
体育	スポーツ A		1	全学教育	2 単位以上 選択必修	自由聴講 科目
	スポーツ B		1	全学教育		
	体と健康		2	全学教育		
外国語コミュニケーション	英語 A 1～C 2	1		全学教育	2 単位以上 選択必修	卒業要件 科目
情報機器の操作	情報基礎 A	2		全学教育	2 単位以上 選択必修	

ここでは、取得しようとする専修免許状と同教科の一種免許状を有する者及び授与を受けることができる者が、専修免許状を取得する場合の所要資格などについて説明します。

○教科に関する科目

本研究科で免許状を取得するための教科に関する科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

— 131 —

＜その他に関すること＞

1. 教育職員免許状の申請について

教育職員免許状は、大学が発行するものではなく、都道府県教育委員会への申請に基づき授与されるものです。ただし、在学中の者の免許状については、本学で宮城県教育委員会に一括して申請を行っており、申請手続きを行った者は、学位記授与式の日に関許状を受け取ることができます。なお、この申請手続きについては、11月頃に掲示等でお知らせします。

2. 教員免許更新制について

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入されることになりました。

教員免許更新制の基本的なポイントは次のとおりです。

(1)更新制の目的は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

(2)平成21年4月1日以降に授与される教員免許状には10年間の有効期間が付されることになり、更新のためには、免許状の失効前の2年間で30時間以上の免許状更新講習（文部科学大臣の認定を受けて大学などが開設する、最新の知識技能の修得を目的とする講習。）の受講・修了が必要となります。

3. その他

他大学卒業生及び他学部出身者は、当該出身大学等において修得した単位が、取得しようとする当該免許状に該当する場合もあるので、学力に関する証明書を持参してください。また、現職教員又は教員の経験等がある場合には、修得する授業科目あるいは適用法令が異なってくる場合がありますので、教務係で確認してください。

○学生心得

(履修手続及び試験について／授業料納入

その他の諸手続について)

○法学部教室等の使用について

○法学部・法学研究科図書室の利用について

○東北大学法学会会則

○東北大学法学会会費規定

○東北大学同窓会会則

○そ の 他

学 生 心 得

1. 掲 示

授業関係（休講，補講）その他本学，本学部及び研究大学院が学生に周知する事項は，すべて掲示する。掲示の見落とし及び誤読は，取り返しのつかない事態を生ずることがあるから，掲示に絶えず意を払うこと。

なお，呼び出しの掲示があった場合には，速やかに応じること。

掲示は，全学教育科目・教職科目に属する授業科目に関する事項及び川内北キャンパスの学生生活に関する事項については主として川内北キャンパスのA棟南側掲示板，専門教育科目に属する授業科目に関する事項及び川内南キャンパスの学生生活に関する事項については主として法学部棟二階掲示板に行う。研究大学院学生に対する掲示は，法学部棟四階掲示板に行う。

2. 履修手続（学部学生）

1 履修手続を行うにあたっては，履修案内，講義要綱及び授業時間割表を必ず参照して履修計画を立てること。

2 履修手続きの概要は，以下のとおりである。

① 各学期（セメスターは，学期の別称である。）において履修しようとする授業科目について，各学期初めの所定の期日までに，教務情報システム（学生用WEB）により履修登録を行うこと。

② 全学教育科目及び教職科目に属する授業科目を履修しようとする場合は，授業科目ごとに「履修カード」を作成して所定の期日までに授業担当教員に提出すること，履修手続きの一環をなすので，注意すること。

③ 専門教育科目のなかの連続講義科目については，上記学期初めの所定の期日とは別に履修の届出のための期日を定める。

④ 履修手続が①～③に記述するところと異なるときにはその旨掲示するので注意すること。

3 WEBによる履修登録を行うにあたり次のことに注意すること。

① 決められた期間内で行うこと。（登録期間は掲示により知らせる。）

② 演習科目は，参加を認められたものだけ登録すること。

③ 「最終登録」後の科目変更は，認められない。

4 履修手続をしていない授業科目については，試験の受験資格がないことを承知されたい。

3 専門教育科目に属する授業科目の履修の認定

- 1 標記授業科目の履修の認定は、原則として筆記試験により行う。
- 2 標記授業科目に関する学期末筆記試験の時間割表は、試験実施の2週間前に発表する。

4 専門教育科目の試験受験者心得

- 1 受験にあたっては監督員の指示に従うこと。
- 2 試験開始10分前までに試験室に入室し、監督員から「座席指定カード」1枚の交付を受け、指定の番号の座席に着席すること。この際、「座席指定カード」を交換するなど、座席指定の公正を損なうおそれのある行為をしてはならない。
- 3 ケース等から出した「学生証」を、「座席指定カード」と並べて机の端に置くこと。中央の座席の者は、右端の席に送り机の端に出して置くこと。試験中に、監督員が巡回し、「学生証」の確認と「座席指定カード」の回収を行う。
- 4 特に使用を許可されたもの及び筆記用具以外は、カバン等にしまい、机の下か床に置くこと。携帯電話等を持っている人は電源を切ること。また、計算や翻訳などの機能を備えた時計は使用しないこと。
- 5 遅刻者は、試験開始後30分以内に入室した場合に限り受験を認める。
- 6 試験開始後、30分を経過するまでは、退室を認めない。
- 7 たとえ白紙答案であっても、試験科目名、受験席番号、学籍番号、氏名を記入し、必ず提出すること。
- 8 六法貸与の試験科目については、試験室において六法を貸与する。貸与する六法は、書き込みなどの汚損や破損をさせることのないよう注意すること。
- 9 試験開始後に最前席の受験者に「受験者名票」を配布するので、着席番号の欄に学籍番号、氏名及び借用六法番号（六法表紙に記載）を記入し、順次後席へ送ること。
- 10 当該科目の受験を棄権する場合は、答案紙の表紙に「棄権」または「放棄」と明記すること。その明記のない場合は、受験したものとする。
- 11 途中退席及び試験終了の際は、監督員に答案を提出するとともに借用した六法を所定の場所に返却し、速やかに退室すること。
- 12 その他、受験にあたり次の事項を承知しておくこと。
 - 1) 履修登録のない科目は、受験資格がないので受験しても無効である。
 - 2) 授業時間の重複している科目を受験した場合は、双方を無効とする。
 - 3) 試験に欠席した場合も、「棄権」として取り扱う。
- 13 不正行為は、退学を含む厳しい処分の対象となるので、絶対に行わないこと。

5 成 績

- 1 履修した授業科目の成績は、教務情報システム（学生用WEB）で確認すること。
- 2 確認の時期等については、掲示により知らせる。

6 学籍異動

休学、復学及び退学については、東北大学学部通則第3章及び第4章の定めるところによる。願い出る場合には、事前に理由を記して保護者等連署の上願い出ること。なお、病気による休学、快癒による復学を願い出る場合は、診断書を添付すること。

7 身上の異動

- 1 改正、改名、本籍、保護者等の変更等

身上に異動が生じた場合は、速やかに届け出ること。諸証明書は正規に届けられたもので交付されるから注意すること。（卒業後も同じである。）

- 2 通学住所、保護者等住所、家族住所の変更

住所が明確でないと、緊急の場合の連絡ができないことになるから、変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。

8 諸証明書（在学証明書、学割証、卒業・修了見込証明書、成績証明書は10）

- 1 通学証明書その他の証明書の交付を受ける場合は、2日前までに所定の交付願用紙に必要事項を記入の上、申し込むこと。
- 2 通学証明書は、JRの定期券を購入する際に必要である。（仙台市営及び宮城交通の定期券は、学生証を提示して購入できる。）

9 学生証・学籍番号

- 1 学生証は本学の学生であることを証明するものなので、常時携帯し、本学の教職員等から要求があったときは、呈示しなければならない。
- 2 学籍番号は入学年度、所属学部（又は所属研究科）及び整理番号をもとにつくられており、それを変更することはしない。試験答案紙、レポート、届出書、願出書等には、氏名と共に記載すること。
- 3 学生証を紛失したときは、直ちに届け出ること。再交付は、写真（たて4.0cm×よこ3.0cm）を添えて申請すること。
- 4 卒業・退学等で学籍を離れた場合には、直ちに学生証を返却すること。

10 在学証明書、学生旅客運賃割引証（学割証）、卒業・修了見込証明書、成績証明書

在学証明書、学割証、卒業・修了見込証明書（ただし最終学年も者のみ）及び成績証明書は、証明書自動発行機により、即時に証明書を発行する。次の事項に留意の上、利用すること。

1 発行する証明書（1回の発行可能数）

在学証明書（5枚）

学割証（2枚）

卒業・修了見込証明書（5枚）

成績証明書（5枚）

2 発行機稼働時間 8:30～21:00

（ただし、次の※印を付した箇所は、夜間閉鎖されるので施錠時までの利用となる。）

3 発行機の設置場所

川内北地区 教育・学生支援部管理棟1階事務室前

〃 〃 2階事務室前

川内南地区 文科系総合研究棟玄関ロビー ※

北青葉山地区 理学部教務係窓口前 ※

青葉山地区 工学部管理棟玄関ロビー

星陵地区 星陵会館2階ロビー ※

雨宮地区 農学部管理棟玄関 ※

片平地区 エクステンション教育研究棟1階
エントランスホール ※

（所属学部のある地区にかかわらず、どの発行機でも利用できる。）

4 その他

1 証明書発行機の利用には、学生証（IDカード）が必要である。

2 学生証を紛失または破損等をした場合は、直ちに教務係に届け出て再交付の申請をすること。

3 学割は、JRが学生の勉学を容易にするために与える特典であるから、その使用にあたっては定められた事項を遵守し、不正行為のないように注意すること。

4 学割の交付枚数は、原則として年間一人20枚である。

11 駐車規制等について

1 キャンパス内での駐車は認めない。ただし、本人自身の身体・健康上の理由から特に自動車通学が不可欠であると認められる学生に限り、駐車を許可することがある。

2 バイク・自転車等は所定の場所に駐輪すること。

12 授業料

1 授業料は、手続きを行った銀行口座から引き落とされるので、納付の月（前期分4月、後期分10月）の下旬には残高に注意すること。

2 授業料を4月又は10月に納入することが困難な場合には、所定の期限までに、徴収

猶予（延納・分納）を願い出ること。

- 3 経済的事由等により授業料の納入が困難な場合には、願出により、授業料を免除することがある。
- 4 授業料免除の願出は、各期の所定の期日までに、必要な証明書等を添えなければならない。

13 奨学金

奨学金は、日本学生支援機構（元日本育英会）、地方公共団体及び民間育英団体において毎年4月・5月頃募集している。詳細はその都度掲示するので、希望者は注意すること。

14 健康診断

- 1 学生は、毎年1回定期健康診断を受けなければならない。やむを得ない理由で受診できないときは、事前に申し出ること。
- 2 受診しない者には、就職及び大学院受験等のための健康診断書が発行されない。

15 学生窓口案内

本学部事務部（教務係、会計係）は、原則として3年及び4年の学部学生そして大学院学生を対象とする。（1年及び2年の学部学生は、教育・学生支援部事務（川内北キャンパス）で取り扱う。）

本学部事務窓口の受付時間は、次のとおりである。

8：45～12：45 13：45～16：45

なお、土曜日、日曜日、祝日、休日及び年末年始（12月29日～1月3日）は、一切の窓口業務を行わない。

法学部教室等の使用について

1 教室の使用について

- 1 法学部の教室は、授業のほか、法学部及び法学研究科に所属する学生の**学習・研究を目的とする会合のため、その他学部長が特に必要と認めた目的のために使用するものとする。**
- 2 教室を使用しようとする者は、学部長あての使用願を、**使用日の3日前**までの執務時間内に教務係に提出し、使用の許可を得なければならない。
- 3 教室の使用時間は、**午前9時から午後8時（土曜日は午後6時）**までとし、日曜日、その他の休日には使用することができない。
- 4 教室の使用許可を受けた者は、使用に際して、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 使用時間を厳守すること。
 - (2) 建物・施設及び備品等を汚損・破損又は滅失させないこと。汚損・破損又は滅失させた場合には、弁償すること。
 - (3) 室内の秩序維持に努め、喧騒にならないこと。
 - (4) 使用を認められた教室を他の者に転貸しないこと。
 - (5) 室内の備品を室外に移動しないこと。
 - (6) 使用後は、室内の火気取締り、整頓及び戸締りを行うこと。
 - (7) 室内は禁煙とする。

2 学生控室の使用について

- 1 法学部の学生控室は、法学部及び法学研究科に所属する学生の**学習・研究を目的とする会合**に使用するものとする。
- 2 控室を使用しようとする者は、学部長あての使用届を、**使用日の前日**までに教務係に提出しなければならない。
- 3 控室の使用時間は**午前9時から午後9時まで**とし、土曜日、日曜日、その他の休日には使用することができない。
- 4 控室の使用を届け出た者は、使用に際して、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 使用時間を厳守すること。
 - (2) 建物・施設及び備品等を汚損・破損及び滅失させないこと。汚損・破損及び滅失させた場合には、弁償すること。
 - (3) 室内の秩序維持につとめ、喧騒にならないこと。
 - (4) 使用を認められた控室を他の者に転貸しないこと。

- (5) 室内の備品を室外に移動しないこと。
- (6) 使用後は、**室内の火気取締り、整頓及び戸締り**を行うこと。

3 リフレッシュルーム（学生談話室）の利用について

- 1 法学部のリフレッシュルームは、法学部及び法学研究科に属する学生が、休憩するために利用できる場所とする。
- 2 リフレッシュルームの利用時間は、**午前 8 時30分から午後 5 時まで**とし、土曜日、日曜日、その他の休日には利用することができない。
- 3 リフレッシュルームを利用する場合には、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 使用時間を厳守すること。
 - (2) 建物・施設及び備品等を汚損・破損及び滅失させないこと。汚損・破損及び滅失させた場合には、弁償すること。
 - (3) 室内では、静粛にすること。
 - (4) 室内の備品を移動しないこと。

4 学生ロッカーの使用について

- 1 ロッカールームに設置してある学生ロッカーの使用を希望する者は、学部長あて使用願を会計係に提出し、許可を得なければならない。
- 2 ロッカーの使用時間は、**午前 8 時30分から午後 5 時まで**とし、土曜日、日曜日、その他の休日には使用することができない。
- 3 ロッカーを使用する者は、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 使用時間を厳守すること。
 - (2) ロッカーを汚損又は破損させないこと。汚損又は破損させた場合には弁償すること。
 - (3) 使用を許可されたロッカーを他の者に転貸しないこと。
 - (4) ロッカーを移動しないこと。
 - (5) 鍵は、自己の負担において準備し、施錠すること。
 - (6) ロッカーは、**4 年次の 2 月末日までに必ず返却すること**。ただし、その前でも、ロッカーを使用しなくなった場合には、直ちに返却すること。

法学部・法学研究科図書室の利用について（学部学生）

場 所：法学部研究棟 1 階

窓口利用時間：平日 午前 9 時～午後 5 時

閉室：土曜日，日曜日，祝日（振替休日含む），夏季（計画年休期間中），
年末年始（12月29日～1月3日），
学部入試一般選抜試験当日（2月25・26日）

※業務の都合により臨時に閉室する場合があります。

閲 覧

閲覧カードに希望の書名等を記入し，学生証を添えて窓口へ提出し，学生閲覧室でご利用ください。一度に閲覧できるのは5冊までです。

複写サービス

法学部図書室では複写サービスは行っておりません。学生閲覧室にプリペイドカード式のコピー機（1台）がありますので，そちらをご利用されるか，校内にある他の複写施設をご利用ください。

なお，図書室ではカードを販売しておりません。生協等でお求め下さい。

所 蔵 資 料

東北大学附属図書館オンライン目録で、配架場所が「法図書室」と表示される資料を所蔵しています。

（※和洋雑誌，各国判例集，法規集，官庁刊行物及び参考図書等

単行本は原則として附属図書館にて保管・管理されております。）

入 庫 の 可 否

入庫を申請し，ガイダンスを受けた方のみ入庫できます。それ以外の方は，窓口のみの利用となりますのでご了承ください。

大学院生の方は，<http://www.law.tohoku.ac.jp/library/>の「利用案内」をご覧ください。

東北大学法学会会則

第1条 本会は、東北大学法学会と称する。

第2条 本会は、次の事業を行う。

- 1 雑誌「法学」の発行
- 2 法学・政治学に関する研究及び講演会開催
- 3 その他法学・政治学の研究及び普及に必要な事業

第3条 本会は、次の会員を以て組織する。

- 1 通常会員 本学部教授、准教授、専任講師、助教及び本会の趣旨に賛同して入会した者
- 2 特別会員 本学法学部教授及び准教授の前任者並びに評議員会で推薦した者
- 3 学生会員 本学法学部学生及び本学大学院法学研究科学生

第4条 会員は、雑誌「法学」の配布を受けるものとする。

通常会員及び学生会員は、所定の会費を納めることを要する。

第5条

- 1 本会は、次の役員をおく。
 - (1) 会長 本学法学部長を以て充てる。
 - (2) 評議員 本学法学部教授及び准教授を以て充てる。
 - (3) 会計担任及び編集担任は、評議員中から会長が委嘱する。
- 2 本会に、名誉評議員をおく。名誉評議員は、本学法学部の名誉教授を以て充てる。

第6条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日を以て終了する。

第7条 本会の会則の変更及び細則の制定は、評議員会の議決による。

東北大学法学会会費規定

第1条 通常会員は、年額10,000円（助教は7,000円）、学生会員は、年額5,000円の会費を納める。

第2条

1 学生会員は、入学に際し、それぞれ次の金額を会費として予納するものとする。

- ① 学部学生は4ヵ年分の会費として20,000円
- ② 研究大学院前期2年の課程の学生は2ヵ年分の会費として10,000円
- ③ 研究大学院後期3年の課程の学生は3ヵ年分の会費として15,000円
- ④ 公共政策大学院及び法科大学院既修者コースの学生は2ヵ年分の会費として10,000円
- ⑤ 法科大学院未修者コースの学生は3ヵ年分の会費として15,000円

2 前項の各年限を越えて在学する者は、毎年5,000円の会費を納める。

第3条 第2条の金員は、在学年数（端数は1年として算入する）に応じて清算するものとする。

東北大学法学部同窓会会則

第1章 総 則

第1条 本会は東北大学法学部同窓会と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、母校との連絡を密にすることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の発行
- (2) 会報の発行
- (3) 講演会、懇話会その他の集会
- (4) その他必要な事業

第4条 本会の事業所を東北大学法学部内に置く。

- 2 必要と認めたときは、支部を置くことができる。

第2章 会 員

第5条 本会の会員は、次の資格を有するものとする。

- (1) 東北（帝国）大学法学部法学科卒業生
 - (2) 東北大学法学部在学生および卒業生
 - (3) 東北大学法学研究科課程在学生および修了者
 - (4) 研究のため法学研究科に在籍した者
 - (5) 前各号に順ずる者
- 2 東北大学大学院法学研究科・法学部教員および旧教員ならびに法文学部旧職員は特別会員とする。

第3章 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------|-----|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 若干名 |
| 理 事 | 若干名 |
| 監 事 | 3 名 |

第7条 会長は東北大学法学部長に委嘱する。

- 2 副会長、理事および監事は総会において会員のうちから選出する。
- 3 副会長、理事および監事の任期は2年とする。

第4章 会議および事務局

第8条 通常総会は、毎年1回開催し次の事項を審議決定する。

- (1) 予算および決算に関する事項
- (2) その他本会の運営に関する重要事項

2 理事会において必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。

第9条 理事会は、会長、副会長および理事をもって構成し、会務の執行に関する必要事項を審議決定する。

第10条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長1名、事務局次長若干名、事務局幹事長1名および事務局職員若干名を置き、本会の事務処理および実施に当たらしめる。
- 3 事務局長および事務局次長は、理事のうちから会長が委嘱する。
- 4 事務局幹事長は東北大学法学部事務長に委嘱する。

第5章 会 計

第11条 毎年会費（運営協力金）は3,000円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、在学生会員は入学時に所定の年限分の会費を前納することとし、その金額は下記の通りとする。

	区 分	所定年限	前納金額
学部生	全 員	4 年	10,000 円
大学院生	研究大学院 前期	2 年	5,000 円
	後期	3 年	7,500 円
	法科大学院 未習	3 年	7,500 円
	既習	2 年	5,000 円
	公共政策大学院	2 年	5,000 円

第12条 会員名簿を発行するときは有料とし、実費を以って配布する。

第13条 本会の会計年度は、その年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第14条 本会の経費は会員よりの会費（運営協力金）および特別寄付金等を以ってこれに充てる。

附 則

- (1) この会則は平成15年10月31日に施行し、平成16年4月1日から適用する。
- (2) いわゆる終身会員制度はこれを廃止する。ただし、従来の終身会員に対しては、入会后10年間は、第11条第1項の会費納入の要請を行わない。

法学部・法学研究科教職員名簿

法学部長
法学研究科長
教授 水野紀子

TEL 7 9 5 - 6 1 9 5 (研究室) 5 2 0 号室
6 1 7 0 (研究科長室)

教授	稲植榎	葉木本	俊哉	7 9 5 - 6 2 1 0	6 1 1 号室
"	榎	本	俊	6 2 0 3	5 1 9 号室
"	大	内	孝仁	6 2 0 4	5 0 2 号室
"	岡	西	勝志	6 2 3 7	6 0 3 号室
"	樺	本	一	6 2 1 3	5 1 8 号室
"	小	島	郎	6 2 0 2	6 2 1 号室
"	坂	粥	宏	6 1 9 3	6 2 2 号室
"	々	田	通	6 2 1 5	5 0 1 号室
"	佐	木	一	6 1 8 5	2 6 0 2 号室
"	信	藤	弘	6 2 1 2	6 1 3 号室
"	瀬	濃	隆	6 2 0 5	6 0 8 号室
"	島	谷	孝	2 1 7 - 5 0 2 1	(片平)
"	菅	田	雅	7 9 5 - 6 1 8 9	5 0 3 号室
"	序	原	明	6 2 0 8	6 0 9 号室
"	千	澤	泰	6 1 9 2	6 0 7 号室
"	辻	壽	英	6 2 0 6	6 0 1 号室
"	戸	村	哲	6 1 9 7	5 0 5 号室
"	中	澤	み	6 1 9 8	5 1 3 号室
"	成	原	よ	6 2 1 6	2 6 0 3 号室
"	西	瀬	典	6 2 1 1	5 1 0 号室
"	橋	田	樹	6 1 9 1	5 1 2 号室
"	平	本	税	6 2 1 9	6 1 5 号室
"	牧	田	男	6 2 0 0	6 1 4 号室
"	水	原	武	6 1 9 9	2 6 0 5 号室
"	宮	野	出	6 2 1 7	5 2 2 号室
"	横	子	子	6 1 9 5	5 2 0 号室
"	古	司	司	2 1 7 - 5 0 1 8	(片平)
"	吉	正	志	7 9 5 - 3 1 9 2	6 0 6 号室
"	渡	和	志	6 2 0 9	6 1 7 号室
"		達	德	6 1 9 4	6 1 2 号室
"				3 1 5 4	2 5 0 1 号室
教授	官佐中	澤藤島	美一宏		片平
"					片平
"					片平
准教授	蘆阿飯犬井内金河金久桑ト	立南部島塚上海谷崎淑野村マ	美亮介子元治俊成子賢子子ル	6 2 0 7	5 1 1 号室
"	"	"	"	5 9 4 0	6 1 9 号室
"	"	"	"	6 1 8 6	2 6 0 1 号室
"	"	"	"	4 7 7 8	5 1 4 号室
"	"	"	"	6 1 8 4	6 0 4 号室
"	"	"	"	6 1 8 8	6 1 6 号室
"	"	"	"	6 2 3 8	6 0 5 号室
"	"	"	"	2 1 7 - 4 9 7 3	(片平)
"	"	"	"	7 9 5 - 6 2 2 3	2 6 0 4 号室
"	"	"	"	6 2 4 8	2 6 0 9 号室
"	"	"	"	3 6 9 6	2 6 0 6 号室
"	"	"	"	3 1 5 6	2 5 0 2 号室
"	"	"	"	3 7 5 2	5 0 4 号室
"	"	"	"	6 2 3 9	6 1 0 号室
"	"	"	"	6 1 8 3	6 0 2 号室
"	"	"	"	5 9 4 6	2 6 0 8 号室
"	"	"	"	6 2 0 1	5 1 7 号室
"	"	"	"	6 1 8 7	5 0 9 号室
"	"	"	"	6 1 9 6	5 1 5 号室
"	"	"	"	6 2 1 4	6 1 8 号室
"	"	"	"	6 2 2 0	6 2 0 号室
"	"	"	"	6 2 3 5	5 0 7 号室
"	"	"	"	6 2 2 4	5 2 1 号室
"	"	"	"	3 6 6 4	5 0 8 号室
"	"	"	"	6 1 9 0	5 1 6 号室

※ 教員と面会をする場合は、事前に教員に面会日等を予約すること。

【非常勤講師】

河上正二 (民事法入門)
 菱田雄郷 (消費者・家族と法)
 河村和徳 (司法制度論)
 石水村徳修 (民事訴訟法)
 金町勇一郎 (現代政治分析)
 瀧澤真一郎 (比較憲法)
 佐藤理治 (労働法)
 高見真栄 (刑事政策)
 早川岩夫 (ローマ法)
 直磨 (法社会学)
 功一 (中国法)
 井木洋一 (地域研究)
 今井功一 (民法Ⅲ (物権))
 佐々木洋一 (トランスナショナル情報法)
 丹羽芳徳 (実務民事法 (民事訴訟法分野))
 伊藤恒幸 (民事・行政裁判演習)
 翠川幸洋 (エクスターニシップ)
 三輪佳久 (刑事裁判演習)
 関根久攻 (刑事裁判演習)
 伊東満彦 (刑事裁判演習)
 内田正彦 (刑事裁判演習)
 河井聡二 (模擬裁判)
 藤田健二 (少年法・刑事政策)
 黒田健二 (ヨーロッパ法 (EU法))
 廣瀬雄壽 (民事法発展演習)
 中村民彦 (環境法Ⅱ)
 石井正樹 (金融法)
 大本丸彰 (企業法務演習Ⅱ)
 九賀雅顯 (国際民事訴訟法発展)
 芳賀雅昌 (実務労働法Ⅰ)
 原登雄 (実務労働法Ⅱ)
 田子忠雄 (刑事実務演習Ⅰ)
 坂本一也 (刑事実務演習Ⅲ)
 小島妙子 (国際人権・刑事法)
 阿只友高 (ジェンダーと法演習)
 志田民吉 (経済学)
 志田民吉 (財政学)
 志田民吉 (社会福祉法)

【名誉教授】

莊子雄 阿部純 二
 小外田 榮 一
 山田 知 樹
 廣望 聰 夫
 宮林 貞 靖
 榎柳 宙 彦
 父 秀 夫
 近 長 夫

【事務部】

事務部長 山一 典
 庶務係長 沼坂 崇
 会計係長 喜美子
 教務係長 一 宏
 専門職大学院係長 高杉 一

東京大学法学部政治学研究科・教授

東京大学法学部政治学研究科・教授

情報科学研究科・准教授

専修大学法務研究科・教授

東京大学社会科学研究所・教授

大阪市立大学法学研究科・教授

神戸大学法学研究科・教授

東京大学社会科学研究所・教授

東京大学東洋文化研究所・教授

慶應義塾大学法学部・教授

東京大学大学院総合文化研究科・教授

元 最高裁判所・判事

渡邊大司・佐々木洋一 共同法律事務所・弁護士

仙台地方裁判所・判事

伊藤恒幸法律事務所・弁護士

官澤総合法律事務所・弁護士

八島法律事務所・弁護士

長島・大野・常松法律事務所・弁護士

藤田綜合法律事務所・弁護士

内田法律事務所・弁護士

森・濱田松本法律事務所・弁護士

森・濱田松本法律事務所・弁護士

黒田法律事務所・弁護士

立教大学大学院法務研究科・教授

早稲田大学法学部・教授

東北学院大学大学院法務研究科教授

早稲田大学法務研究科・教授

東京国際大学経済学部・教授

森・濱田松本法律事務所・弁護士

明治大学法学部・教授

成蹊大学法学部・准教授

公証人

岐阜大学教育学部・准教授

小島妙子法律事務所・弁護士

福島大学経済経営学類・教授

龍谷大学政策学部・教授

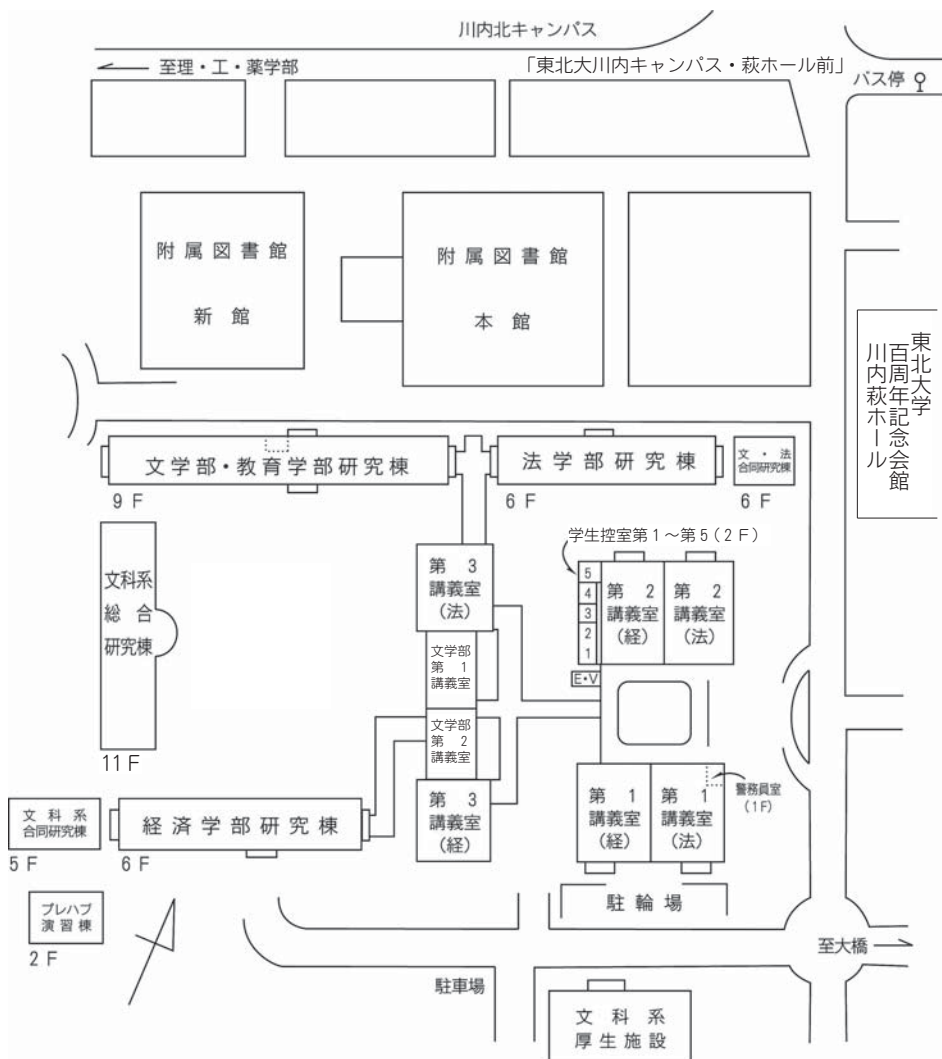
東北福祉大学社会福祉学科・教授

年間行事予定表

月	旬	学 部	研 究 大 学 院
4	上 旬	・授業時間割の発表 ・入学式 ・前期授業開始	・授業時間割の発表 ・入学式 ・前期授業開始
	中 旬	・前期及び通年科目 WEB履修登録	・前期及び通年科目 WEB履修登録 ・日本学生支援機構奨学生願書提出
	下 旬	・前期分授業料納入期限	・前期分授業料納入期限
5	中 旬	・学生定期健康診断	・学生定期健康診断
	下 旬	・法学部連続講義履修登録期間 (～6月上旬)	・法学研究科連続講義履修登録期間 (～6月上旬)
6	下 旬	・本学創立記念日 (6月22日)	・本学創立記念日 (6月22日)
7	下 旬	・前期講義科目筆記試験 (～8月上旬)	・前期講義科目筆記試験 (～8月上旬)
8		・夏季休業	・夏季休業
	下 旬	・後期分授業料免除及び徴収猶予, 月割分納願提出 (～9月中旬)	・後期分授業料免除及び徴収猶予, 月割分納願提出 (～9月中旬)
9		・連続講義の実施 (8月下旬～9月 下旬)	・連続講義の実施 (8月下旬～9月 下旬)
	下 旬	・学位記授与式 ・連続講義筆記試験 (9月29日～30 日)	・学位記授与式 ・連続講義筆記試験 (9月29日～30 日)
10	上 旬	・後期授業開始 ・後期科目WEB履修登録 (日程は掲示にて周知する)	・後期授業開始 ・後期科目WEB履修登録 (日程は掲示にて周知する)
	下 旬	・後期分授業料納入期限	・後期分授業料納入期限
11	上 旬	・大学祭	・大学祭

月	旬	学 部	研 究 大 学 院
12	上 旬		・修士・博士学位論文題目届提出
	下 旬	・冬季休業	・冬季休業
1	上 旬	・後期授業再開	・後期授業再開
	下 旬	・卒業・留年予定届の提出 ・後期及び通年科目筆記試験 (～2月上旬)	・修了・留年予定届の提出 ・後期及び通年科目筆記試験 (～2月上旬)
3	上 旬	・卒業生氏名発表	・修了生氏名発表
	下 旬	・学位記授与式 ・前期分授業料免除及び徴収猶予, 月割分納願提出	・学位記授与式 ・前期分授業料免除及び徴収猶予, 月割分納願提出

文・教育・法・経済学部配置図



法学部棟平面図

6
階

601	602	W・C (男子)	EV		603	604	605	606	607	608	609	610
611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	

5
階

501	502	W・C (女子)	EV		503	504	505	506	507	508	509	510
511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	

4
階

演習室 7 番	演習室 8 番	W・C (男子)	EV									

3
階

会計係	W・C (女子)	EV			印 刷 複写室							
庶務係												
教務係	学 生 窓 口											

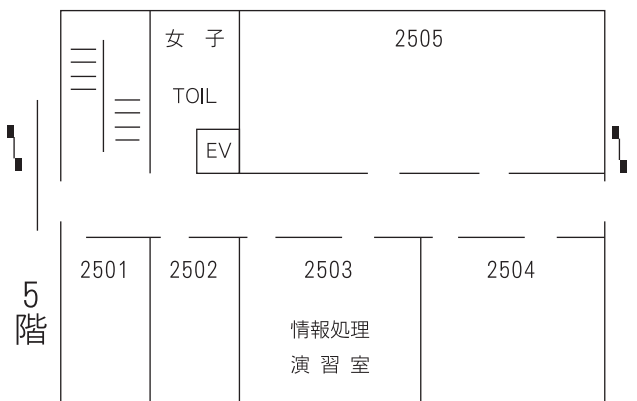
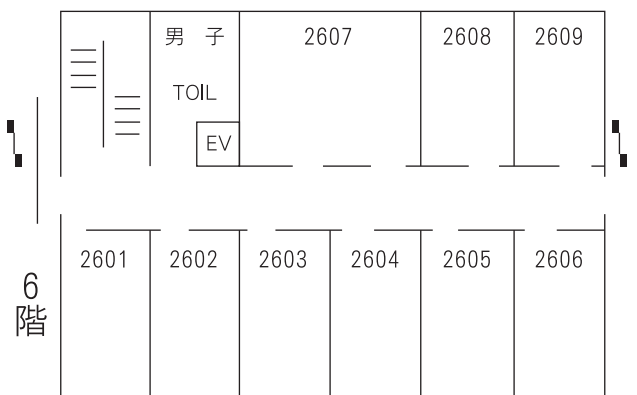
2
階

学 生 相談室	W・C (男子)	W・C (女子)	EV		ロッカールーム			演習室 5 番	演習室 4 番			
	多目的 トイレ											
演習室 1 番	演習室 6 番	学生用 掲示物 コーナー			リフレッシュルーム			演習室 2 番	演習室 3 番			

1
階

	W・C (男子)	W・C (女子)	EV	玄 関								
	多目的 トイレ											
				学 生 閲覧室	窓 口							

文学部・法学部合同研究棟



文学部・教育学部研究棟



東北大学法学部

仙台市青葉区川内27-1

郵便番号 980-8576

電話番号 (022) 795-6175